

平成30年5月31日（木曜日）第1号

○議事日程	1頁
○本日の会議に付した事件	1頁
○出席議員	2頁
○欠席議員	2頁
○説明のため出席した者	2頁
○職務のため出席した事務局職員	3頁
○開会宣告	4頁
○表彰状の伝達	4頁
○開議宣告	8頁
○日程第 1 会期の決定	8頁
○日程第 2 議席の一部変更	8頁
○日程第 3 会議録署名議員の指名	9頁
○諸般の報告	9頁
○日程第 4 議案第66号から 日程第18 議案第80号まで	9頁
○委員会付託省略の議決	11頁
○教育長挨拶	15頁
○農業委員会会長挨拶	16頁
○休会の件	17頁
○散会宣告	17頁

平成30年6月4日（月曜日）第2号

○議事日程	19頁
○本日の会議に付した事件	19頁
○出席議員	19頁
○欠席議員	19頁
○説明のため出席した者	19頁
○職務のため出席した事務局職員	20頁
○開議宣告	21頁
○市長欠席の報告	21頁
○日程第 1 一般質問	21頁

16番 木村清一議員	21頁
8番 木村慶憲議員	35頁
14番 伊藤永慈議員	42頁
13番 山口孝夫議員	54頁
○散会宣告	59頁

平成30年6月5日（火曜日）第3号

○議事日程	61頁
○本日の会議に付した事件	61頁
○出席議員	61頁
○欠席議員	61頁
○説明のため出席した者	62頁
○職務のため出席した事務局職員	62頁
○開議宣告	64頁
○日程第1 一般質問	64頁
2番 花田進議員	64頁
1番 井上浩議員	75頁
25番 平山秀直議員	94頁
20番 福士寛美議員	106頁
18番 松野武司議員	114頁
○散会宣告	125頁

平成30年6月6日（水曜日）第4号

○議事日程	127頁
○本日の会議に付した事件	127頁
○出席議員	127頁
○欠席議員	127頁
○説明のため出席した者	128頁
○職務のため出席した事務局職員	128頁
○開議宣告	130頁
○市長欠席の報告	130頁
○日程第1 議案第66号から議案第74号まで並びに議案第76号及び議	

案第77号	131頁
○日程第2 請願第1号	132頁
○休会の件	132頁
○散会宣告	132頁

平成30年6月14日（木曜日）第5号

○議事日程	133頁
○本日の会議に付した事件	133頁
○出席議員	134頁
○欠席議員	134頁
○説明のため出席した者	134頁
○職務のため出席した事務局職員	135頁
○開議宣告	136頁
○日程第1 議案第67号から 日程第4 請願第1号まで	136頁
○日程第5 議案第66号から 日程第9 議案第74号まで	139頁
○日程第10 議案第76号及び 日程第11 議案第77号	146頁
○日程第12 議案第70号	149頁
○市長挨拶	150頁
○閉会宣告	151頁

署名	153頁
----	------

参考資料

○議決結果表	155頁
○会期及び日程	157頁
○一般質問通告表	159頁
○議案付託区分表	165頁
○請願文書表	167頁

平成30年五所川原市議会第2回定例会会議録（第1号）

---

◎議事日程

平成30年5月31日（木）午前10時開会

- 第 1 会期の決定
- 第 2 議席の一部変更
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 議案第66号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 第 5 議案第67号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 第 6 議案第68号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 7 議案第69号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 8 議案第70号 平成30年度五所川原市一般会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第71号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第72号 五所川原市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第73号 五所川原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第74号 工事請負契約の締結について
- 第13 議案第75号 財産の処分について
- 第14 議案第76号 財産の取得について
- 第15 議案第77号 市道路線の認定について
- 第16 議案第78号 教育長の任命について
- 第17 議案第79号 教育委員会委員の任命について
- 第18 議案第80号 十三財産区管理会財産区管理委員の選任について

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（25名）

1番	井上	浩	議員	2番	花田	進	議員
3番	鳴海	初男	議員	4番	木村	博	議員
5番	磯辺	勇司	議員	6番	松本	和春	議員
7番	山田	和宗	議員	8番	木村	慶憲	議員
9番	成田	和美	議員	10番	吉岡	良浩	議員
11番	山田	善治	議員	12番	秋元	洋子	議員
13番	山口	孝夫	議員	14番	伊藤	永慈	議員
16番	木村	清一	議員	17番	稲葉	好彦	議員
18番	松野	武司	議員	19番	寺田	武造	議員
20番	福士	寛美	議員	21番	川浪	茂浩	議員
22番	桑田	茂	議員	23番	三潟	春樹	議員
24番	工藤	武則	議員	25番	平山	秀直	議員
26番	葛西	収三	議員				

---

◎欠席議員（1名）

15番	加藤	磐	議員
-----	----	---	----

---

◎説明のため出席した者（25名）

市	長	平山	誠敏
副市	長	三上	裕行
総務部	長	北川	智章
財政部	長	櫛引	和雄
民生部	長	秋元	建一
福祉部	長	岩崎	孝幸
経済部	長	三橋	大輔
建設部	長	佐々木	秀文
上下水道部	長	岩川	和雄
会計管理者		岩川	静子
教育	長	長尾	孝紀

教 育 部 長	小 林 耕 正
選挙管理委員会 委 員 長	白 川 昭 磨
選挙管理委員会 事 務 局 長	長谷川 哲
監 査 委 員	小田桐 宏 之
監 査 委 員 事 務 局 長	宮 崎 昌 子
農業委員会会長	斎 藤 靖 裕
農 業 委 員 会 事 務 局 長	葛 西 達 也
財 政 課 長	須 藤 淳 也
市 民 課 長	福 士 豊
保護福祉課長	伊 藤 一二三
農林水産課長	今 重 彦
土 木 課 長	小田桐 繁 寿
経営管理課長	三 和 不二義
教育総務課長	川 浪 生 郎

---

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	浅 利 寿 夫
次 長	山 本 弘 隆

◎開会宣告

- 磯辺勇司議長 ただいまの出席議員25名、定足数に達しております。  
これより平成30年五所川原市議会第2回定例会を開会いたします。

◎表彰状の伝達

- 磯辺勇司議長 議事に入る前に、去る5月30日開催の全国市議会議長会第94回定期総会において、市議会議員として市政の振興に努められた功績により、在職20年以上の議員として川浪茂浩議員、福士寛美議員、寺田武造議員、山口孝夫議員、松野武司議員、稲葉好彦議員、そして私、磯辺勇司の7名が、在職15年以上の議員として秋元洋子副議長、伊藤永慈議員の2名が表彰されました。受賞者の方々に対し、心から敬意を表するとともに、お祝いを申し上げます。  
これより表彰状の伝達を行います。初めに、在職20年以上の表彰を受けられた方々は、前のほうへお願いいたします。

表 彰 状

五所川原市

川 浪 茂 浩 殿

あなたは五所川原市議会議員として20年の長きにわたって五所川原市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第94回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰をいたします

平成30年5月30日

全国市議会議長会

会長 山 田 一 仁

(表彰状贈呈)

(拍手)

表 彰 状

五所川原市

福 士 寛 美 殿

あなたは五所川原市議会議員として20年の長きにわたって五所川原市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第94回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰をいたします

平成30年 5 月30日

全国市議会議長会

会長 山 田 一 仁

(表彰状贈呈)

(拍手)

表 彰 状

五所川原市

寺 田 武 造 殿

あなたは五所川原市議会議員として20年の長きにわたって五所川原市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第94回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰をいたします

平成30年 5 月30日

全国市議会議長会

会長 山 田 一 仁

(表彰状贈呈)

(拍手)

表 彰 状

五所川原市

山 口 孝 夫 殿

あなたは五所川原市議会議員として20年の長きにわたって五所川原市政の発展に尽くされその功績は特に著し



いものがありますので第94回定期総会にあたり本会表彰  
規程によって特別表彰をいたします

平成30年5月30日

全国市議会議長会

会長 山 田 一 仁

(表彰状贈呈)

(拍手)

表 彰 状

五所川原市

松 野 武 司 殿

あなたは五所川原市議会議員として20年の長きにわた  
って五所川原市政の発展に尽くされその功績は特に著し  
いものがありますので第94回定期総会にあたり本会表彰  
規程によって特別表彰をいたします

平成30年5月30日

全国市議会議長会

会長 山 田 一 仁

(表彰状贈呈)

(拍手)

表 彰 状

五所川原市

稲 葉 好 彦 殿

あなたは五所川原市議会議員として20年の長きにわた  
って五所川原市政の発展に尽くされその功績は特に著し  
いものがありますので第94回定期総会にあたり本会表彰  
規程によって特別表彰をいたします

平成30年5月30日

全国市議会議長会

会長 山 田 一 仁  
(表彰状贈呈)  
(拍手)

○浅利寿夫議会事務局長 次に、在職15年以上の表彰を受けられた方々は、前のほうへお願ひいたします。

表 彰 状

五所川原市

秋 元 洋 子 殿

あなたは五所川原市議会議員として15年五所川原市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第94回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成30年 5 月30日

全国市議会議長会

会長 山 田 一 仁

(表彰状贈呈)

(拍手)

表 彰 状

五所川原市

伊 藤 永 慈 殿

あなたは五所川原市議会議員として15年五所川原市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第94回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成30年 5 月30日

全国市議会議長会

会長 山 田 一 仁

(表彰状贈呈)

(拍手)

○磯辺勇司議長 以上をもって、表彰状の伝達を終わります。

市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

市長。

○平山誠敏市長 一登壇一

このたび市政振興の功勞により、全国市議会議長会の表彰の榮に浴されました磯辺勇司議長、川浪茂浩議員、福士寛美議員、寺田武造議員、山口孝夫議員、松野武司議員、稲葉好彦議員、秋元洋子副議長、伊藤永慈議員に対しまして、心よりお祝い申し上げます。

これもひとえに議員諸氏の長年にわたる御功績のたまものであり、今回の表彰授与を一つの契機としていただき、今後とも市勢伸展のため、より一層の御支援と御尽力を賜りますようお願い申し上げます、お祝いの言葉とさせていただきます。まことにおめでとうございます。

---

◎開議宣告

○磯辺勇司議長 これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めます。

---

◎日程第1 会期の決定

○磯辺勇司議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から6月14日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日間と決定いたしました。

---

◎日程第2 議席の一部変更

○磯辺勇司議長 日程第2、議席の一部変更を議題といたします。

本件は、会派の異動に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、1番、松本和春議員を6番に、2番、井上浩議員を1番に、3番、花田進議員を2番に、5番、山田和宗

議員を7番に、6番、木村慶憲議員を8番に、7番、成田和美議員を9番に、8番、吉岡良浩議員を10番に、9番、鳴海初男議員を3番に、10番、木村博議員を4番に、11番、山口孝夫議員を13番に、12番、山田善治議員を11番に、13番、秋元洋子副議長を12番に、14番、稲葉好彦議員を17番に、15番、松野武司議員を18番に、16番、寺田武造議員を19番に、17番、桑田茂議員を22番に、18番、伊藤永慈議員を14番に、19番、加藤磐議員を15番に、20番、木村清一議員を16番に、21番、福士寛美議員を20番に、22番、川浪茂浩議員を21番に、私4番、磯辺勇司を5番に変更するものであります。

お諮りいたします。本件について、ただいま申し上げたとおり変更することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、議席の一部を変更することに決しました。

議席変更のため暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

---

午前10時16分 再開

○磯辺勇司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○磯辺勇司議長 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、25番、平山秀直議員、26番、葛西収三議員、1番、井上浩議員を指名いたします。

---

◎諸般の報告

○磯辺勇司議長 次に、諸般の報告をいたします。

市長より報告第3号から報告第18号までの16件の報告が、また監査委員より地方自治法の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。報告書は、お手元のタブレット端末に配信しておりますので、御了承願います。

---

◎日程第4 議案第66号から

日程第18 議案第80号まで

○磯辺勇司議長 次に、日程第4、議案第66号 専決処分の承認を求めることについてか

ら日程第18、議案第80号 十三財産区管理会財産区管理委員の選任についてまでの15件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

#### ○平山誠敏市長 一登壇一

平成30年五所川原市議会第2回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を説明いたします。

議案第66号から議案第69号までの4件は、専決処分の承認を求めることについてであります。議案第66号は、五所川原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第67号は、五所川原市税条例等の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第68号は、五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第69号は、五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第70号は、平成30年度五所川原市一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ930万7,000円を減額し、その予算の総額を歳入歳出それぞれ314億8,369万3,000円とするものであります。

議案第71号は、五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。児童福祉法の改正に伴い、五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会の名称及び担当する事務を改め、あわせて所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第72号は、五所川原市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、助成の対象者の要件を変更するとともに、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第73号は、五所川原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。放課後児童支援員の基礎資格等の対象を拡大し、あわせて放課後児童支援員の基礎資格である教員免許の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にするため提案するものであります。

議案第74号は、工事請負契約の締結についてであります。地方自治法第96条第1項第

5号及び五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第75号は、財産の処分についてであります。地方自治法第96条第1項第8号及び五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第76号は、財産の取得についてであります。地方自治法第96条第1項第8号及び五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第77号は、市道路線の認定についてであります。道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第78号は、教育長の任命についてであります。教育長として、長尾孝紀氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第79号は、教育委員会委員の任命についてであります。教育委員会委員として、木村吉幸氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第80号は、十三財産区管理会財産区管理委員の選任についてであります。十三財産区管理会の財産区管理委員を選任するため、五所川原市財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同賜りますようお願い申し上げます。

---

#### ◎委員会付託省略の議決

○磯辺勇司議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第13、議案第75号 財産の処分について及び日程第16、議案第78号 教育長の任命についてから、日程第18、議案第80号 十三財産区管理会財産区管理委員の選任についてまでの4件は委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、以上の4件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

---

○磯辺勇司議長 初めに、議案第75号 財産の処分についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○磯辺勇司議長 次に、議案第78号 教育長の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第78号は同意することに決しました。

---

○磯辺勇司議長 次に、議案第79号 教育委員会委員の任命について質疑を行います。

16番、木村清一議員。

○16番 木村 清一議員 この方の任期はいつですか。それと、市長の任期をちょっとお伺いします。

○磯辺勇司議長 教育部長。

○小林耕正教育部長 木村吉幸さんの任期につきましては、平成30年8月2日までとなっております。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 市長の任期は、7月8日までとなっております。

○磯辺勇司議長 16番、木村清一議員。

○16番 木村 清一議員 今般6月24日に選挙があるわけですが、市長選。説明会に行かれ

た方は2名様、要するに新人2名なわけです。新しく市長になる人の前に、8月に任期が切れる教育委員を果たして選任してよろしいのか。今選ばれる市長に、新しい市長に対して失礼に当たるんじゃないかと。どのように考えておりますか。提案者をお願いします。

○磯辺勇司議長 市長。

○平山誠敏市長 私の任期は7月8日でございますが、8月の2日でしたか、任期ということで、それまで待つことによって教育委員の空白期間が生じるということで、私の任期中に提案したということでございます。

○磯辺勇司議長 16番、木村清一議員。

○16番 木村 清一議員 別にあなた、終わった後の心配しなくてもいいんじゃないですか。新しく市民から選ばれた人がそうやって提案して決めるべきじゃないか。だから、臨時議会でも開いて、いろんな面でそれは新しい市長に任せるべきじゃないかと、私はそう思うんですけども。

○磯辺勇司議長 市長。

○平山誠敏市長 それは、さまざまな御意見もあるし、見方もあろうかと思しますので、それで議会に提案した次第でございますが、議会の中で否決されますと、これは次になるということだと思えます。ぜひ御審議いただきたいということで提案していました。

○磯辺勇司議長 16番、木村清一議員。

○16番 木村 清一議員 押し問答かわかんないけども、あなたと私の見解の相違と言えはそんだけかわかんないけども、普通は新しい市長に失礼に当たるという行為だと思います。やっぱり新しい市長がそうやって選任して選ぶべきと私は思うんですけども、見解の相違と言えはそういうのなんだかわかんないけども、でもやっぱり新しい市長に失礼な感じします。誰が上がろうとしてでもです。

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います、通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 御異議がありますので、会議規則第74条の2第1項の規定に基づき、電子表決システムによる投票により採決をいたします。

ただいまの出席議員は24名であります。

念のため申し上げます。



本件は原案のとおり同意することを可とする議員は賛成のボタンを、否とする議員は反対のボタンを押して投票してください。

なお、会議規則第74条の2第3項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみなします。

それでは、投票を開始いたします。

(投票)

○磯辺勇司議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

投票の結果を報告いたします。

賛成17票

反対6票

白票1票

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。投票状況をディスプレイにて表示いたします。

---

#### 議案第79号を可とする議員の氏名

6番 松本和春 議員	7番 山田和宗 議員
8番 木村慶憲 議員	9番 成田和美 議員
10番 吉岡良浩 議員	11番 山田善治 議員
12番 秋元洋子 議員	17番 稲葉好彦 議員
18番 松野武司 議員	19番 寺田武造 議員
20番 福士寛美 議員	21番 川浪茂浩 議員
22番 桑田茂 議員	23番 三潟春樹 議員
24番 工藤武則 議員	25番 平山秀直 議員
26番 葛西収三 議員	

#### 否とする議員の氏名

1番 井上浩 議員	2番 花田進 議員
3番 鳴海初男 議員	4番 木村博 議員
14番 伊藤永慈 議員	16番 木村清一 議員

#### 賛否を明らかにしない議員の氏名

○磯辺勇司議長 次に、議案第80号 十三財産区管理会財産区管理委員の選任について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第80号は同意することに決しました。

---

◎教育長挨拶

○磯辺勇司議長 教育長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

教育長。

○長尾孝紀教育長 一登壇一

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま私の教育長の任命につきまして市議会の同意をいただきまして、まことにありがとうございます。改めて身の引き締まる思いでいっぱいでございます。

さて、平成27年4月にスタートした新教育委員会制度では、教育に関する大綱の策定や総合教育会議の開催を通じて、地方公共団体の長と教育委員会が十分に意思疎通を図り、より一層民意を反映した教育行政を進めていくことが求められました。

五所川原市教育委員会では、このことを受け、平成27年10月に策定された五所川原市教育施策の大綱の基本理念であり、五所川原市教育振興計画の基本政策でもある「個性を伸ばし育む人財・文化づくり」の実現に向けて、五所川原市の学校教育及び社会教育を推進するため、市の現状と課題を明確にした上で、効率的かつ効果的な教育施策の実施に努めております。

また、平成29年3月には現学習指導要領が改訂され、小学校では平成32年度から、中学校では33年度から新学習指導要領が全面実施されますが、今年度から移行期間に入っており、多くの内容が先行実施されております。これらを推進していくためには、その直接の担い手である教職員の資質能力の向上がますます重要になってきております。五

所川原市教育委員会では、今後とも校内研究、授業づくり、生徒指導、特別支援教育等、さまざまな研修会を開催し、教職員の研修体制の強化、環境整備の充実に努めてまいります。

いつの時代も教育の営みは人づくりであり、新しい時代を主体的に切り開いていく子供たち一人一人を育てることにあるということを常に念頭に置き、これまでも不易とされてきた時代を超えて変わらない価値のあるものに加え、新しい時代にしっかり対応する力を子供たちに身につけさせるため、市長部局と連携を図りながら、精いっぱい職責を全うしたいと考えております。

市議会の皆様を初め、市民の皆様の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

ありがとうございました。

---

◎農業委員会会長挨拶

○磯辺勇司議長 次に、先般就任されました農業委員会会長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

農業委員会会長。

○齋藤靖裕農業委員会会長 一登壇一

皆様、改めましておはようございます。このたび五所川原市農業委員会会長を仰せつかりました齋藤靖裕でございます。木々の香り心地よいこの場をおかりして一言御挨拶を申し上げます。

御承知のように農業は食料の安定供給を担う重要な産業であり、同時に自然環境の保全と良好な景観の形成、稲作文化と民俗の伝承など、多面的な機能を担っております。しかしながら、我が国の農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。本市においても、農家の高齢化や後継者不足、耕作放棄地などの問題を抱えております。

このような中、平成28年に農業委員会法が改正され、これまでの農地法に基づく権利の移動許可等に加え、担い手の農地利用の集積と集約化及び遊休農地の発生防止の解消や新規参入の促進といった農地利用の最適化の推進が必須業務となりました。

本市農業委員会においても、今年度より農地利用最適化推進委員18名を委嘱し、これまで以上にみずから行動する組織体制を構築し、本市の財産である農地を守り、また農地の有効活用を促進し、農業振興の向上に努めてまいりますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。

貴重なお時間を拝借し、まことにありがとうございました。

---

◎休会の件

○磯辺勇司議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明6月1日から3日までの3日間は議案熟考のため休会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、3日間は休会することに決しました。

次回は、6月4日定刻より会議を開きます。

---

◎散会宣告

○磯辺勇司議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時43分 散会

平成30年五所川原市議会第2回定例会会議録（第2号）

---

◎議事日程

平成30年6月4日（月）午前10時開議

第 1 一般質問（4人）

- 16番 木村 清一 議員
  - 8番 木村 慶憲 議員
  - 14番 伊藤 永慈 議員
  - 13番 山口 孝夫 議員
- 

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（26名）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1番 井上 浩 議員   | 2番 花田 進 議員   |
| 3番 鳴海 初男 議員  | 4番 木村 博 議員   |
| 5番 磯辺 勇司 議員  | 6番 松本 和春 議員  |
| 7番 山田 和宗 議員  | 8番 木村 慶憲 議員  |
| 9番 成田 和美 議員  | 10番 吉岡 良浩 議員 |
| 11番 山田 善治 議員 | 12番 秋元 洋子 議員 |
| 13番 山口 孝夫 議員 | 14番 伊藤 永慈 議員 |
| 15番 加藤 磐 議員  | 16番 木村 清一 議員 |
| 17番 稲葉 好彦 議員 | 18番 松野 武司 議員 |
| 19番 寺田 武造 議員 | 20番 福士 寛美 議員 |
| 21番 川浪 茂浩 議員 | 22番 桑田 茂 議員  |
| 23番 三潟 春樹 議員 | 24番 工藤 武則 議員 |
| 25番 平山 秀直 議員 | 26番 葛西 収三 議員 |
- 

◎欠席議員（なし）

---

◎説明のため出席した者（24名）

副市長 三上裕行

総務部長	北川智章
財政部長	櫛引和雄
民生部長	秋元建一
福祉部長	岩崎孝幸
経済部長	三橋大輔
建設部長	佐々木秀文
上下水道部長	岩川和雄
会計管理者	岩川静子
教育長	長尾孝紀
教育部長	小林耕正
選挙管理委員会 委員長	白川昭磨
選挙管理委員会 事務局局長	長谷川 哲
監査委員	小田桐宏之
監査委員 事務局局長	宮崎昌子
農業委員会 委員長	斎藤靖裕
農業委員会 事務局局長	葛西達也
財政課長	須藤淳也
健康推進課長	松山明央
介護福祉課長	藤元泰志
農林水産課長	今 重彦
公園管理課長	赤城 一
経営管理課長	三和不二義
教育総務課長	川浪生郎

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	浅利寿夫
次長	山本弘隆

---

◎開議宣告

○磯辺勇司議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員26名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めます。

---

◎市長欠席の報告

○磯辺勇司議長 副市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。副市長。

○三上裕行副市長 おはようございます。御報告を申し上げます。

本日、平山市長は市議会に出席する予定でありましたが、けさから体調がすぐれず、やむなく欠席することとなりました。

また、明日も出席することは難しく、口頭ではありますが、議長に本日と明日の2日間、欠席する旨を届けております。

おわびを申し上げますとともに、御理解を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

---

◎日程第1 一般質問

○磯辺勇司議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。また、1回目の質問については一括で質問、答弁を行い、再質問以降については一般質問通告書の質問要旨ごとに順次質問、答弁を行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、16番、木村清一議員の質問を許可いたします。16番、木村清一議員。

○16番 木村清一議員 おはようございます。まずもって、こんなすばらしい議場で、古い議場はわかりませんが、歴史に刻むように第1回目の一般質問は木村清一だというぐあい、大変議員の皆様、そしてまた特に会派の皆さんにはお礼を申し上げたいというぐあいに思います。

こんな立派な庁舎を建ててくれました市長さん、何かまた体調がすぐれないみたいで入院していると。そしてまた、私が12月に質問したときにいなかった。それと今回です。

何か私を避けているような感じがするんですけども、議長に申し上げます。市長さんには議会を軽視はしないでくださいというぐあいに入力をお願いしたいと思います。

市長についてかなり言おうと思いましたが、12年間、まずは当初なったころは財政再建、財政的に大変厳しい3年間ですか、厳しい財政運営を強いられたわけです。

また、財政健全化計画というぐあいにして、運営していただいたわけですけども、ただこの12年間、今回市長はいませんが、平山市長は約300億円のインフラ整備をしたと。歴代にない人なわけです。私も、その以前の成田守さんに仕えたときは、選挙のときは箱物は建てませんというぐあいに言うんですけども、市長になったらやっぱり箱物が好きなようで、建ててしまうのが常なようです。でも、当時、12年前、450億円か460億円、借金があったわけですけども、今回560億円ですか、市の財政、12年間のうちに五所川原の財政を100億円増やしたと、要するに借金を増やしたというぐあいに思うわけです。

それで、今回の質問のあれですけども、市長がいないのであれですけども、まずは1回目の一通り質問をしたいと思えます

まず、工事請負契約、要するに芦野公園桜松橋改修工事の延長について。昨年12月議会に加藤磐議員が質問しましたが、当時の建設部長は3月中には完成するというぐあいに答弁されておりました。それが延期になった理由をお願いしたい。

それから、2番目に川倉の湯っこ改修工事の原因について。昨年10月下旬ですか、不都合が生じて、たしか今年の3月まで川倉の湯っこは閉館になったと。業者のほうで全額負担されて修理されたようですけども、一体この原因は何だったのか。

それから次に、光熱費の契約について。平山市政が誕生して新築された建物で、都市ガスを使用している建物はどのくらいあるのか。

2つ目に、都市ガスを使用した理由について。また、防災上の問題点はないのか。

3つ目に、随意契約の内容について。

最後に、学校給食センターの光熱費の契約について。

以上、1回目の質問を終わりたいと思えます。できる限り簡単をお願いします。

○磯辺勇司議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

○佐々木秀文建設部長 工期の延長について説明いたします。

芦野公園桜松橋は、橋の上からの桜と湖面が織りなす絶景が楽しめる憩いの場となっておりますが、このたび改修工事の完了時期がおくれ、今年の桜まつりに通行できなかったことに対しまして、通行を楽しみにしていた観光客や公園利用の皆様には改めてお



わびを申し上げます。

芦野公園桜松橋改修工事は、平成30年3月25日を工期として進めてまいりましたが、つり橋を支えるワイヤーケーブルや橋の通路床材を受けるアルミ部材の納入がおくれ、その後の工程に進むことができなくなったことから、延長したものでございます。

現在全国で橋梁の長寿命化修繕事業が行われており、改修工事に必要な主要部材を依頼している製作メーカーにおいて、部材の製作が追いついていないということが納入のおくれた原因でございます。

今後末永く芦野公園利用者が安全に利用できるよう桜松橋をリニューアルいたしますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○磯辺勇司議長 福祉部長。

○岩崎孝幸福祉部長 川倉の湯っこ改修工事の経緯と原因についてお答えします。

平成29年10月20日、男子浴室の浴槽タイルからタール状の黒褐色の物質がにじみ出ていると指定管理者である五所川原市社会福祉協議会のほうから連絡があり、入浴者の健康被害が危惧されることから、翌日から休館としたものでございます。

川倉の湯っこの浴槽壁面の内部構造は、浴槽タイル、タイル下地のモルタル、防水アスファルト、防水シート、それから断熱材、外壁となっており、介護福祉課職員及び施工業者の担当者が調査を行ったところ、3層目の防水アスファルトが浴槽タイル目地のクラックから溶け出しているのではと推測されました。

また、男女浴室の内壁について、ともに約1平方メートルの範囲にわたって1センチほど膨れていたほか、男女浴室の外壁サイディングが換気扇周りを中心に白華現象と思われる状態になっておりました。

40度から50度程度の温度では溶けるはずがない防水アスファルトがなぜ溶け出したのか、温泉水や実際に使用している洗剤に防水アスファルトを浸すなどして実験してみましたが、溶け出すことはなく、結局原因の特定には至りませんでした。

男女浴室の内壁については、換気扇の取り付け部分にすき間があり、そこから水蒸気が壁体内に入り込んで内部結露が生じ、それが冬季に凍結を繰り返して壁面が膨れたものと考えられております。

男女浴室の外壁についても、換気扇の取り付け部分のすき間から壁体内に入り込んだ水蒸気を外壁サイディングが吸い込んだことにより、白華現象を起こしたのと考えております。

男子浴室の浴槽壁の補修工事、男女浴室の内壁の補修工事及び換気扇の取りかえ工事については、平成30年1月末日までに完了し、翌2月1日から当該浴場施設を再開した

ところでございます。

一方、浴場営業に直接影響がない男女浴室の外壁等の一部張りかえ工事については、平成30年3月29日に完了しております。

なお、これら一連の改修工事は、全て施工業者の負担で行ったところでございます。

調査、改修工事を合わせて3カ月余りの時間を要し、利用者の皆さんに多大な御不便をおかけしたことについては、改めておわび申し上げるところでございます。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 それでは、平山市政誕生後に市や一部事務組合等が建設した建物のうち、都市ガスを使用している建物についてお答えいたします。

時系列順にお答えしますと、初めに市が建設した五所川原第一中学校は、平成21年度に完成しております。校舎の給湯設備や体育館の暖房設備等に都市ガスを使用しております。

次に、五所川原地区消防事務組合が建設した消防本部・五所川原消防署庁舎は、平成24年度に完成しており、冷暖房設備や給湯設備等に都市ガスを使用しております。

続きまして、市が建設した中央小学校は、平成25年度に完成しており、校舎の給湯設備や体育館の暖房設備等に都市ガスを使用しております。

最後となりますが、五所川原市が構成団体に属し出資しているつがる西北五広域連合が建設しましたつがる総合病院は、平成25年度に完成しておりまして、冷暖房設備や給湯設備等に都市ガスを使用しております。

以上が平山市政誕生後に建設された都市ガスを使用している建物でありまして、全部で4施設であります。

引き続きまして、都市ガスを使用した理由についてでございます。私のほうからは消防庁舎について御答弁申し上げます。消防庁舎建設時に庁内空調設備の燃料として、電気、ガス、ペレット、石油等について検討しまして、燃料の貯蔵場所、ランニングコスト、環境対策等を考慮した結果、地中熱を利用したヒートポンプとCO<sub>2</sub>の排出量の少ないガスを使用したガスたき吸収式冷温水発生機を設置しており、また消防署については24時間体制であるため、ガスを継続的に供給でき、燃料の貯蔵場所を必要としない都市ガスを選定したと伺っております。

○磯辺勇司議長 教育部長。

○小林耕正教育部長 教育委員会が所管する五所川原第一中学校、それと中央小学校に関して、都市ガスを使用した理由についてお答えいたします。

施設建設に当たりまして、イニシャルコスト、ランニングコスト、それと先ほど同様、

環境対策から検討した結果、ランニングコストや環境対策にすぐれた都市ガスを採用することとなりました。

○磯辺勇司議長 民生部長。

○秋元建一民生部長 つがる総合病院で都市ガスを使用した理由について御答弁申し上げます。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律において、エネルギー使用の効率化とともに温室効果ガス排出量の削減が求められており、床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物を新築しようとする者は、省エネ措置事項の届け出を行うこととされております。

このことから、つがる総合病院の新築に際し、蒸気ボイラー、冷温水発生機の使用エネルギーについて、都市ガスとA重油とを比較検討したところ、都市ガスはA重油よりCO<sub>2</sub>排出係数が小さいエネルギーであり、タンクへの定期的な給油が不要で、24時間安定的に供給される等、省コストであることから、その使用エネルギーを都市ガスとしたものであると伺っております。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 都市ガスを使用することによる防災上の問題の認識ということで答弁申し上げます。

消防庁舎については、地震等の災害により都市ガスの供給が停止したときは、ガスたき吸収式冷温水発生機の稼働はできなくなりますが、その際には空調設備の切りかえにより、地中熱を利用したヒートポンプで行うこととなると伺っております。

○磯辺勇司議長 教育部長。

○小林耕正教育部長 同じく教育委員会所管の施設に関する防災上の問題点についてお答えいたします。

地震等の災害によりまして都市ガスの供給が停止した場合には、ガスたき高温風暖房機の稼働ができず、屋内運動場の暖房機能は停止することとなりますが、五所川原第一中学校校舎は電気蓄熱式暖房機、中央小学校校舎は灯油暖房機を使用していることから、それぞれ燃料や設備の維持が確保されていれば校舎の暖房は可能であります。

以上です。

○磯辺勇司議長 民生部長。

○秋元建一民生部長 つがる総合病院の空調設備につきましては、都市ガスを用いておりますが、都市ガスを院内に備蓄できないため、院外のガス管に被害が生じた場合、また都市ガス会社の設備に被害が出た場合は都市ガスの供給を受けることができないといっ

たことが想定されます。したがって、災害等で都市ガスが途絶えた場合の備えとして、A重油で蒸気ボイラー及び冷温水発生機を稼働することができるよう設計されていると伺っております。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 続きまして、契約の関係で、契約内容がどのようになっているかということでお答えいたします。

市内での都市ガス業者は1社であるため、随意契約としております。単価については、庁舎新築時、これは消防庁舎ですけれども、新築時は概算使用量によりまして年間使用料金の少ないプランを設定しまして契約しており、その後使用量の実績によりまして契約を見直す契約と伺っております。

以上です。

○磯辺勇司議長 教育部長。

○小林耕正教育部長 教育委員会所管の2施設について、契約内容についてお答えいたします。

先ほどの総務部長同様、教育委員会につきましても市内都市ガス業者1社との随意契約としております。単価につきましても、新築時は概算使用量により年間使用料金の低いプランで契約しておりますが、その後使用量の実績により契約内容が変更となるような契約となっております。

○磯辺勇司議長 民生部長。

○秋元建一民生部長 つがる総合病院の都市ガス需給契約書につきましては、大口ガス需給契約を締結しております。

料金につきましては、基本料金に従量料金を加えた額であります。従量料金単価は毎月発表されるサウジアラビア政府公示価格の円換算額、外貨購入レートをもとに計算され、定額ではないところでございます。

○磯辺勇司議長 教育部長。

○小林耕正教育部長 もう一つ、学校給食センターの光熱費の契約についてお答えいたします。

学校給食センター、LPガスの契約になっております。学校給食センターでは、炊飯器、フライヤー、ガス煮炊き釜などのガス調理機器を使用しております。

ガスの供給につきましては、新学校給食センターが平成28年3月に引き渡しを受ける予定となっていたことから、同年2月、市内3社のLPガス供給会社からの見積書を徴取しまして、3月に最低見積者と契約を締結しております。

なお、児童生徒への安定した供給が第一の目的でありますので、安定的供給のために長期にわたって契約を締結することが合理的であり、契約期間を5カ年といたしまして、平成33年2月28日までとしております。

以上です。

○磯辺勇司議長 16番、木村清一議員。

○16番 木村清一議員 それでは、芦野公園の桜松橋、これ県の補助金も入れられているみたいですが、この補助金の額は幾らなのか。そしてまた、この部品が来ないのはいつわかったのか。その2点、まず。

○磯辺勇司議長 建設部長。

○佐々木秀文建設部長 お答えいたします。

まず、本工事の契約金額です。1億800万円というふうになっております。そのうち、これが環境省の補助金を使っておりまして、自然環境整備交付金というのを活用しております。交付額は、事業費の45%というふうになってございますので、4,635万円というふうになっております。

いつ納期がおくれたかということでございますが、部材を製作しているメーカーより、本来12月20日納期予定ということでございましたが、2月末でなければ入らないというふうな報告がございました。

以上です。

○磯辺勇司議長 16番、木村清一議員。

○16番 木村清一議員 これ県の補助金を利用して、結局使わないで、次年度に繰り越したということですね。

それじゃ、これ12月20日時点でわかっているのであれば、何でもっと早く皆さんに連絡しないで、そしてまた設計変更が、期日のあれが3月23日ですか、やられているわけですね。もう2月に部品が来る予定なのに、どうしてここまで延ばしたのか。

○磯辺勇司議長 建設部長。

○佐々木秀文建設部長 当該事業は、環境省の補助事業で行っておりますが、施工業者より12月12日に納期がおくれるというふうな報告がございました。このため、補助事業を取りまとめおります県のほうに相談したところ、工期の延長というのが県の議会の承認後、県の指示により変更契約を行うことというふうに指示されたものでございます。このため、3月の当市の議会を経て繰越承認をいただいた後に、3月23日に変更契約を行ったものでございます。

○磯辺勇司議長 16番、木村清一議員。

○16番 木村清一議員 要は、県の県議会終わるまで表に出されないという理由があるということだよ。だから、そういうぐあいにおくれたということに理解しているんだけど。

ただ、この業者、川倉の湯っこもそうなんだけども、後で触れますけども、平川工務店ですか、等級はどのぐらいなんですか。県で言えば、A級になっているんだか、特Aではないけども、県で言えばA級なんだか、B級なんだかわからないけども、五所川原市では等級はどのぐらいになっていますか、この業者は。

○磯辺勇司議長 答弁、建設部長。

○佐々木秀文建設部長 手元に資料がないので、A級、B級、ちょっと今のところ判断ができません。

○磯辺勇司議長 16番、木村清一議員。

○16番 木村清一議員 それじゃ、参加型の工事請負、要するに入札に入るには、1億円を超える金額というのはどのぐらい以上なもんなんですか。等級は。

○磯辺勇司議長 建設部長。

○佐々木秀文建設部長 今回は、条件付きの一般競争入札の参加資格で発注しております。今回は、条件といたしましては建設業の許可区分、特定建設業に限定するという条件、あと等級はA級かつ総合評定値が750点以上という条件で発注してございます。

○磯辺勇司議長 16番、木村清一議員。

○16番 木村清一議員 ここに契約書あるんですけども、当初のやつと変更のやつと。この下に、私にはこれしか見せないんですけども、普通は約款というのがあるじゃないですか。そこには、工事おくれれば違約金取るのどうのこうのとか、いろいろ書いているんじゃないの。納めるものが入りません、延ばしてくださいと、そういう内容書いていますか。

○磯辺勇司議長 答弁、建設部長。

○佐々木秀文建設部長 お答えをいたします。

約款において、履行の遅延における場合の遅延の利息というのが発生しております。受注者がその責めに帰する理由により、工期内に工事を完成することができないときは、遅延利息の支払いを受注者に請求することができるというふうに約款のほうに記載されております。

今回の案件につきましては、部材の調達につきまして不調な状況にあり、施工者としても解決策がなく、工期の延長もやむを得なかったものと考えられますので、施工業者に対しましてペナルティーを科すことは適当ではないのではないかとというふうに判

断をいたしました。

○磯辺勇司議長 16番、木村清一議員。

○16番 木村清一議員 部品が間に合わねはんでって、延ばしてもいいということは何も書いていないでしょう。あなたたちが勝手に判断したことでしょう。普通であれば、こういう契約書をやる場合は、守らなきゃならない約束事ですよ。どこに部品が来ません、人がいません、そんなことで延期できますか。それであれば、2月に納入ささると、それじゃそのまま桜まつりに間に合うことだって可能だったんじゃないですか。あえて8月31日まで延ばしたというのはどういうわけなんですか。

○磯辺勇司議長 建設部長。

○佐々木秀文建設部長 工期を8月31日とした理由でございますが、まずもって桜まつりまでには工程の関係で間に合わず、また桜まつりや、これから始まる太宰の生誕祭など、工事を休止する期間を考慮しなきゃいけないということと、あと工事発注後ですけども、床材を取り外した後に確認されたことでございますが、部材の腐食が著しいところがございまして、この部材の取りかえにも相当数な時間を要するということが判明したことから、工期を8月31日までに延長したものでございます。

○磯辺勇司議長 16番、木村清一議員。

○16番 木村清一議員 これはちょっと業者を優遇し過ぎですよ。そんな理由で延長されたんじゃ、契約書って何も価値がないようなもんだよね。そのうち困れば追加契約して、お金をつけてやるような話ですよ。

それから、これも同じ業者なんだけど、川倉の湯っこだですけども、100日もこの施設に損害かけて、これも平川工務店ですけども、この業者、誰が原因なんですか、施工業者ですか、それとも設計業者ですか。損害というのは発生したんですか。

○磯辺勇司議長 答弁、福祉部長。

○岩崎孝幸福祉部長 まず、休館に伴う損害というお話でございます。

川倉の湯っこは、地域住民の福祉向上を目的とした非営利の施設でございます。3カ月余り休館し、利用者に多大な御迷惑をおかけしましたが、金銭的な損害が発生していない以上、損害賠償請求にまでは至らないというふうに考えております。

この件については、法律の専門家である弁護士等にも確認してみましたが、金銭的な損害が発生していない以上、損害賠償を求めることは難しいという見解をいただいております。

○磯辺勇司議長 16番、木村清一議員。

○16番 木村清一議員 損害は発生していないって。それじゃ、聞きますけども、そこか

ら生き活きセンターに、使えないからそちらをお使いくださいと言ったわけだよね。その場所が使えない。それじゃ、管理委託している社協にその分は減額して委託したのか、その間の分は。その辺のところも。

それから、原因が何と、施工者だかどっちだか。どちらさんが悪いんだか、はっきりしてもらえませんか。

○磯辺勇司議長 福祉部長。

○岩崎孝福祉部長 管理委託している社会福祉協議会のほうですけども、これについては例えば管理している人件費であるとか、燃料、光熱費等については、実績を勘案して、翌年度の指定管理料のほうで精算するという方向で考えております。

ふぐあいとなった原因でございますが、先ほどの答弁にもありましたとおり、防水アスファルトが溶け出した原因については、原因特定がちょっとできないということで、原因が特定できない以上、これに関してペナルティーを科すということはちょっと難しいのかなというふうに考えております。

ただ、もう一つの換気扇周りにすき間が生じていて、ここから水蒸気が入り込んだということに関しては、施工業者間の連携不足によるものというふうに考えております。これについては、五所川原市建設業者等指名停止要領による指名停止要件までには当たらないのではないかとということで判断しています。

○磯辺勇司議長 16番、木村清一議員。

○16番 木村清一議員 まあ、ひどいようなもんだね。業者優遇もいいとこだな。あなた、大枚が影響しないというぐあいに言ったけども、結局お金を動かすんでしょ。減ったり、増えたりするんでしょ。それじゃ影響あるんじゃないですか。影響ないというのは、全然金が動かないということに影響ないというんだよ。最後に、年度末に来年度のことを鑑みてやりますというぐあいになれば、影響受けているでしょう。

これあなたたちにどうのこうのと言っても、市長もいないので、副市長、業者に対する優遇ですか。普通は影響受けないと言っても影響受けているでしょう、100日も休んでいるし。そしてまた、芦野公園の橋にしても、結局12月の段階でわかっていながら、ずっと延ばし延ばしして、そういうぐあいにしてやっていると。それ、部品が入ねはんでとか、損害がそうでもないはんでとか、そんな問題じゃないでしょう。やっぱりきちんとした仕事をしてもらうのがあなたたち市役所の職員の努めでしょうが。私はそう思うんですけども、どうですか。

○磯辺勇司議長 副市長。

○三上裕行副市長 お答えをします。



桜松橋のワイヤーとか部品が入らなかった。これは、全国的に製作メーカーが2社と限られており、さっき部長答弁のように、橋の長寿命化のために、その類の工事が多いということで、部品不足だと思います。本当はそのわかった段階で工期を定めればよかったんでしょけども、工期を延長するに当たり、桜まつり、あるいは太宰治の生誕祭等ありますから、工事期間中にお客様に危険な状況を与えればだめだという、そういうことで8月31日まで工期延長したと思います。部品が調達できないものですから、これはやむを得ないのかなと、こう思っております。

また、川倉の湯っこについては、確かに当初、福祉部長、そして介護福祉課長、2人そろって何回も来ました。介護福祉課と施工業者で現場に行って、いろいろ調べました。ある程度のことがあったところで、たしか木村議員の会派のほうでも皆さんで調査に行ったと思っています。その後、部長の答弁によれば、業者間の連携不足ということで、換気扇のすき間のところから水蒸気が入り込んで、長年の凍結を繰り返して1センチほど膨れ上がったということでもあります。

いずれの工事も平川工務店ということで、これは1つは条件つき一般競争、湯っこのほうも一般競争でなかったかな、と思います。ただ、偶然2件について同じ業者でありますけれども、1つは部品の調達がスムーズにいかない、そして湯っこについては建築、そして機械、3業者が入っていますので、その間で連絡をとり合いながら、細かなところまで施工すれば、なかったのではないかということで、福祉部長からその辺については業者のほうに、そういうことが今後ないように伝えているところでございます。

○磯辺勇司議長 16番、木村清一議員。

○16番 木村清一議員 まず、参加型の受注をするのであれば、それだけの力があって、それだけの約束を守ってやるのが筋だと思う。これあるところの選挙の班の編成です。9列に16行ですか、144社、水道、建設業、建築業、設計屋、電気、塗装、板金、ごみ収集、清掃、警備と、こういうぐあいにある。当番でこうなっている。これじゃ、144社、癒着って言われても不思議でないですよ。この件はこれで終わりますけれども、副市長も、5月4日の日ですか、平川さんの結婚式に行かれているみたいですが、個人的に行っているんだか、公的に行っているんだかわかりませんが、カラオケを歌うのもいいですが、やっぱりその辺のところはきちんと線を引いてかかわってほしいというぐあいに思います。これについてはこの辺で終わりますけれども。

次、光熱費のあれですが、まずは一般に防災関係もありますけれども、つがる総合病院と消防庁舎と、これ都市ガスにした理由、私は防災上、余り好ましくないと思うんですけども、いかがなもんですか。まあ、いいや。要は、平成23年3月11日、震災があり

ました。その以降の消防庁舎とつがる総合病院の建物になるわけです。でしょう。それで、24年に総務省からの通達があったわけですよ、国からの。なんでかといえば、あの地震で都市ガスの復旧が一番遅かった。一番先に復旧したのが電気、次に水道、都市ガスは何カ月もかかった。それをあえてつがる総合病院と、防災上肝心かなめの消防庁舎に都市ガスを配したと。だから、私こういうぐあいには言っているんです。防災上、地震あったら、1週間で大丈夫ですと言えますか、どうですか。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 先ほども御答弁申し上げましたけども、もしガスが停止したら、電気のほう、ヒートポンプとか、そちらの給湯の関係を使って対応していくということで伺っております。

以上です。

○磯辺勇司議長 民生部長。

○秋元建一民生部長 災害等で都市ガスが途絶えた場合ということで、つがる総合病院の場合はA重油と蒸気ボイラー及び冷温水発生機をA重油で稼働することによって、都市ガスのかわりになる。これは、以前にも御答弁させていただいたんですけれども、3日間はおつということで御答弁させていただいたところでございます。

○磯辺勇司議長 16番、木村清一議員。

○16番 木村清一議員 あの病院、1週間か何ぼでどうのこうのはできませんよ。まず、防災上そういう通達が来てでも、そういうぐあいにあえて都市ガスを使ったんですからね。

それで、この都市ガスの単価というのは、例えば病院のほう、自分からこの値段に近いようにお願いしたんですか。消防庁舎もそうですけども、どうなんですか。どこから最初に値段、単価というものは提示されたものですか。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 まずは、基本的なところでの単価の設定だと思うんですけども、詳しくそちらのほう確認とれていませんでした。ただ、いろいろ料金体系とか、あとはガスの空調契約という形で契約されていまして、そちらのほうは今もまだ、26年、27年という形で変わってきているというところで、基本料金と従量料金で使っていくごとに逓減という形で、使えば使うだけ単価は安くなっていくような形の契約内容で伺っております。

○磯辺勇司議長 民生部長。

○秋元建一民生部長 まず、大口供給ですけども、これはガス事業法の第2条第7項に

て、ガスの使用者の一定数量以上の需要に応じて行う導管によるガスの供給であって、経済産業省令で定める要件に該当するものをいうとなっております。この要件とは何かといいますと、ガス事業法施行規則第3条に規定されておりまして、この中で年間契約数量10万立方メートル以上の需要家については、原則交渉相手を自由に選択し、自由な価格により契約を結ぶことが可能となっているというふうになってございます。このガス事業につきましては、これまで3回のガス市場制度改革によって現在の形になってございます。

○磯辺勇司議長 16番、木村清一議員。

○16番 木村清一議員 この都市ガスの会社、五所川原ガス株式会社ですけども、この会社の株は五所川原市で保有しているんですか。どのぐらい保有しているんだか。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 総額で、額面は500万円であります。

以上です。

○磯辺勇司議長 16番、木村清一議員。

○16番 木村清一議員 この会社、11年ぐらい前ですか、今市長がいませんけども、債務のほうが多くなって、緊急に増資をした。増資をしたときに、五所川原市も参加しましたか。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 先ほどの株の関係なんですけども、そちらの発行年月日のほうを御報告します。昭和43年4月1日に400万円、100万円ずつ4本で、次に昭和44年12月26日で1本でございまして、昭和43年、44年という形で株のほうを取得しております。

○磯辺勇司議長 16番、木村清一議員。

○16番 木村清一議員 これを見ますと、筆頭株主はきょう欠席している市長なんですよ。2番目の株主は、社長されている、今候補予定者になっている人なんです。その3者で価格の設定って、どうやって設定するんですか。身内の設定と同じでないですか。そんなくってへば、そんなくあるんだかわからないし、結局この値段って言えば、これどこから、ガス会社からこういう値段を提示するんだか、果たしてこの値段が適正か、普通の市民から見ても、我々議員から見ても、適正か、適正でないか、どう判断するんですか、これ。いわば、その会社の都市ガスのオーナーは市長さんでしょう。それも随意契約というぐあいになれば、誰もクエスチョンになりますけども、モリカケ問題じゃないですけども、そんなくあるかないかわからないけども、その辺はクエスチョンになりますけども、どうですか、答弁できますか。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 一言で書いているところが、基準単位料金はプロパンの輸入平均価格に基づいてというところが記載されてあったんですけども、それが高いのか、安いのかというところまでは。ただ、基準とすると、プロパンの輸入平均価格というところが一言ついておりました。

○磯辺勇司議長 16番、木村清一議員。

○16番 木村清一議員 価格設定になれば、あなたたちから来たんだかどうなんだかわからないけども、やっぱり誰しものが疑問に思うわけです。これ、因果関係があるわけです、設定を決めるに。要するに売るほうと買うほうだ。立場も同じようなものじゃないですか。それと、株500万円の、要するに5,000株だね。これどうなんですか、市役所で持つ理由があるんですか。商取引がなければわかるんですけども、取引、年間約1億円近く取引ささるわけですよ、五所川原ガスと。そうすれば、これ500万円持っている理由って何ですか。株主総会にはどなたさんが行かれているんですか。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 ただいまの質問については、確認とれていないところがありますので、実際のところわからないという状況で、私としては御答弁申し上げるしかない状況であります。

○磯辺勇司議長 16番、木村清一議員。

○16番 木村清一議員 権限のある人と持っている人と2つの立場の人がいませんで、この件はこれぐらいにしておきますけれども、要は私が言いたいのは、震災があって、国からこういうぐあいには都市ガスは、インフラを整備する場合は、普通の家庭とかそれならいいんですけども、こういう病院とか消防庁舎となれば、防災上好ましくないというぐあいに出ているにもかかわらず配管をするということになれば、そんたくがあるんじゃないかというぐあいに思うわけ。でしょう。普通、そうでなければ、我々はどのこうの言わないんですけども。

それともう一つ、この庁舎、すごく立派で、これだけ明るくて、光を入れていけば、かなり経費が安く済むだろうと思ったんですけども、見たら、古い庁舎よりも1,000万円から一千二、三百万円か、金額が多くなっているわけです。普通は、新しい庁舎になれば、その経費はかなり低くなるものだろうけども、何かわからないけど、地中熱を利用してどのこうのとか、いろいろやっているようですけども、何でこんなに1,000万円も経費が高くなるんですか。

○磯辺勇司議長 答弁、総務部長。

○北川智章総務部長 手元に資料がないので、その比較が難しいんですけども、省エネのほうに向けていっているということでは聞いていますけども、LEDを使ったりとか、そういう形でやっているということではいたんですけども、どちらのほうに分類が入っていくのかというところまで私まだつかめていませんでした。申しわけございません。

○磯辺勇司議長 16番、木村清一議員。

○16番 木村清一議員 総務部長、それだけ説得力も何もないね。1,000万円何で高くなったんだかと、LED使ってやったからどうのこうのって。わだちにはいい説明はしましたよ。でも、中身的に1,000万円以上も増えているのであれば、一体どこに経費……経費節減になるからこういう庁舎を建てますどうのこうのってしたでしょう。それもあってでしょう、古くなったのもあるけども。でも、経費がそれ以上にかかっているのであれば、何の意味があるのだ。そうしたら、皆さんを説得できるような言葉で説明してくださいよ。これであれば、何も意味わからない。安くない、高い。どうして高いんだということ。ここ、こんだはんで高いということを書いてくれればいいけども、わだちには地中熱を利用してどうだのこうだの、LEDを使ってどうだのこうだのって言っている割には、1,200万円どうして高いのか、クエスチョンです。その原因ってしたって、わがねべさ。

○磯辺勇司議長 答弁、総務部長。

○北川智章総務部長 まず、資料がないということで、その比較がどういう形でとれていくのかということ調べてまして御報告いたします。そういうことで、御理解願いたいと思います。

○磯辺勇司議長 16番、木村清一議員。

○16番 木村清一議員 これにて終わりますけども、とにかく業者と市役所職員の癒着みたいと思われるような行動だけは控えてください。仕事も公平にやれるように、何かわからないけど、選挙の縛りかけてるどうのこうのとか、そういうことのないように、真つ当な市政をやれるように、そのほうに取り組んでいただければ幸いです。

私の質問はこれで終わります。

○磯辺勇司議長 以上をもって木村清一議員の質問を終了いたします。

次に、8番、木村慶憲議員の質問を許可いたします。8番、木村慶憲議員。

○8番 木村慶憲議員 改めておはようございます。この栄えある新庁舎、新議場において、きょう初日の一般質問で登壇させていただくこと、議長初め同僚議員、そして市民の皆様に深く御礼申し上げます。

この新庁舎、すばらしい庁舎であります。維持経費も相当かかるのだらうなと危惧し

ているところですが、ひとつよろしくその辺もお考えいただきたいと思います。

平成30年第2回定例会において、通告に従い一般質問をさせていただきます。

さきの平成30年第1回定例会において、市民プールの廃止が決定されましたが、これに伴う影響が懸念されるところです。

また、政府は2018年度の公立小中学校の教職員定数を前年度から2,861人減らすこととなりました。このことによる当市の学校現場においても、教職員の過重労働防止の対策が必要と思われます。

平成29年第1回定例会で、私の一般質問で、特定空き家の対策について質問しましたが、5月1日の東奥日報紙で、当市での強制撤去1件について報道されました。改めて特定空き家についての今後の対応について伺うものです。

以上の観点から、3点について質問させていただきます。

通告の1点目でございます。市民プール廃止について、まず当市の小中学校プール施設設置の現況を伺います。

次に、夏季には水泳授業のカリキュラムがあると思われませんが、プール施設のない学校では今まで市民プールを使用していなかったのかどうか、その点について伺います。

また、当市においては、民間スポーツ施設ジムが2件ございます。こういうスポーツジムでは、水泳の指導、そしてそれに伴って送迎もしていただいております。どうしても学校プールの維持運営には、少ない学校予算の中で、夏季限定ではありますが、かなり負担が多いと思われまして。そこで、こういうふうな民間に委託しての使用を検討してみてもどうか伺うものでございます。

また、市民プールは、一般市民の皆様の健康推進、増進目的に利用されてもおりますが、その廃止によって住民サービスの低下と苦情が出ないか苦慮するところがございます。何かこれに代替されるサービスがあれば、御案内していただきたいと思っております。

また、市民プール代替としてB&G海洋センター金木を使用すると前回の定例会で答弁がございましたけれども、センターのランニングコストについて伺います。

通告2点目でございます。教職員の働き方改革についてでございます。1つ目の質問として、最近の少子化による児童数の減少、これに伴って学校の統廃合による教職員数の減少が顕著であります。一方では、2018年度から小学校の英語教育やいじめ、不登校対策などのため、1,595人増員しておりますが、先日全国紙で教員の過労死が報道されておりましたが、過労死防止策となり得る教員の働き方改革に向けた新たな制度が創設されました。学習プリントのコピーや会議の準備など、事務作業を代行するスクール・サポート・スタッフの新設に向けて、公立小中学校でパートタイムの非常勤職員が3,000人

配置されるとのことで、当市でのこの制度によるスタッフ配置の現況と今後の見通しについて伺います。

2つ目として、週2日以上休養日を設けるなどの運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを遵守する公立中学校を対象に、部活動の外部指導員を配置する制度も新設されました。全国で4,500人の外部指導員が配置されます。当市のこの制度による指導員配置の現況と今後の見通しについて伺います。

次に、通告3点目でございます。特定空き家の除却対策についてです。29年第1回定例会で28年2月に小曲地区において1件の略式代執行による危険建築物の強制撤去を行ったとの答弁を受けましたが、その後の特定空き家の現況と把握件数、今後の対応策について伺います。

また、略式代執行で600万円を市が負担されましたが、今後強制撤去に要される負担の増加が予想されます。当市としての今後の見通しについて伺います。

以上、3点について質問いたします。簡潔な答弁、よろしくお願いいたします。

○磯辺勇司議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○長尾孝紀教育長 私のほうから、3点お話ししたいと思います。

まず最初に、水泳の授業実施の各校の現状と市民プールの使用についてお答えします。小学校では、プールがない学校でも外部施設を利用して、全ての小学校で水泳の授業が実施されておりますが、御指摘のありました旧市民プールの使用はございませんでした。

中学校は、6校全てで水泳の授業は行われておりません。中学校学習指導要領の水泳の取り扱いについては、1学年及び2学年において必修となっておりますが、適切な水泳場の確保が困難な場合には、これを扱わないことができることとなっております。ただし、水泳の事故防止に関する心得については必ず取り上げることとなっております、市内全ての中学校で保健体育の時間に学習しております。

続いて、スクール・サポート・スタッフの配置の現状と今後の見通しについてお答えします。国では、中央教育審議会において取りまとめております新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策を踏まえ、教員の負担軽減を図るために、学校における働き方改革に関する緊急対策を平成29年12月26日に示しております。

本対策は、学習プリントの印刷や整理、宿題などの提出物の受け取り、小テストの採点業務や学校行事の準備など、本来の教員の業務を代行し補助するスクール・サポート・スタッフの配置を推進しております。

県教育委員会では、スクール・サポート・スタッフ配置事業を今年度実施しており、各教育事務所から推薦されました6つの学校を研究実践校として1年間指定し、スクール・サポート・スタッフの配置効果について検証することとしております。今年度、当市の学校では研究実践校の指定は受けておらず、現在のところスクール・サポート・スタッフが配置されておられません。

このスクール・サポート・スタッフの配置は、教員がより児童生徒への指導や教材研究などに力を注ぐことができるようになり、児童生徒一人一人に合わせた細やかな対応が可能になることが期待されますので、国の動向や県教育委員会による今年度の検証結果を注視してまいりたいと考えております。

次に、部活動の外部指導員配置の現況と見通しについてお答えします。国では、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを本年3月に策定しております。その中で、運動部活動の在り方に関する方針の策定を都道府県に求めるほか、市町村教育委員会に対しても運動部活動の方針策定を求めています。

また、国のガイドラインの中では、教員のかわりに部活動の指導や大会等の引率を行う部活動指導員を積極的に任用することが示され、平成30年度の国の予算においても、先ほど議員のほうからありました4,500人分、約5億円が計上されております。

今後の見通しでございますが、県において国のガイドラインを踏まえた青森県版スポーツ活動の指針（改訂版）の見直しを進めることとしておりますので、当教育委員会におきましても県の指針を参考に当市の部活動の方針を策定し、その中で部活動指導員の配置についてもあわせて検討することとしております。

御質問の指導員配置につきましては、現在当市での配置はございませんが、教職員の多忙化解消に向けて、国、県及び他自治体の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○磯辺勇司議長 教育部長。

○小林耕正教育部長 まず、市民プールの廃止に関する御質問にお答えします。

先ほど教育長のほうから事業実施については説明ございましたけれども、プールの整備状況についてお答えいたします。プールが整備されている小中学校は、小学校11校のうち、五所川原小学校、南小学校、栄小学校、松島小学校、東峰小学校の5校であります。中学校6校のうち、五所川原第三中学校、五所川原第四中学校、2校となっております。

ただ、プールが整備されている小学校5校については全て稼働しておりますけれども、



中学校2校につきましてはいずれも老朽化により稼働を停止しております。

次に、市民プール廃止に関して、授業の影響についてということで、民間施設を利用してはいかがかという御質問にお答えいたします。現状といたしましては、先ほど申し述べましたプールが整備されていない小学校6校のうち、中央小、三輪小、いずみ小及び三好小の4校が民間施設を利用しているほか、金木小学校及び市浦小学校の2校がB&G海洋センター金木プールを利用しております。

民間施設の利用につきましては、学校に設置されているプールの維持管理の状況、それから当地域で設置されているプール施設の稼働状況などを勘案しながら、今後も引き続き水泳の授業が適切に実施されるよう、検討していきたいと考えております。

次に、同じくプールに関する問題で、健康増進目的の住民サービスの低下についてお答えいたします。先ほどの御質問にありまして、第1回の定例会におきまして、市民プールは昭和63年開設して以来、約30年にわたりまして市民に愛されてきた施設でありましたけれども、これまで修繕等維持管理に努めてまいりましたが、近年の老朽化に伴う水漏れ、それとろ過装置の故障などトラブルが絶えないことによりまして、大規模改修工事を行わなければ維持できない状況となっております。

大規模改修工事につきましては、多額の費用が見込まれること、それと利用者がピーク時の約1万4,000人から平成29年度には約3,000人まで減少していること、それと建設当時はなかった民間のプール施設、こちらのほうが2カ所開設されたことなど、少子高齢化の影響、また公共施設の適正配置を考慮して、平成30年4月1日付で廃止となったところであります。

B&G海洋センター金木プールにつきましては、市民プールと比べまして上屋つきで利用期間が長く、また天候の影響を受けにくいとの利点を有していることから、今後もより一層利用していただけるように、市のホームページ、または広報などを通じて、積極的に周知を図りまして、利用促進、健康増進のために住民サービスの確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、同じくB&Gについてですが、経費についてお答えいたします。直近過去2年間でございますけれども、平成28年度執行額が403万2,210円、この主な内訳としましては賃金が104万4,400円、光熱水費が55万7,973円、修繕費が143万6,400円となっております。平成29年度につきましては、執行額331万7,468円で、主な内訳は賃金92万3,120円、光熱水費が50万1,386円、修繕費が30万6,471円となっております。ちなみに、平成28年度、修繕費がちょっと多くなっております。こちらのほうは、ろ過器の故障によるものです。

以上です。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 特定空き家の状況と今後の略式代執行の予定についてお答えします。

市が把握している市内の特定空き家の件数は、平成30年5月28日現在で、五所川原地区が50件、金木地区が6件、市浦地区が8件の計64件となっております。昨年と比較して増加傾向となっております。

また、略式代執行とは、所有者が権利放棄したこと等により所有者が不在となったため、助言または指導、勧告、命令の段階的な手続を省略して行政代執行を行い、建物の除却費用を請求する相手がないため、これを執行者である市が負担する形式であります。確認されている特定空き家64件のうち、略式代執行につながる物件はなく、現在のところ新たに市が費用を負担する予定はございません。

特定空き家の問題に対する市の今後の取り組みについてお答えします。増加する特定空き家の現状につきましては、市としても迅速対応し、解決していかなければならない喫緊の課題として認識しております。現在は、町内会連合会に空き家の調査を委託しているほか、職員による定期的なパトロールを実施しており、確認された特定空き家につきましては、所有者や相続権のある方に助言または指導を行い、解体撤去に至るケースも見られておりますが、全体として対応を継続している件数が年々増加している状況です。

特定空き家は、倒壊などのおそれがある危険な建物でありますので、市民に安全、安心な生活を送っていただくためにも、今後とも調査を継続しまして、実態の把握を進めるとともに、対応継続ケースを解決していくため、特定空き家の所有者等に粘り強く助言または指導等続け、また市が設けている特定空き家除却費助成制度の周知を図るなど、課題への対応に努めてまいりたいと考えております。

○磯辺勇司議長 8番、木村慶憲議員。

○8番 木村慶憲議員 答弁ありがとうございました。

市民プール廃止について再質問させていただきます。先ほどの答弁で各学校とも水泳授業には市民プールの廃止によって影響がないということ、わかりました。今後プール維持の運営面についても、ひとつ学校のほうに予算的配慮といえますか、その辺のことを要望いたします。

平成28年度に当市でも公共施設等総合管理計画が策定されまして、公共施設の管理に関する基本方針が定められました。プールに限らず、公共施設の適切な保全と長寿命化

や維持管理手法の効率化を進めていく上で、どうしても老朽化対策で量を減らさざるを得ませんが、今後に向けては結論を急がずに、十分議論をして決定していただきたいと思います。この辺について伺います。施設の廃止等もし今後見込まれるのであれば、十分な議論をとということです。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 公共施設の配置に関しましては、今後議論を重ねていきたいと思っております。それで統廃合等、それらのことも踏まえて検討していくこととしております。

○磯辺勇司議長 教育部長。

○小林耕正教育部長 公共施設の関係、今回教育委員会の所管のものがプールということでありましたので、私のほうからも一言答弁させていただきます。

学校施設、文化施設、多数の教育施設を教育委員会は抱えております。今年度、先ほどお話ありました個別施設計画を策定して、中長期的な視点での施設の維持管理指針を示す予定となっておりますのは、先ほどの総務部長答弁のとおりでございます。今後教育委員会としましても、内部で十分協議を持ちながら、また全庁的に協議し、先ほど御指摘ありましたとおり、市民の皆様にも十分周知をしながら計画を策定してまいりたいと考えております。

○磯辺勇司議長 8番、木村慶憲議員。

○8番 木村慶憲議員 それでは、教職員の働き方改革について再質問いたします。

先ほど教育長のほうから答弁いただきました。国の制度ということで、サポート・スタッフ、それから外部指導員とも国の指定を受けなければならないという御答弁がございました。ぜひ指定を受けていただきたいと思います。教職員ともに現場では、雑務に追われず、本来の児童生徒に対する職務、責務がなされるように、ぜひこの制度を活用していただきたいと思っています。

また、国の制度でもありまして、今後スタッフ、指導員を配置した場合、給与が発生するわけですが、ここで例えば採用いたしました場合の国、県、当市の予算割合とかわかれば、お示ししていただきたいと思います。

○磯辺勇司議長 教育部長。

○小林耕正教育部長 スクール・サポート・スタッフの経費に関してお答えいたします。

まずもって、国のほうで都道府県、政令指定都市に対しまして、教育支援体制整備事業費補助金というものを、配置に係る費用の3分の1を限度として補助する予算措置をしております。これを受けまして、県の教育委員会で補助金を活用して、スクール・サ

ポート・スタッフ配置事業を実施することになります。したがって、当事業はあくまでも県の教育委員会が任用して、市町村へ派遣する事業となっておりますので、市町村の負担はございません。

○磯辺勇司議長 8番、木村慶憲議員。

○8番 木村慶憲議員 ぜひ今後、くどくど申し上げますけども、制度を利用させていただきたいと思います。

それでは最後に、特定空き家の除却対策について再質問いたします。特定空き家の多数が建物の所有者が不在で、連絡がつかないケースがほとんどでございますが、市民の安心、安全のため、特定空き家箇所を定期的に市がパトロール等を実施し、現状の把握に努めていただきたいと思います。毎年、毎年、相当数の特定空き家が増加しておりますので、やはり安心、安全のためにひとつ市としての対策が必要と思われまますけども、よろしく申し上げます。この点について。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 特定空き家につきましては、まず状況把握しておく必要もありまして、パトロール等を続けていくということにしております。また、庁内におきましても、建築住宅課とか土木課等と連携をとりながら、特定空き家の状況を確認してまいっているところであります。今後ともこういう形を続けていきまして、またそういう空き家の関係の情報が流れてきたときにはデータベース化していったり、写真等を確認できるような形をとりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○磯辺勇司議長 8番、木村慶憲議員。

○8番 木村慶憲議員 以上で私の質問を終わりますけども、きょうびっくりしました、市長がぐあいが悪くなって、きょう出勤できないということで。閉会日にはぜひ元気な姿でお会いできることをお祈りし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○磯辺勇司議長 以上をもって木村慶憲議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時55分 休憩

---

午後 1時04分 再開

○磯辺勇司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

14番、伊藤永慈議員の質問を許可いたします。14番、伊藤永慈議員。

○14番 伊藤永慈議員 市民の会の伊藤です。先日の第7回走れメロスマラソン大会が2,584名の参加者で、年々参加者が増え、大成功に終えることができました。関係者並びにボランティアの方々に心から感謝を申し上げます。

それでは、平成30年第2回定例会において、通告に従い一般質問をいたしますが、議会を市長が招集しておきながら欠席ということは、非常に残念であります。これも今までの体調の経過等を見ると予測できたのではないかと思っております。

それでは、五所川原市地域防災計画における防災行政無線の役割について質問をいたします。私が初めて大規模災害を体験したのが、50年前の1968年5月16日に本県を襲った十勝沖地震であります。当時私は、小学校6年生で、嘉瀬小学校の1時間目の授業中に大きな地震の揺れに恐怖感を覚えたのを今も鮮明に記憶しています。その後の新聞報道で、完成して5年ほどのむつ市庁舎の3階部分が大きく崩れ落ちた写真が報道され、地域防災の拠点という本来の機能を果たせなかったむつ市庁舎の写真は、防災体制の強化をどう図るかを県内の自治体に大きく投げかけました。

また、当時の金木町は、暴れ川の異名をとる金木川や小田川が毎年のように氾濫を繰り返していたことから、地区住民へ避難情報をいち早く図る防災行政無線の機能を備えた庁舎整備が、住民からの要望を踏まえ、十分な説明のもとに整備されたと記憶しております。この金木庁舎は、くしくも十勝沖地震発生50年目の年に、5月2日の東奥日報の報道にあった、防災無線は老朽化しており、野外にあるスピーカーの音が室内に聞こえにくいとのいとも簡単な市の一方的な判断により、市浦、金木地区住民の今後の防災体制をどう図るかの一切の説明もなく、同報系固定局もろもろ金木庁舎を解体しようとすることに恐怖を覚えます。

そこで、質問の1つ目は、五所川原市地域防災計画における防災行政無線の役割についてであります。5月18日に気象庁は、午後4時5分、青森県五所川原市は大雨で、相内川が氾濫するおそれがあるとして、相内地区の380世帯の819人に避難準備の情報が出ました。これを受け、五所川原市は、避難勧告をどのような伝達手段により地区住民に伝達を図ったのか、時系列でお答えをお願いいたします。

質問の2つ目は、5月2日の東奥日報で、五所川原市は本年度、ミサイルの発射や災害情報を国から自治体へ伝達する全国瞬時警報システム、Jアラートや、災害時の避難指示、勧告などの情報伝達に市内のコミュニティFM局、FMごしょがわらの電波を使用する新システムを導入するとし、小中学校や福祉施設、指定避難所などに防災ラジオ120台を導入するとの報道がありました。Jアラートや災害時の避難指示、勧告などの情報伝達に活用するには、2万5,562世帯全てに防災ラジオの整備が必要となります。防災

ラジオ整備に必要な費用を含む整備計画をお示してください。

あわせて、現時点で防災ラジオ整備に対する国からの財政支援措置などはどのようなものが見込めるのか、説明をお願いいたします。

以上、1回目の質問といたしまして、市長がいないので、関係部長の誠意ある答弁をよろしくお願い申し上げます。

○磯辺勇司議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○北川智章総務部長 それでは、5月18日の大雨による避難勧告の周知についてお答えいたします。

市浦地区においては、5月18日の午前6時台から雨が強くなり、午後に相内川が氾濫注意水位を越えたことから、16時5分、まずは高齢者や障害をお持ちの方など避難に配慮を必要とする方々に対し、早目の避難を促す避難準備・高齢者等避難開始を発表しました。その後、午後5時台から6時台にかけて再び雨が強くなりまして、相内川の水位が下降しない状況が長く続くと予想されたことから、20時25分、避難勧告を発令したところです。

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の周知方法につきましては、Lアラートシステムへ情報を入力することによりまして、テレビのデータ放送やインターネットの主要なニュースサイト等に連動して、避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告をお知らせする仕組みを利用しましたほか、スマートフォンや携帯電話にお知らせする緊急速報メール、広報車の巡回、株式会社五所川原エフエムへの放送依頼、市のホームページやフェイスブック、ツイッターで周知を行っております。

続きまして、防災ラジオを每户配布した場合の費用についてお答えいたします。防災ラジオを市の資産として無償で市内各家庭、約2万5,000世帯に貸与した場合、約3億円と試算しております。その際の財源ですが、緊急防災・減災事業債の活用が見込まれております。

一方、他自治体の導入例を見ておりますと、防災ラジオの費用の一部または全額を御負担いただき、個人の資産とする場合もございます。その場合は、起債の対象外となります。

当市では今年度、日中管理者が常駐する指定避難場所や福祉避難所に防災ラジオを配付する予定としておりますが、各家庭への展開につきましては、他自治体の導入例や国の財政支援措置の状況等を考慮しながら、検討してまいりたいと考えております。

○磯辺勇司議長 答弁漏れございませんか。伊藤議員、いいですか。

14番、伊藤永慈議員。

○14番 伊藤永慈議員 市浦地区の大雨、このとき広報車でやったということですが、防災無線は使用しなかったんですか。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 現在市浦地区のアナログ防災無線のほうは、部品等が故障しておりまして、部品等が手に入らなくて、現在使われていない状況であります。

○磯辺勇司議長 14番、伊藤永慈議員。

○14番 伊藤永慈議員 それは、いつからその部品がなくて、防災無線はいつから使えなくなりましたか。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 昨年の秋からと記憶しております。

○磯辺勇司議長 14番、伊藤永慈議員。

○14番 伊藤永慈議員 市の防災計画を見ますと、防災計画では周知方法については災害防災無線というふうに防災計画ではのっているんですよ。ちゃんとこういうふうに防災計画にのっているのに、なぜそのまま放置しておったのか。もし人命にかかわることであれば、これちょっと落ち度でないか。防災計画にちゃんとのっているのに、何も防災無線を流さないで、ただ広報車で伝えたということであれば、その辺どういうふうに考えていますか。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 修理はしたかったんですけども、部品の調達がままならないということで、今はアナログ無線の部品が供給されていないということでありまして。これからはデジタルでないといけないということで聞いております。

○磯辺勇司議長 14番、伊藤永慈議員。

○14番 伊藤永慈議員 そこはわかっているんです。

それじゃ、次の金木地区屋外受信設備、防災無線21基と、金木地区個別受信設備4基、金木とするとこの防災無線はこれからどういうふうに考えているのか。防災無線は、過去の災害データをもとに局地的に整備することで、最も高い効果が発揮される防災情報伝達ツールだと国では言っているわけです。金木地区の防災行政無線も、五所川原市地域防災計画において、住民に対する災害情報の周知方法として位置づけているわけですが、御存じのとおり、部長が説明したんですけども、アナログ方式の簡易無線局ですので、使用期限は平成34年11月30日まで、総務省のホームページにおいて、デジタル化の目的・効果を見ると、「デジタル方式は、アナログ方式に比べて音質がよく、占有

周波数帯幅を狭帯域化（ナロー化）」、専門用語なんですけども、「しても、伝送速度を高めることができるなど通信品質の向上や電波の効率的な利用が可能であることから、積極的にデジタル化を進めることが求められています」とされています。

金木地区の防災無線は、東奥日報紙面で、市総務課が認識しているとおりの、老朽化しています。さらに、国がデジタル化を推進し、進めていることから、メーカーにおいて更新部品も製造されていません。今部長が説明されたとおりの。

金木庁舎整備を着手したにもかかわらず、金木地区の防災無線、アナログ方式の簡易無線局を今後どうするのか答弁をお願いします。

○磯辺勇司議長 答弁いいですか。総務部長。

○北川智章総務部長 金木地区の防災行政無線の整備方針でありますけども、議員おっしゃるように、金木地区の防災無線につきましては昭和55年に整備されてから38年経過しております。老朽化も進んでおりまして、デジタルではないものです。

今後の整備方針となりますけども、今年度実施予定の防災情報伝達多重化事業によるコミュニティFMを利用するほか、スマートフォンや携帯電話を利用した緊急速報メール、テレビ、広報車の巡回など、現状で活用できる全ての情報伝達手段を活用し、防災情報を提供してまいりたいと考えております。

○磯辺勇司議長 14番、伊藤永慈議員。

○14番 伊藤永慈議員 ということは、防災無線をなくして、FMごしよがわらでやるということの理解でいいですか。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 FMごしよがわらだけではなくて、多重化ですので、その中の一端としてのFMということで御認識いただければと思います。

○磯辺勇司議長 14番、伊藤永慈議員。

○14番 伊藤永慈議員 一環ということは、簡単にしゃべれば防災無線をなくすということでしょう。やらないということなんでしょう。

金木地区及び市浦地区の防災行政無線について、五所川原市地域防災計画（風水害等災害対策編）の35ページ並びに90ページに、地区住民への周知方法として位置づけられています、防災無線が。五所川原市防災会議条例第2条第1項第4号において、水防計画その他水防に関し重要な事項の調査審議に関するとしてされており、防災ラジオを地区住民の周知手段とすることについて、防災会議の審議を経て決定したのかお伺いします。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 ただいまの御質問にお答えします。



情報伝達手段の変更につきましては、五所川原市防災会議の審議を経るという形をとるといふことですが、議員御指摘のとおり、当市の地域防災計画には防災情報の伝達手段として防災行政無線が記載されております。地域防災計画につきましては、平成30年度内に改訂作業を終了するスケジュールで作業を進めているところでありますが、その過程で防災会議の審議をいただく予定としております。

地域防災計画の改訂時点においては、金木地区においてはまだ現行の防災行政無線が使用できているということですが、現段階で申し上げたスケジュールに沿って作業を進めていくこととしております。

○磯辺勇司議長 14番、伊藤永慈議員。

○14番 伊藤永慈議員 防災会議でうたっているの、もっと早くやるべきでないですか。まだ防災計画さ防災無線って、周知方法を防災無線でやるというのに、何も変えないで、整備もしない。おかしいんでないか。

防災無線のデジタル化整備に対する国の財政措置について、これから質問します。初めに、国からの財政支援措置を確認します。コミュニティFMを活用した防災ラジオ整備とアナログ方式の簡易無線局のデジタル化整備に対する国からの財政措置は、現時点どのようなものがあるかお知らせください。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 防災行政無線のデジタル化整備における財政支援ですが、こちらのほうは防災無線のデジタル化における財政支援措置としまして、緊急防災・減災事業債に防災行政無線のデジタル化という項目がおっしゃるとおりございます。当該起債の活用につきましては、現時点では平成32年度まで可能となっております。

あと、FMラジオのほうも、先ほど少し申し上げましたけども、同じく緊急防災・減災事業債の中にFM化のところもあります。同じ項目の中で、起債の中で、そういう起債制度があります。

以上です。

○磯辺勇司議長 14番、伊藤永慈議員。

○14番 伊藤永慈議員 今おっしゃった補助金、コミュニティFMを活用した防災ラジオ、新潟でやっているラジオを見ますと、1台1万円以上する。これ地方債を活用し、財政支援措置は、これだと財政支援措置はないわけですね、FMの。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 ラジオに関しましてもあるんですけども、起債の充当率は100%で、交付税措置が70%と、両方同じ条件となっております。ただし、ラジオに関しましては、

無償貸与と有償のというところに、あと貸与の方法と、貸し付ける場合と、譲渡というんですか、お渡しする場合、そこで起債の充当があるなしが出てきております。細かくほかのところの自治体を見ますと、負担金をいただいたりしているところもございます。そういった場合にはその分が除外されていくとか、あと市の管理になっていくものが起債充当で、貸与というか、お渡ししてしまっている形になったものは起債の対象にならないという形になっております。

○磯辺勇司議長 14番、伊藤永慈議員。

○14番 伊藤永慈議員 ラジオは備品だごで、国からの措置はないわけですね、ラジオに関しては。あるの。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 防災のラジオに関しましても、同じく緊急防災・減災の中で、緊防債の中に項目あります。ラジオもありますし、デジタル無線もございますということをお伝えしております。

○磯辺勇司議長 14番、伊藤永慈議員。

○14番 伊藤永慈議員 本当にラジオに対する緊急防災あるんだか。パーセント的に何ぼあるんですか。私調べたところ、ラジオは備品だはんで該当にならないというふうに。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 市の資産とした場合、それこそ市で貸与して、お渡しして、更新したりする場合は起債の対象になります。ただ、1回だけ初期にお渡しして、その後更新とかしないでいく場合は対象となりません。個人の資産となります。あとは、ラジオ自体の機能のほかに自動起動というところ、そこのところが大きく対象さなっていくということで聞いておりました。

○磯辺勇司議長 14番、伊藤永慈議員。

○14番 伊藤永慈議員 簡単にしゃべれば、市の資産だばできるけども、毎戸で個人の人がラジオを購入した場合は、それはならないということでしょう。ということは、市民全般さラジオが行き渡らない可能性が多いじゃ。市民の人が自分で金出さねばラジオ買えないのなもの。まあ、いいや。

私は、何でこれ質問するかというと、防災無線は合併特例債、緊急防災・減災事業を使うにいいわけよ。充当率100%、交付税措置70%、緊急防災・減災事業、これは活用できる。その活用期限も、東日本大震災にかかわる復興創生期間である平成32年まで継続することができる、延びたでばな。そういうことから、今防災無線は立てることによって、この緊急防災・減災事業を全部使うにいいだじゃ。例えば今の金木の庁舎、今何も

そういう機能をつけたあれで設計してねえべ。ということは、やらないということで進んじゃはんで。ラジオをつけた場合、市民が錢こ出さねば、買われないということでしょう。へば、防災無線使ったほうが、国のこの補助金使ってさ、まして国では今の震災あったあれで、一番手段としては防災無線がいいということになっているんだ。第一、FMごしょがわらって誰聞いているのよ、何人の方聞いている。そのラジオを起動させるには、学校だのそういう市で管理しているところは備えてるかもわからないけど、一般市民は何もそのラジオを買ねばまいねだべ、簡単にしゃべれば。そうなんだば、防災無線を活用したほうがいいんでないか。どう思いますか。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 先ほども少し申し上げたんですけども、防災ラジオの負担に関して、これからどのような形でしていくかということで、もう一度少し読み上げます。

防災ラジオの費用の一部または全部を御負担いただき、個人の資産とした場合であると起債の対象外となります。ただ、毎戸に配布していくという形をとるのかということと今のところ検討しておりますので、配布の仕方によっては変わってくるということです。

○磯辺勇司議長 14番、伊藤永慈議員。

○14番 伊藤永慈議員 検討って、配布せば2万5,000世帯だか、3億2,000万円も錢こかかるんだべさ。その財源ねえべ。へば、考えなくてもわかるべな。それ一番大事なのは、今のいつミサイル来るかわからない、それ市民の方がちゃんとそういう伝達方法わかねば、どうやって避難するの、どうなるのよ。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 防災ラジオを市の資産として、無償で市内各家庭、約2万5,000世帯に貸与した場合、約3億円と試算をしております。その際の財源が、先ほど言いました緊急防災・減災事業債の活用という形であります。ですので、およそ3億円という形で、毎戸に配布してこちらで管理した場合は3億円の費用になるということです。

○磯辺勇司議長 14番、伊藤永慈議員。

○14番 伊藤永慈議員 せば、それ市のものだって毎戸さ配ることできるの。それちゃんと約束できる。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 そちらのほうを今後どういう形にするかということで、まだ配布の仕方を検討している状況でございます。また、起債を使う場合に全額やっていくのか、負担をいただく形にするのか、そちらのほうもあわせて検討していくということで、現

在は日中管理人が常駐する指定避難所や福祉避難所に防災ラジオを配付する予定としております。各家庭については、今のところ展開については、ほかのところの導入例も見まして、あとは国の財政支援措置、緊急防災の起債の関係、これらを見て検討してまいりたいということであります。

○磯辺勇司議長 14番、伊藤永慈議員。

○14番 伊藤永慈議員 私何でこういうふうにしゅべるか。これ新潟でもうやっているところあるわけだ。新潟では、それこそ市の財産でないところで、これ補助金出してやっているのよ。なので、市の財産にはならないわけだ。現に新潟でこうしてやっているんだもの。検討するって、それは無理だね、市の財産として皆さ配るというのは。そこちゃんとごまかさないで、新潟ではこうやってやれねはんで、買ってもらう、補助金出したりしてるんだよ。中泊さんは、合併するとすぐそういう対象になったところで、国の助成を全部受けてやったけども、今それなくなったっきゃ。合併してすぐに対応しないはんで。ちゃんとした答弁、これから考えてやるなんて、ほかでやれないで補助金出すとかしているのに、おかしいんでないか。

○磯辺勇司議長 答弁、総務部長。

○北川智章総務部長 繰り返しますが、市のものとしてやった場合はということをお話しております。

それで、今議員言われたように、補助金を出して個人の資産としてやってもらう場合もございます。そういう形をどうとっていくかということこれから、今新潟の例も御提示いただいたので、そちらのほうもまたよく読んでいきたいと思っております。

いずれにしても、まずは避難所のほうにはそういう形で置いていくということ今年度スタートするということになります。

○磯辺勇司議長 14番、伊藤永慈議員。

○14番 伊藤永慈議員 これくどいけども、今の避難所とか学校は市で管理するから、市のものなんでわかるのよ。個人には多分無理だと思うよ。

それでは、市内のコミュニティFM局に災害情報システムの稼働前から支出されている防災情報放送業務委託料の業務内容の成果について、ちょっとお聞きします。

○磯辺勇司議長 答弁、総務部長。

○北川智章総務部長 株式会社五所川原エフエムに対する防災情報放送業務の委託は、市民の防災、減災についての関心を喚起し、地域における防災力の向上を図ることを目的として、平成28年9月27日から開始し、現在まで継続されております。

委託業務の内容としましては、市が提供する防災及び減災に関する20分間のラジオ番

組「ごしょがわら防災インフォメーション」を制作して放送するとともに、同番組周知のため、CMもあわせて制作し、放送しております。

番組の内容としましては、災害時の情報伝達におけるラジオの有効性をお伝えするほか、当該FM局と市が締結した災害時における災害情報等の放送に関する協定について、地震や津波、台風、集中豪雨、土砂災害など災害への対応と備えについて、災害ボランティア活動についてなど、全部で12パターンを制作しまして、平成29年度の実績として1年間に番組を209回、番組CMを365回放送しております。

これら防災情報放送業務の委託の成果につきましては、数は少ないものの、FM局に視聴者から「役立つ情報でよかった」との感想や、「詳しく知りたいので市のホームページを見てください」などといったコメントが寄せられており、番組を継続して放送することが市民の防災に関する意識向上に貢献しているものと考えております。

○磯辺勇司議長 14番、伊藤永慈議員。

○14番 伊藤永慈議員 コミュニティFM局、FMごしょがわらについては、平成27年度にコミュニティFM中継局整備事業として、過疎対策事業債を活用して、6,880万円を五所川原市が借り入れし、FMごしょがわらに補助金を支出しています。そして、翌年度の平成28年度から、新たにFMごしょがわらに防災情報放送業務委託料として334万5,000円の支出が始まっているわけですが、5月2日の東奥日報で市総務課が、市は年度内のシステム稼働を目指すと発表しております。まだ防災情報放送が稼働していないわけですね、今までは。今年度からやるということ。市総務課が平成28年度から支出している防災情報放送業務委託料334万5,000円、何のためにまだ稼働していないのに2年間このお金を出していたのか、お知らせください。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 ただいまの334万4,760円ですけども、こちらが今言いました「ごしょがわら防災インフォメーション」の番組の費用とCMの費用となっております。

○磯辺勇司議長 14番、伊藤永慈議員。

○14番 伊藤永慈議員 私不思議に思うのは、今年度から稼働するというのに、まだラジオも設置されない、番組をその前からつくるというのは何か腑に落ちないんだよね。それ今年度に稼働してからその番組をやるんだばいいけども、まだ何もやっていないのに、稼働していないのにその番組、もう2年前から三百何ぼも出して、これ本当にそのためのやつなんだか、これ違うほうに使っているわけでねえべ。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 ラジオで防災の情報というか、避難とかそういうやつを出すときは、

災害時の情報等の放送に関する協定のほうで行っております。ですので、費用ではありませんので。

そのかわり、今の「ごしょがわら防災インフォメーション」という番組は、防災の備えとか、心がけとか、こういう場合にこういうんた対応をしましょうねというお知らせとか、そういう防災に関することを番組として放送しております。ですので、避難勧告とかそういうことで出していることではございません。

○磯辺勇司議長 14番、伊藤永慈議員。

○14番 伊藤永慈議員 FMごしょがわらはコミュニティであって、防災の機能は難しいと思うのよ、私の個人的な考えであれば。まして、今防災無線もなくして、これさ頼るということでしょう、FMごしょがわらさ。防災会議もやらない、防災計画もまだつくっていないのに、そこで示されて初めて、FMごしょがわらをのせてからそういう事業を展開するのに、おかしいんでないの。先に防災会議をやって、これから防災無線のかわりにFMごしょがわらでやるんだよってうたってから、これさ着手するんだばわかるけども、何もやらない前からやるというのは、きょう市長いないので、市長が全部トップだはんで、何も答弁できないかわかんないけども、それおかしいと思いませんか。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 FMごしょがわらが判断してとかじゃなくて、情報のほうはこちらのほうで出しますし、市のほうでラジオ局を経由して出す情報の機器を今年費用として計上しております、設備として。ですので、FMごしょがわらの機材を使用してと言えはあれなんですけども、それを使って毎戸に情報を流していくということですので。FMごしょがわらの放送網を活用して、受信をFMでやるということであって、FMごしょがわらがその情報を集めてきて何々するということではございませんので、そのところを補足させていただきます。

○磯辺勇司議長 14番、伊藤永慈議員。

○14番 伊藤永慈議員 せば、伝達方法、何でやるんですか。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 伝達の機材を今年、五所川原エフエムのほうと市のほうの庁舎の中に、そういう伝達するシステムを設けるといことにしております。細かい説明は、私ちょっとそこできないんですけども、そういう形で機器を取りつけるという形で。それでFMの電波を使って、ラジオでその情報を流すという、情報とか、避難勧告とか避難命令とか、そういったやつを出していくということでもあります。

防災会議の関係につきましても、おっしゃられるとおり、今になっていきますので、大

変申しわけございませんでした。

○磯辺勇司議長 14番、伊藤永慈議員。

○14番 伊藤永慈議員 単純にしゃべれば、防災無線をなくして、FMごしよがわらで今度はやるという理解でいいんだべ。ただ、FMごしよがわらであれば、今学校と避難所とかそういうところだば120台を今つけた。そこだばいいでば。ただ、一般の市民さ、ラジオも何もねえで、それどうやってわからせるの、何ぼFMごしよがわらで放送しても。ラジオねえば、ラジオがあることによって、差し込みしていれば、何かあれば自動的に電源が入って、市民さラジオで教えるんでしょ。それまだ市民さ何も全部配っていない、一部しかやってねえで、これもし重大な災害起きて、市民さ死人出たら、おめだちどうやって責任とるのよ。これ大事なことだ。そうでないか。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 確かに議員おっしゃるとおり、生命には非常に重いものだと感じております。ただ、今現在でも携帯、テレビ、いろいろなものでも情報をとれていることでもありますので、多重化という形で捉えておりますので、その辺御了承ください。

○磯辺勇司議長 14番、伊藤永慈議員。

○14番 伊藤永慈議員 これな、市民さもっと説明すべきだよ。防災無線がいかに大事か、国でも示しているんだよ。ラジオでやるというの、みんなさ備品かけて、それ市の資産になるかどうかかわからないけども、多分なんないと思うんだ、個人の備品で。そういうのもさっきしゃべった減災何だかの補助を使って、防災無線7割、それ使えば、今の金木庁舎に使えば、過疎債もそれに使うことにより減らすことできるんでないか。そっちのほう得でね。市民さも放送がすぐ伝わるし、ラジオだば、いつ誰聞いているかわからない。もっとちゃんと議論すべきでね、防災無線の重要性。私は防災無線が重要だと思うよ、ラジオよりも。おかしいじゃな、防災計画にもない、先にラジオを進めてまって。今の国会と同じでねな、先に何もそれやらないで、そっち進めてまってさ。ちゃんと会議で決まったんだばわかる。防災無線とかそういうの、もっと議論すべきだ。それどう思いますか。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 基本的には普通のラジオでも聞けることは聞けます。ただ、夜間、眠っているときとか、随時つけていないときにそういう情報があったら、自動起動するというラジオのことでいますけども。あとは、いろいろな形で、テレビとか、携帯とか、いろいろなものでそういう災害の情報が出たときに、FMラジオをつけていただくと、そちらのほうも情報としてとれていけるといいうところもありますので、そういう形で五

所川原市全域をカバーできるものとして、ラジオのほうに今のところ計画をしております。

○磯辺勇司議長 14番、伊藤永慈議員。

○14番 伊藤永慈議員 これ何回議論しても平行線だな。ラジオ配布すれば、市でおのずと銭こ出さねばならないわけだ。防災無線だば、そういう補助金の対象はある。防災無線のほうが効率もいい。私はそう思っているんだ。何でそっち使わないで、そこさこだわるのか。電話だの携帯だのは、市でやんなくてもみんな聞こえるんだね。大事なのは、その地域住民の、その人の周りの危ないところさ、無線で物を言ったほうがもっと効率もいいし、その住民は避難する。この間みたく、相内の川さやったたって、防災無線は危ないところさ立っているはんで、そういうのを考えれば、ラジオでやったって、全部さ聞こえたって、一番大事なその地域の住民のところさ……

（「議長、まとめてください」と呼ぶ者あり）

とにかくこれは市民の命にかかわることなんで、もっと市民さアンケートとるなりなんかして、ちゃんと整備して、防災無線はこういう起債があるんだよ、ラジオはこうだよとちゃんと教えてくださいよ。

○磯辺勇司議長 伊藤議員……

○14番 伊藤永慈議員 これについては、また質問していきますので、そこをよろしく何とか。

これで一般質問を終わります。

○磯辺勇司議長 以上をもって伊藤永慈議員の質問を終了いたします。

次に、13番、山口孝夫議員の質問を許可いたします。13番、山口孝夫議員。

○13番 山口孝夫議員 市民の会の山口孝夫です。4番バッターであります。本日は、大変お忙しい中、傍聴者の方々お越しくございまして、ありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

先月5月31日、当議場において、平成9年9月7日に市議会当選以来20年以上経過しまして、この場をおかりしまして表彰していただきました。私を含め同僚、一緒であります。このことについて、議場の関係者、そしてまた市民の方々に厚く御礼申し上げます。

それでは、質問に入る前に、昨年12月の議会でありました市民の健康についてということで、市の庁舎が新しくできるということで、市の今の1階の土間に血圧計、そしてまた血管年齢をはかる測定器あります。ぜひ皆さんも帰りがてら、そこで血管年齢をはかっていったら大分違うかと思えます。ちなみに私、人間ドックではかりましたところ、



2回はかつて90歳でした。余りのショックで。原因いっぱい探したら、私、血圧がふだん112ぐらいなんです。そのとき、車2回とも乗って、割とスピード出して、手に汗握る状態で受けたんです。2回ともはかり方には間違いなかったんです。ただ、平常な状態でないということがわかりまして、その後ここで1回はかりましたら、48歳とか50歳というふうに出ました。それは正確であると思います。

そんなことで、市役所に設置されました。すごくよいことだと思っています。ただし、せっかく庁舎が新しくなった、そこに設置された、でも設置された場所がきちっと明示されていないのが少し残念でありますので、ここに血圧計と血管年齢測定器があるということを表示して、そしてまたそれを実際やってみて、わがね人が大分いるんです。いますので、そこを市民に寄り添う形で、運営を進めていただければなと思っています。

それでは、市民の健康について質問いたします。今月6月2日、東奥日報朝刊に、厚生労働省が6月1日公表した2017年の人口動態統計で、本県はがん、糖尿病死亡率が全国ワースト2位となり、また血管、血圧疾患、そしてまた腎不全、肺炎、心疾患が全国の上位を占め、とりわけ全死因の3割を占めるがんの死亡率は年々上昇し、前年より1.1ポイント悪化し、過去最悪となりました。高齢化が深刻な本県では、がんによる死亡率は今後ますます高くなると予想される。「高齢になるとがんになる人がふえるため、死亡率をダイナミックに減少させていくのは難しい。そのためには、働き盛り世代の生活習慣病をしっかりと減らしていくことが死亡率低下につながる」と県から発表があり、がん検診の女性の受診機会拡大や精度向上などに取り組む方針を強調したと書いてありました。

がんを予防、改善するには、がんの危険因子である生活習慣病を減らすことで改善できるそうです。生活習慣病とは、食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症、進行に関与する疾患群と定義されています。具体的には、高血圧、糖尿病、脂質異常症などです。日本人の2人に1人ががんにかかり、3人に1人ががんで死亡していると言われ、がん細胞は毎月3,000から5,000くらい発生していると言われております。

青森県でがんと糖尿病が全国2位を占めると。ここで非常に問題があるのは、糖尿病が進むと認知症は倍進むということでもあります。また、がんは、大体40度ぐらいで死滅するとありますけども、どうしても抗がん剤を打って体の温度を上げますと、いい細胞とか死ぬというふうに使われています。

そこで、今回の質問は、当市にあるつがる総合病院にがん検診におけるPET検査導入についてであります。

質問1としまして、当市のがん患者数、がん死亡者数の状況についてお知らせください。

質問2は、つがる総合病院におけるがん患者の治療状況についてお知らせください。

そしてまた次に、2番目として、がん検診におけるPET-CT検査の導入についてであります。質問1は、三沢市立三沢病院がPET-CTを導入した経緯についてであります。

以下、2番目については2、3、4とありますけれども、一問一答の質問形態ゆえに、後ほど質問させていただきます。

以上、この場をおかりしまして一般質問、よろしくお願ひいたします。

○磯辺勇司議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

民生部長。

○秋元建一民生部長 当市のがん患者数、がん死亡者数の状況についてお答えいたします。

国立がん研究センターによりますと、がん患者数のデータにつきましては、四、五年おくれたの公表となっておりますが、最新の平成24年のデータで見ますと、当市のがん患者の状況は、罹患者数は552名で、人口当たりの割合は0.96%となっております。県内10市で見ますと、2番目に多く、県平均0.81%を上回っている状況となっております。また、全国の人口当たりの割合が0.68%となっておりますので、当市のがん罹患者数は多いものと考えております。

次に、がん死亡者数につきましては、平成26年の数値が公表されております。当市の死亡者数は231名で、人口当たりの割合は0.41%となり、こちらも県内10市において2番目に多く、県平均の0.38%を上回っております。全国平均が0.30%ですので、がん死亡者数も多いものと考えております。

続きまして、つがる総合病院建設時にPET-CTの導入を検討したかという御質問でございます。つがる総合病院建設計画時、医療機能について検討を行ったところではありますが、当時西北五圏域において提供できる各種治療が他医療圏と比べて少なかったことから、このことへの改善を図ることが最優先課題であったとのことでございます。このため、特に圏域の特徴的疾患である脳血管疾患、心疾患、がん診療体制の充実を図ることといたしました。

脳血管疾患への外科的治療の実施、心疾患に対する経皮的カテーテル治療体制の充実、がん治療につきましては外科手術だけでなく、がん化学療法等の患者に優しい低侵襲性の治療の拡充に優先的に取り組むこととし、検査機器につきましてはPET-CT検査も候補には挙がったものの、より需要の高かった3テスラのMRI装置、320列CT装置、

血管造影撮影装置の整備を優先したものと伺っております。

それから、三沢市立三沢病院がPET-CTを導入した経緯についてでございます。三沢市立三沢病院では、平成27年3月からPET-CTの稼働を始めておりますが、それ以前におきましては県南地域にPET-CTを設置している病院や健診施設がなく、PET-CT検査を受けるためには弘前市まで行かなければならないという状況だったとのことでございます。

このことから、県南地域の病院が協議を行い、三沢病院にPET-CTを設置し、検査が必要な患者を三沢病院に紹介するという導入に至ったと伺っております。

また、PET-CT導入に当たりましては、三沢市において防衛省から防衛施設周辺整備調整交付金事業の補助金の交付を受けて設置したとのことでございます。

○磯辺勇司議長 13番、山口孝夫議員。

○13番 山口孝夫議員 1番目で、つがる総合病院におけるがん患者の治療状況の中に、対応できるもの、対応できないものとあると思うんです。大まかにでいいですから、大まかと言えば変ですけども、そのことについてお答え願えればと思います。意味わかりますか。

私しゃべっているのは、例えば肺がんとかはできないとか、膵臓がんはできないとか、そういう、きょう一般市民の方おりますので、やっぱりそういうことって大切だと思うんですよね。例えば消化器って、お尻から入れてやるやつは取れるとかってあるんでしょうけども、その部分でお答え願えればと思います。

○磯辺勇司議長 民生部長。

○秋元建一民生部長 つがる総合病院でのがんの手術による治療、抗がん剤による化学療法は行っているところでございますけれども、つがる総合病院の平成28年度のがんと診断された患者数は1,435人で、日本人に多い主要5大がんの患者数は545人、多い順では大腸がん、胃がん、肺がんというふうになってございます。

また、抗がん剤による化学療法の件数は、外来が3,001件、入院が807件となっております。

なお、病院機能報告に係る平成28年6月治療分の1カ月の実績では、悪性腫瘍手術の25件、化学療法が32件であり、部位別では大腸、胃が主なところであると伺っております。

○磯辺勇司議長 13番、山口孝夫議員。

○13番 山口孝夫議員 それでは、質問の2ですけども、つがる総合病院建設時にPET-CTというか、当時は「CT」あったかどうかわからないですけども、PETの導入

を検討したか答弁願いたいと思います。

○磯辺勇司議長 民生部長。

○秋元建一民生部長 先ほどは答弁を先走りまして、大変申しわけございません。

つがる総合病院へPET-CTを導入する考えは……

○磯辺勇司議長 部長、聞こえないそうです。

○秋元建一民生部長 つがる総合病院へPET-CTを導入する考えはあるかという御質問でございますけれども、がんはある程度の大きさになったり、体に変化が生じてから見つかることが多いため、がん細胞の成長がある程度進んでからでないとは発見しにくい病気でございます。

このことから、診断に当たっては現在抱えている病気や病歴、症状等を考慮し、血液検査による生化学検査、腫瘍マーカー検査、超音波検査、内視鏡検査等を行い、必要であればCT検査、造影CT検査をさらに行い、なお診断を下すことが難しい場合、MRI検査を行う。さらには、組織の一部を採取して細胞を調べるといった複合的な検査により診断を行っているところであります。その上で、PET-CT検査が必要と判断される場合には、弘前医療圏に2台PET-CTがありますので、そちらに紹介して画像を撮ってきてもらっております。

PET-CT検査は、ブドウ糖の取り込みが少ない早期がん、悪性度の低いがん、薄く広がり塊をつくらないがん、またブドウ糖を大量に消費する脳や心臓、検査薬の排出ルートとなる腎臓、膀胱といった臓器には不得手な部分もございますが、予想外のがんの発見、がんの病期診断、転移、再発を調べるのに適した検査でございます。このことから、PET-CTにつきましては、つがる総合病院への患者の受療動向、がん治療提供の充実度、その他を勘案しながら導入の可否を検討していると伺っております。

○磯辺勇司議長 13番、山口孝夫議員。

○13番 山口孝夫議員 ありがとうございます。財政上の問題いろいろあると思うんですけども。

続きまして、つがる総合病院にPET-CTを導入するとした場合、どのくらいの費用がかかるか、お答え願います。

○磯辺勇司議長 民生部長。

○秋元建一民生部長 PET-CTを導入するとした場合、PET-CT装置そのものに約3億円の費用が必要となります。

現建物に設置スペースがございませんので、仮に旧市役所跡地を使用することが可能であれば、当該地にPET-CT検査棟を整備し、現在の診療画像情報部と渡り廊下で

つなげることが考えられます。このPET-CT検査棟及び渡り廊下の工事に約8億円、概算ではございますけれども、合計で約11億円の費用を要するのではないかと伺っております。

○磯辺勇司議長 13番、山口孝夫議員。

○13番 山口孝夫議員 ありがとうございます。

最後に、つがる総合病院へPET-CTを導入する考えはあるのかという質問なのですけれども、これについては今市役所まだ建っていますし、財政上の問題もいろいろあると思います。ながらも、PET-CTを必要とされているのか、否か、導入する考えはあるのか、2つ含めて答弁願いたいと思います。

○磯辺勇司議長 民生部長。

○秋元建一民生部長 このPET-CT、先ほども答弁させていただきましたけれども、確かにがんの病気の診断、転移、あるいは再発、こういったものを調べるのには最適な機器であろうというふうに考えてございます。ただ、最初に御質問にお答えしましたけれども、その当時、PET-CTの導入、つがる総合病院を建設する際に検討したのかということで御答弁させていただきましたけれども、やはりその当時必要な器械、機器、これを入れるのが先であったということでございますので、議員御質問のこのPET-CT、病院側でもこれから考えていくというようなことでは伺っております。

○磯辺勇司議長 13番、山口孝夫議員。

○13番 山口孝夫議員 つがる総合病院というのは、広域連合で成り立ってしまして、五所川原市の出資比率が78.58%というふうに聞いております。その中で、やっぱり五所川原市民の比率が一番高いわけでありまして、財政上の問題、今までいろんな問題出ていまして、大きいものから小さいものから、財政上の問題でなかなかできないものとかいっぱいあると思います。その中で、見通しとして、大体どのぐらいの目安でできるのかなという、予想ですけども、お答えしてもらって、終わりたいと思います。お願いします。

○磯辺勇司議長 民生部長。

○秋元建一民生部長 今のいつごろになるかという御質問、大変難しゅうございますので、ここでは控えさせていただきますというふうに思います。

○磯辺勇司議長 以上をもって山口孝夫議員の質問を終了いたします。

---

◎散会宣告

○磯辺勇司議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時11分 散会

平成30年五所川原市議会第2回定例会会議録（第3号）

---

◎議事日程

平成30年6月5日（火）午前10時開議

第 1 一般質問（5人）

- 2番 花田 進 議員
  - 1番 井上 浩 議員
  - 25番 平山 秀直 議員
  - 20番 福士 寛美 議員
  - 18番 松野 武司 議員
- 

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（25名）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1番 井上 浩 議員   | 2番 花田 進 議員   |
| 3番 鳴海 初男 議員  | 4番 木村 博 議員   |
| 5番 磯辺 勇司 議員  | 6番 松本 和春 議員  |
| 7番 山田 和宗 議員  | 8番 木村 慶憲 議員  |
| 9番 成田 和美 議員  | 10番 吉岡 良浩 議員 |
| 11番 山田 善治 議員 | 12番 秋元 洋子 議員 |
| 13番 山口 孝夫 議員 | 14番 伊藤 永慈 議員 |
| 15番 加藤 磐 議員  | 16番 木村 清一 議員 |
| 17番 稲葉 好彦 議員 | 18番 松野 武司 議員 |
| 20番 福士 寛美 議員 | 21番 川浪 茂浩 議員 |
| 22番 桑田 茂 議員  | 23番 三潟 春樹 議員 |
| 24番 工藤 武則 議員 | 25番 平山 秀直 議員 |
| 26番 葛西 収三 議員 |              |
- 

◎欠席議員（1名）

- 19番 寺田 武造 議員
-

◎説明のため出席した者（24名）

副市長	三上裕行
総務部長	北川智章
財政部長	櫛引和雄
民生部長	秋元建一
福祉部長	岩崎孝幸
経済部長	三橋大輔
建設部長	佐々木秀文
上下水道部長	岩川和雄
会計管理者	岩川静子
教育長	長尾孝紀
教育部長	小林耕正
選挙管理委員会 委員長	白川昭磨
選挙管理委員会 事務局局長	長谷川 哲
監査委員	小田桐宏之
監査委員 事務局局長	宮崎昌子
農業委員会会長	斎藤靖裕
農業委員会 事務局局長	葛西達也
財政課長	須藤淳也
健康推進課長	松山明央
保護福祉課長	伊藤一二三
農林水産課長	今 重彦
土木課長	小田桐繁寿
経営管理課長	三和不二義
教育総務課長	川浪生郎

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長	浅利 寿夫
-------	-------



次 長 山 本 弘 隆

◎開議宣告

○磯辺勇司議長 ただいまの出席議員25名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○磯辺勇司議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。また、1回目の質問については一括で質問、答弁を行い、再質問以降については一般質問通告書の質問要旨ごとに順次質問、答弁を行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、2番、花田進議員の質問を許可いたします。2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 日本共産党の花田進です。通告に従い質問をさせていただきます。

初めの問題は、新庁舎についてであります。この5月7日より新庁舎で業務が始まりました。老朽化した旧市役所から新庁舎への移転は、御苦労も多かったことと思います。新庁舎での業務は快適でしょうか。

新庁舎の建設に当たり、財政面から整理したいと思っております。庁舎自体の建設費は、60億円余りのようですが、敷地に建っていた旧西北病院の解体や周辺整備などを含め、建設事業費全体を財源も含めてお知らせください。

業務が開始されて1カ月余りですが、市民へのアンケートもとっているようですが、新庁舎への市民の反応、意見はいかがでしょうか。新庁舎に変わったこととして、執務室入室が市職員だけで、一般の市民は禁止されたこととあります。禁止の理由として個人情報保護が挙げられています。市の広報では、「個人情報保護条例を定めています。この個人情報保護対策の一つとして、平成30年5月7日開庁の新庁舎では、市職員以外の執務室への立ち入りを禁止させていただくこととなります」とあります。個人情報保護条例のどの部分が執務室への立入禁止につながるのでしょうか。

新庁舎では、議員も控室を含め、たばこを吸わないようになっていますが、庁舎には禁煙の表示がないように思います。表示はしないのでしょうか。また、喫煙者に対する対応はどのようになっているのでしょうか。

新庁舎についての最後の質問は、旧庁舎の解体はいつごろ行われ、その経費は幾らぐ

らいを予定しているのか。

また、私は以前敷地の一部を公園にして、土手に桜を植え、岩木山と夕日を眺められる場所をつくるべきだと提案していますが、跡地利用はどのようにするのか決まっているのでしょうか。

2番目の質問は、給食費の無料化についてお伺いします。このことについては、平成27年度にも質問しております。そのときは、準要保護に対して3,000万円余りを支給しているが、無料化には2億1,000万円かかり、財源の確保ができないという答弁でした。給食費の無料化は、全国的には80を超える自治体で行われています。6月に行われる市長選挙では、平山候補も佐々木候補も子育て支援の重要政策に給食費の段階的な無料化を掲げています。大変うれしいことであります。いずれの候補者が当選しても、財源が確保できないと言っていられなくなります。そこで、市の幹部の事前の政策立案として質問します。

初めに、給食費の現状についてお伺いします。給食費は幾らか。全体の給食費を小学校、中学校別に幾らか。滞納額と納付率についてお知らせください。

政策を進めるためには理念や意義がとても重要です。給食費の無料化の意義等をどのように位置づけるのかお伺いします。

最後に、給食費の無料化を段階的に進めると2人の候補者は述べております。どのような方策を考えられるのかお聞きします。

以上、壇上からの質問を終わります。御回答をよろしくお願いいたします。

○磯辺勇司議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○北川智章総務部長 それでは、新庁舎建設に伴う全体の事業費と財源についてお答えいたします。

本庁舎整備事業につきましては、平成25年度に建設用地を一部取得しまして、平成26年度には新庁舎の基本設計に着手、平成27年度には旧西北中央病院を解体、平成28年度から平成30年度にかけて新庁舎や公用車車庫が完成し、本年5月7日に新庁舎の開庁を迎えたところであります。

本庁舎整備事業としましては、平成31年度に旧庁舎の解体工事を終えまして事業が完了となりますので、全体の事業費として確定しているということではございませんが、概算で申しますと、公有財産購入費等が約1億8,000万円、旧西北中央病院と旧庁舎の解体費用が約13億1,000万円、新庁舎と公用車車庫の建設費用が約68億7,000万円となり、見込みとなりますが、合計で約83億6,000万円でございます。

また、財源としましては、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、合併特例債及び一般財源を充当しております。

続きまして、市民の反応についてお答えいたします。去る4月15日に行われました新庁舎の内覧会には2,000人を超える市民の方が訪れております。このことから、新庁舎に対する市民の関心が高いことがうかがえます。内覧会において寄せられた市民の感想といたしましては、「新庁舎は広々として明るい」、「木材をふんだんに使用していて香りがよい」、「1階のフロアである程度の用事が済むので便利だ」といった感想が寄せられ、新庁舎に対してはおおむね好印象を抱いていただいたと考えております。

新庁舎が開庁して1カ月ほど経過しましたが、最近は新たな要望もいただいているところであります。例えば「駐車場の利用方法をもっとわかりやすく表示してほしい」、「行政連絡バスの時刻表などを表示してほしい」などであります。いただいた要望につきましては、その都度関係部署と検討し対応していくことで、市民の皆様にとって親しみの持てる庁舎となるよう努めてまいります。

次に、執務室への市職員以外の入室の制限につきまして、個人情報保護対策の一環として実施しております。五所川原市個人情報保護条例第3条では、市の責務として、市は、個人情報の適正な取り扱いの確保その他の個人情報の保護に関し必要な施策を実施するものと規定されております。入室制限エリアとした執務室内においては、業務上多くの個人情報を取り扱っておりまして、旧庁舎におきましては建物の構造上、来庁者と職員の動線を区切ることができず、実施できない状況でありました。新庁舎におきましては、その問題も解消されることとなりましたので、このたび新庁舎開庁にあわせて実施させていただいた次第でございます。

また、五所川原市庁舎管理規則第16条第2項では、事務室、その他市長が指示した場所に、みだりに人が立ち入らないよう必要な措置を講ずると規定されております。今回執務室内への入室制限につきましては、個人情報の保護対策の一環として実施いたしましたが、これまで同様、市民や来庁者の方々に御不便をおかけすることのないよう、市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、禁煙対策の表示に関してでございます。禁煙の表示等は特にしておりませんが、受動喫煙防止対策といたしまして、多数の方々が利用する公共的空間については、原則として全面禁煙であるべきという厚生労働省の方針に従いまして庁舎内を全面禁煙とさせていただきます。

喫煙場所についてですが、この庁舎の中は全面禁煙としておりますので、喫煙所はこ

の施設の中には設けておりません。

続きまして、旧庁舎の解体時期に関することでございます。旧庁舎の解体時期、経費及び跡地利用についてお答えいたします。旧庁舎につきましては、今年度は解体設計を行い、平成31年度に解体する予定としております。解体経費は、工事費として約4億1,000万円、工事監理費として約700万円を見込んでおりますが、今年度解体設計を進める中で工事費等を積算し、今後の定例会に予算及び工事請負契約の締結について諮ってまいりたいと思っております。

続きまして、解体後の跡地利用についてですが、現在のところまだ決定しておりません。平成28年第3回定例会におきましても、小公園の整備といった議員御提言もございましたが、敷地の利活用の面から考慮しますと、隣接するつがる総合病院での利用を考えていく整備があるのではないかと考えております。今後は、市関係部署やつがる西北五広域連合などの関係機関と協議しながら決定したいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

以上です。

○磯辺勇司議長 教育部長。

○小林耕正教育部長 では、私のほうから給食費の関係についてお答えしたいと思います。

まず、児童生徒1人当たりの年間の給食費についてお答えいたします。当市の1食当たりの給食費は、小学校が243円、中学校が262円となっており、学校給食センターの受配校における児童生徒1人当たりの年間給食費は、各校の給食提供日数に若干差異ございますが、平均いたしますと小学校で4万8,211円、中学校で5万566円となっております。

次に、小中学校全体の年間の給食費についてです。先ほど平成27年12月定例会かと思っておりましたが、その際は2億1,000万円という回答でございました。最新の状況、あと生徒数の減少等を考慮して精査した結果、平成29年度、調定額ベースでありますけれども、小学校が年間約44万食で約1億700万円、中学校が約26万7,000食で約7,000万円、合計で70万7,000食、約1億7,700万円となっております。このうち要保護及び準要保護など他制度の充当される額を除きますと、小学校で約9,000万円、中学校で約6,000万円、合計で約1億5,000万円となっております。

次に、給食費の納付額及び納付率についてお答えいたします。先ほども述べました要保護及び準要保護など、ほかの制度から充当される額を除いた平成29年度の給食費の調定額、実額でございますが、1億5,107万5,538円に対しまして、納付額が1億5,064万3,557円、納付率は99.7%となっております。参考までに、未納額につきましては45万

3,000円余りとなっております。

次に、給食費の無料化の意義、それとアプローチについてということでございますけれども、教育委員会といたしましては、平成27年の答弁同様、財源が必要なことから困難というスタンスは変わっておりません。

給食費の意義について考えますと、まず無料化につきましては、保護者の負担軽減が図られるという点については効果があると思われましても、現在当市におきましては、経済的な理由などによって要保護及び準要保護と認定された児童生徒の保護者に対しましては、費用を市で賄い、保護者の負担を伴わないような措置がとられております。

給食費の完全無料化については、先ほどの説明のとおり、相当な額を要することとなることから、慎重に対応する必要があると考えております。

また、アプローチについてでございます。先ほど全国で80の自治体というお話がございました。当方、全国の数字まではちょっとつかみ切れませんでした。県内では町村部で給食費の無料化を実施している自治体が幾つかございますけれども、市部ではございません。先ほどのとおり、市全体として給食費の保護者負担金、総額として1億7,700万円、要保護及び準要保護を除きますと約1億5,000万円となっております。現時点では、給食費の完全無料化については相当困難が生ずるものと考えております。ただし、今後必要性が生じた場合には関係部局等と検討を重ねて慎重に対応してまいりたいと考えております。

○磯辺勇司議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 それでは、再質問させていただきます。

市民の意見を聞いて、いろいろ改善を新庁舎で図っているようであります。私が一番初めに感じたのは、例えば公用車の駐車場から歩いてくると、全面ガラス張りで、途中に入り口が何方かあって、どこが入り口なんだろうという、目標がつかないわけです。それで、ここが正面玄関だよということをもっとわかりやすくするべきだと思っております。ヒアリングのときに言いましたら、壁のところに正面玄関というふうに張るようになりまして、多くの市民にここが入り口なんだということが表示されるようになりまして、ただこの新しい庁舎に白い紙でコーティングして張っているというのは、何か物悲しい感じがしますので、もっと格調高い表示をするべきじゃないかというふうに思っております。夜間の入り口については、かなり豪華な表示板をつくって表示しているわけですが、まずその辺どのように考えるかお聞きします。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 花田議員おっしゃるとおりに簡易な正面玄関というやつを張ってお

りますので、そちらのほうは今後わかりやすい形に対処していきたいと思っております。

一応車寄せという形で屋根をつけている状況でありましたので、そこで言ってあったんですけども、やっぱり市民の方に関しましては、表示されていないということが一番わかりづらいのかなと思っておりますので、こちらのほうは誰が見てもわかるような形のユニバーサルデザイン的な表示をかけていきたいと思っております。

○磯辺勇司議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 今後対処するという事なので、期待したいというふうに思います。

次に、1階のワンストップのフロアがありますが、職員がいて案内をしているわけですが、大変喜ばしいことだと思えますが、この案内はいつごろまで続ける予定なのかお聞きします。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 ただいま窓口のほうでお褒めいただきましてありがとうございます。新庁舎の開庁以降、1階フロアには常時3人の案内係を配置しているところでございます。案内係の業務内容といたしましては、新庁舎の1階に新たに導入しました受け付け番号発券機の発券補助や庁舎案内等でございます。来庁者は、来庁してから目的の窓口にとどり着くまで必要な手続は何かとか、手続を行える窓口はどこかとかなどがわからず迷うことがあります。ましてや新庁舎という形で、なれていないということがありますので、このような関係で迷うことがないような形で案内係が積極的に声がけをして、目的に合わせて取扱窓口へ案内をいたしております。この案内係を配置することによって、来庁者の皆さんは右往左往することなく、不安を軽減できるものと考えております。この案内係は、日がわりで各課から3名ずつ出しております。それでローテーションを組んでおります。

また、この案内係を配置する期間については、現在まだ決めておりませんが、市民の利用状況等を総合的に判断していくと、今後も相応の時間は続けていく必要があると考えております。

○磯辺勇司議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 1階の案内は、各職員が当番で担当するという事で、自分の主たる業務以外の負担も増えるわけですが、市民が利用しやすい庁舎になるために、ぜひ続けてほしいと思っております。

それで、この案内のことにに関して、発券をするところ、何々の何番の方は窓口何番においでくださいというアナウンスが入るんだそうです。それが一日中続くということで、

庁舎に来た人が友達と隣で話もできないぐらいうるさいんだそうです。そこを何か改善してほしいという意見がありましたので、その辺御検討願えるかどうか。また、そのうるささを感じているのかどうか。職員のほうは、必要があってアナウンスしているんですが、1階のフロアにはたくさん人がいて懇談したりしているんですが、大変うるさいという、改善してほしいという意見がありますので、そこをよろしくお願いします。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 確かに音声ボリュームということで、最初のころから比べると少し絞ったようにも聞いております。ただ、やっぱり聞こえないとこの呼び出しの役割もないもので、非常に痛しかゆしなところだというのが実感でございます。

ただ、市民の土間、ホール側のほうに下がれば余り、音声は少なくなるんですけども、今言われているところは中央の待合の部分のところだと思いますので、そのところはある程度の音声がなくていけないのかなと思っております。ただ、何かの方法ございましたら、もう少しボリュームを調整できるような、もしくは音声を低くしてでもわかるような形がとればと少し検討してまいりたいと思います。

○磯辺勇司議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 その辺よろしくお願いします。

次に、執務室への入室禁止なんですが、新しい庁舎ができると、そういうことをしている庁舎があるように、ネットで調べてもありますが、ただそんなに全部というわけでもないわけです。それで、皆さん、1階のフロアに行くと課長の顔が見えないんです。民生部長がどこに座っているかも見えないんです。顔すら見られないという。3階ぐらいに来ると幹部の方の顔が見える距離なんですが、特に1階は細長い課がいっぱい続いていて、すごく顔が見づらいという。これでは、市民が市の職員と親しくなるというか、そういう機会がすごく失われるんじゃないかというふうに思っています。

それで、入室制限はわかるんですが、全面禁止の方法でいいのかどうかという問題がやっぱり残るわけです。それで、その辺個人情報保護という保護規定の条例というのは、もともとそういうふうにつくられた条例ではないような気がしたものですから、どういう関係があるのだというふうなことでお聞きしたわけですが、改善の方法があるのではないかと。むやみやたらに執務室に入ることをよしとするべきだという意見ではありませんが、その辺もうちょっと検討する余地があるのかどうかお聞きします。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 執務室内については、先ほど答弁させていただきましたが、個人情報の保護の観点から入室を制限しております。対応につきましては、各階窓口カウンタ



ーやカウンター前の待合に打ち合わせコーナーを設けております。また、個室の相談室等も設けておりまして、基本的には職員が執務室から出向いて対応する形式にて運用させていただいております。今までどおり職員が来庁者と打ち合わせ、相談ができるよう配慮したつくりとしておりまして、前は机の横とかで話をされていたんでしょうけども、今はテーブルと、あと椅子等で、いろいろそういう形の空間を設置しておりますので、そちらでやっていくという方針で設計されておりました。

また、設備点検等で執務室内に入室しなければならない業者の皆様等に関しましては、守衛室において入室簿に記入し、入室するためのセキュリティーカードを受け取った上であれば執務室に入っていただくという運用をしております。まずは、今の形で対応していったって、それでいろいろ不都合とかある場合は、また検討の対象にしていきたいと考えております。

○磯辺勇司議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 守衛室で入室のカードをもらっても、ドアはあきますが、執務室には入らないでくださいということのようで、今言ったようにカードがあるから執務室に入れるというふうにはなっていないように思うんですが、その辺再確認をお願いします。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 済みませんでした。私の説明が少し大ざっぱでありまして、申しわけございません。確かに執務室の空間の中までには入っていけないんですけども、執務空間側には入っていただけます。そこで、裏のほうにも、要は廊下といいますか、そちらのほうにも打ち合わせテーブル等ありまして、そちらのほうで打ち合わせをするという形もとれるようになっております。

ただ、業者さんとか打ち合わせする人に関しましては、普通の来客側のフロアのほうでするようにしてございまして、今お話ししたところは職員の中ででの対応とかということがメインという形でやっております。

○磯辺勇司議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 その辺これからも市民の方々からいろんな要望が出てくれば対応を考えてほしいと。

それで、庁舎管理という意味では、個人情報保護法との関係で規制するだけでなく、市庁舎管理規則というのがありまして、平成24年に改定されていますが、ここに新しい庁舎ができたわけですから、どういう管理をしていくのかということをも明確に改定して明示するべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 五所川原市庁舎管理規則につきましては、金木庁舎及び市浦庁舎へも準用されております。特に建物の構造等について規定されている項目はなく、主に運用面について規定されております。庁舎移転に伴った規則の内容とのそごは生じておりませんので、現在庁舎管理規則の改正の予定はございませんので、よろしくお願いいたします。

○磯辺勇司議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 庁舎管理規則は改正しないで、このままということのようですが、それでいいのかどうかという気がするんですが、この話はここまでにとどめます。

次に、たばこの対策ですが、私は別に喫煙を推進するというわけではありませんが、市のたばこ税は禁煙が進んでいることもあって、とうとう5億円を切って、今年の予算では4億8,000万円余りあるわけであります。私も何回も禁煙しましたが、残念ながら喫煙者でありまして、喫煙者に対する配慮というのは必要ではないかというふうに考えるわけです。一番配慮されているのは空港だと思うんです。専用の喫煙所が目立つところにいっぱいというか、それぞれのところに配置されて、JRにたばこ税から補助金が流れているんですが、JRは全然喫煙者にお金をもらっていないながら配慮していないという不満はあるわけですが、まず1つ、禁煙は庁舎内だけなのか、敷地全体なのかの確認をしたい。禁煙外来をやる病院は、病院だけじゃなくて敷地内も全て禁煙対策とらないと禁煙外来の診療できないことになっているし、学校あたりも敷地内全体というところも多いようですが、確認ですが、五所川原の場合どこまで禁煙なのか確認します。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 この庁舎に関しましては、庁舎内の禁煙でありまして、敷地内までにはなっておりません。こちらのほうは、公共施設の中でも受動喫煙対策ということですので、庁舎の中であれば受動喫煙の可能性があるということで、外の空間に関してはそこまで規定しておりません。

以上です。

○磯辺勇司議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 職員の方でも喫煙者何人いるかわかりませんが、庁舎外に出て喫煙しているようではありますが、受動喫煙を防ぐためにも私はちゃんとした喫煙所を敷地内の例えば西側とか北側にお金をかけてつくって、職員だけじゃなくて来庁者もあって、その中でも長くいると喫煙したいと思う方が出てくるわけで、現状を見ると喫煙所をちゃんとどこかに設けて表示するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 この受動喫煙問題に関しましてなっているわけでございまして、今現在は車庫棟のほうの車庫のほうで職員が喫煙すること、スペースとしていて、そこを喫煙できる場所と設定しております。灰皿のほうもおのおの持って行ってやるようにして、固定の灰皿も置いておりません。そういう形で、敷地内の禁煙ではないので、ここの五所川原市役所の敷地の中は。庁舎であっても車庫棟のほうは、人がほとんどおりませんので、その車庫の中で喫煙できるような形を今回とっております。

あとしっかりした分煙の形の喫煙所を設けるといことのお話もございましたけども、現在国の厚労省の関係でいきますと、そういう喫煙所を設けるとい文面が書かれておりませんので、今回それに沿った形で行っております。

○磯辺勇司議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 禁煙を勧めることは大変重要なので、私は一応煙を処理する喫煙所、たばこ関係の収入もあるわけですので、設けるべきだという提案をさせて、この問題は終わらせていただきます。

きょうは、核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨に沿って、市役所の西側駐車場から出発して平和行進が、西は深浦町まで、それから浪岡のほうまで歩いて引き継ぎが行われます。それに沿って、きのう東青の平和行進の人たちと引き継ぎ式を行ったんですが、せっかくある核兵器廃絶平和都市宣言五所川原市と書かれた碑が東側に建っているということで、多くの方々から「もっと目立つ国道のほうになぜ建てなかったんだろうか」、「この辺でも建つんじゃないか」と駐車場のほうの敷地を見て述べていた方もいらっしゃいます。その辺で、全然目立たないというわけじゃないけど、より多くの市民、外来者に宣言都市を知ってもらうためには、やっぱり西側方面に建てたほうがよかったんじゃないか。あと運動している関係団体があるんですが、そういう団体に意見は求めなかったのか等についてお伺いします。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 当市では、平成19年12月18日に非核三原則の完全実施を願い、平和を愛する世界の人々とともに恒久平和を実現することを決意しまして、核兵器廃絶平和都市を宣言しております。この宣言を普及啓発することを目的に、旧庁舎においては庁舎前の広場に核兵器廃絶平和都市宣言の看板を設置しておりましたが、つがる総合病院の建設によりまして看板の撤去を余儀なくされたところであります。

このたび新庁舎移転に伴いまして看板を新たに設置しましたが、設置場所としましては敷地南東側の市道に面した植栽のエリアでございます。この設置場所に関しましては、五所川原市役所の看板や駐車場のサイン、植栽等を考慮し、現在の場所に設置したもの

であります。

以上です。

○磯辺勇司議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 碑を建ててほしいという市民の願いが実現したという意味では評価しますが、場所についてはもう建てられてしまったので、移動も大変でしょうから、一応残念だということを述べて、市庁舎の関係については終わります。

次に、給食費ですが、前は2億1,000万円必要だ、財源がないということで質問が一蹴されて、今回準要保護の財政負担を除くと1億5,000万円必要だということが明らかになりました。それから、保護者の負担が軽減されるということで、そういう意義があるのだということを述べていましたが、全国では、私の把握では82自治体で行われているわけですが、市では行われていないという答弁がありまして、私はこのことをすごく重視しているわけです。9市でしたか、実施の中で、やられていないからこそやるべきだというのが以前の質問でありまして、本当に医療費が充実している中泊町だとか鶴田に移転している若者世帯がたくさんいて、聞こえるわけです、人の声が。その人たちが、五所川原の子育て支援は水準が低いというふうなことで、五所川原に住む必要がないということを感じて五所川原から移転しているということを防ぐためにも、ぜひともその辺の位置づけをしっかりと、今回財源が確保できないという答弁で、私が期待したのは、どちらの候補者が当選しても給食費の無料化や子供の医療費の拡充というのは提言に出しているわけですので進んでいくわけです。そういうことを踏まえて、しっかりとした理論武装なり、例えば第2子以降を無料にすると幾らかかるとか、所得制限を設けると幾らかかるとか、そういう事前の準備をして進んでいかなきゃならないと。

延ばしていけば延ばしていくほど生徒が減っていくので、負担額は減っていくわけです。前、2億1,000万円が、準要保護の差し引きを除いても1億8,000万円程度というふうに言っているわけですので、だんだん負担額は減っていくわけですが、これを早急に何らかの足を踏み出すというふうなことが必要だと思いますので、その辺新聞にですね、財源がないのに首長がかわっただけでできるのかという報道がされていましたが、子供の医療費の充実で。私は、首長がかわっただけでできると思うんです。350億円前後の予算の中で引き出す額というのは、そんなに大きな額ではないと思うので、頭をひねれば出てくるというふうに思います。再度その辺、もうちょっと検討の意思を示すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○磯辺勇司議長 教育部長。

○小林耕正教育部長 給食費の無料化について検討の意思をというお言葉でございました

が、今年度、今現在動いている事業につきましては、平成30年度予算ということで議決をいただいているものでございます。御存じのとおり、現在経常経費、かなり厳しい状態になっております。この中で1億5,000万円程度の財源を捻出するとなると、我々事務方としてはその中で、各部局間で調整を図って実施していくべきだと思っておりますが、現実にはなかなかそこに至っていないということです。

事前準備というお話もございましたが、今現状で考えますと我々の範囲の中では相当難しいものということでございますので、候補予定者の方もあくまでも候補の予定でございまして。事務の決定というよりは、政策決定という場で判断していただくべきかなと思っておりますので、なかなか厳しいと現在我々はそのように考えております。

○磯辺勇司議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 給食費の無料化のために全額一気に無料化すると1億5,000万円ですが、1食260円の中学校を例えば100円負担するとか、小学校の243円を100円負担したらどうなるのかとか、いろんな検討をしていく必要があると思っておりますので、あとはさっきも言いましたが、第2子以降は無料化にするとか、所得制限を下げるとか、いろんな検討を今からしていくべきだと。あと無料化にすると先生の負担も大変減るわけです。給食費も回収しなければならないという、肉体的な、精神的な負担もなくなるという利点も言われていますので、そういう問題もぜひ考えていってほしいと。

子供の医療費の討論で、中学校卒業まで1億円の負担が必要だというふうに言われて、財源がないという答弁で進んでいないわけですが、新たに1億円を負担するわけではないわけですが、今たしか7,000万円か8,000万円負担しているわけで、あと何千万円か負担すると無料化が実現していくという、そういうことがあるわけで、私の詰めもそういうところで甘かったのかなと思っておりますが、今後大きな課題になりますので、市の幹部の方々及び財政も含めて、その辺を十分理論武装していただきたい。理論武装というのは、できないという理論武装でなくて、どうしたら一歩前に進めるのかという政策立案を検討していただくことをお願いして私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○磯辺勇司議長 以上をもって花田進議員の質問を終了いたします。

次に、1番、井上浩議員の質問を許可いたします。1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 社会民主党の井上浩です。私は、市政運営について3点質問をいたします。

第1は、新庁舎機能とその改善について、第2は市民がわかる公会計制度導入について、第3は臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定について、以上の3点です。いずれ

も市役所にかかわる場所とお金と人というかなめのところでの理事者側の考えについての質問ですので、率直な答弁をお願いします。

さて、無事完成しました新庁舎ですが、その機能を真に発揮させることができるか否かは、これからの取り組み次第です。

そこで、質問に入る前に、新庁舎は実施設計説明書で示されたとおりにできたのか否か、諸般の事情による手直しや修正がなかったのか質問をします。今議会の報告案件におきましても、新庁舎建設工事の工事請負契約一部変更を専決処分したとのことですので、念のために確認をしておきます。

本題に入ります。近年地方自治体の庁舎のあり方が注目されています。その役割について、おおむね7つの指摘がされています。第1に、建物そのものが五所川原市のシンボルとなれるかどうかです。第2に、新庁舎がまちづくりの拠点として、市民にとってのもう一つの我が家となれるかです。第3に、市民交流の場として市役所で会いましょうと言われるぐらいまでの市民にとっての憩いの場となることができるかです。第4に、バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進拠点とすることです。第5に、市民と行政の情報交換の場とすることです。今言いました、この5つの課題につきましては、新庁舎の実実施設計説明書で示された設計方針の1で「市民が利用しやすく地域の核となる庁舎」として、市民の土間を中心として計画をされました。

次に、6番目としてエコ推進の拠点として、再生可能エネルギー、新エネルギー、省エネルギー推進の見本とすることです。この課題につきましては、設計方針の2で「簡素で機能性と経済性に優れた庁舎」として、「地球環境にやさしい」をキーワードに計画をされました。

第7に、最後ですが、防災の拠点施設とすることです。この課題につきましては、設計方針の3で「防災拠点として安心と安全を確保した庁舎」として、「日常から防災へ備えます」をキーワードとして計画をされました。

これらを踏まえまして、新庁舎が稼働した今、計画段階での以上の課題から、具体的に以下の3点について質問します。第1は、市民の土間ホールを中心とした空間の動線の考え方について、第2は防災拠点機能のあり方について、第3は再生可能エネルギー利活用の広報についてです。

質問の第1です。道路から玄関口までの通路や空間を利用者の利便性を優先して整備した庁舎計画についてです。具体的に市民の土間ホールを中心とした空間の動線について質問します。説明書で示されました建築に対する考え方における外部動線計画、内部動線計画、平面計画1から3階は、計画どおり施工されたのでしょうか。実際につくら

れた概略を簡潔に示してください。

質問の第2は、防災拠点機能のあり方についてです。説明書で示されました平面計画2階は、計画どおり施工されたのでしょうか。実際につくられた概略を簡便に示してください。

質問の第3は、再生可能エネルギー利活用の広報についてです。これまでの市の広報では、大変丁寧な記載がありました。建設された市民の土間では、どのように取り込まれるのでしょうか。また、今後の市民に対する啓発をどのように進める考えなのか、質問をいたします。

城と言ってもよい場所についての質問の次は、お金の質問です。通告の2番目です。2015年1月に、国は統一的な基準による地方公会計の整備促進についてを通知しました。原則として2017年度までに、全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成し、予算編成等に積極的に活用するよう要請したものと理解しています。

そこで、まずこの国の方針はどのようなものと当市では受けとめているのかを具体的に示してください。

また、この方針を踏まえました本市の整備状況ですが、固定資産台帳整備には、既存の公有財産台帳等には記載のない取得財源内訳等のデータの収集や整理に相当の時間と事務負担がかかること、新たな財務システム構築のための経費負担の懸念があったと承知をしていますが、どのような現状なのかを明らかにしていただきたい。また、それに基づいて課題となっていることを示してください。

以下、具体的に3点について質問をいたします。第1に、統一基準による地方公会計の整備の当市における取り組み状況について説明を求めます。

第2に、固定資産台帳策定の意義と活用について説明を求めます。総務省より要請をされています統一基準による財務書類の作成には固定資産台帳の整備が不可欠です。その進捗状況とともに、2017年度の固定資産台帳整備について、既に市のホームページで公表されていますが、把握した資産状況について、本年度は固定資産台帳の更新をいかように行うかを伺います。

第3に、市民がわかる公会計制度活用における今後の課題について明らかにしていただきたい。

城とお金の質問の次は人です。通告の3番目です。臨時・非常勤等職員の処遇改善は、行政サービスの向上に結びつくもので、市として積極的に取り組むべきと考えます。市役所の新しい仕組みとしてつくられます会計年度任用職員制度で、来年の春ごろに募集活動を開始する場合、遅くとも来年2月議会での条例化が必要となるため、残された時

間は徐々に限られつつあります。

そこで、新制度導入に当たって3点質問をいたします。第1に、会計年度任用職員制度の導入に向けた事柄です。第2に、現行制度において当市で解決できる事柄についてです。第3に、現行制度の枠組みでは解決できず、国に意見すべき事柄についてです。

それではまず、第1の会計年度任用職員制度の導入に向けて2点質問をいたします。まず、臨時・非常勤職員の配置状況についてです。国は、速やかな実態調査の実施を通知しています。私は、以前にも旧議会場におきまして、当市で働く臨時・非常勤等職員の皆さんが、任期や勤務時間の長短にかかわらず、年度中に何人いらっしゃったのかの把握を求めたことがあります。今回の総務省通知による調査では、2017年度中の対象職員が何人いらっしゃったのでしょうか。把握できていなければ、いつまでに行うのでしょうか。

次に、会計年度任用職員制度導入についてです。総務省が回答を求めた以下の4点について、市としてどのような回答をしているのでしょうか。1として、会計年度任用職員制度等への移行見込み、2として給与等の実態及び見直しの方向性、3として休暇、育児休業制度等の現状及び適正化に向けた検討状況について、4として特別職非常勤か、会計年度任用職員とするのか、具体的な任用ルールについて。

次に、質問の第2として、現行制度において自治体で改善できる事項について2点質問します。といたしますのは、臨時・非常勤職員及び任期つき職員の任用等について、2014年7月には総務省通知が出ておりまして、さまざまな処遇改善につながる内容が指摘をされています。しかし、その周知については十分とは言いがたく、官製ワーキングプアの実態改善には道半ばと感じるところもございします。そこで、2020年4月の法改正施行を待たず、処遇改善、雇用安定を図る必要があると考えています。

そこで、第1の質問は雇用年限、空白期間についてです。現状としては、臨時・非常勤等職員の任用回数や年数について上限を設けています。上限を設ける場合の理由は何なのでしょう。また、こうした取り扱いは平等取り扱いの原則に反するものであり、速やかに廃止すべきではないのでしょうか、お尋ねします。

質問の第2は、給付についてです。以下の4点について、市としてどのような対応をされているのでしょうか。1つ、勤務条件の明示が的確に行われているのか。書面で示すべき事項を書面で示しているのか。

2つ、正規職員との均衡、均等待遇の実現に向け、臨時・非常勤等職員の待遇改善に向けた努力をしているのか。

3つ、採用時、また更新時の職務経験の要素を考慮した初任給の格付や昇給制度に取



り組んでいるのか。

4つ、休暇制度についてどのように取り組んでいるのか。

最後に、質問の3点目として、国に要請すべき事項への取り組みについて3点質問します。まず、必要な財源の措置についてです。臨時・非常勤職員の適正な任用勤務条件を確保することを目的とした地方自治法、地方公務員法改正の趣旨を踏まえ、地方財政計画に必要な財源を盛り込むよう、市長会を通じて国に要請する考えはないのでしょうか。

次に、さらなる法改正についてです。同一労働、同一賃金や無期転換制度などを含めた雇用安定を求める民間労働法の改正を踏まえ、人材確保及び雇用安定の観点から、引き続き公務における給付体系のあり方、任用のあり方の検討を行うよう、市長会を通じて国に要請すべきではないでしょうか。

最後の質問は、パートタイムの会計年度任用職員に勤勉手当や退職手当の支給を認めていない改正法については、引き続き格差解消を図る観点から、さらなる改正を図るよう国に要請すべきではないでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○磯辺勇司議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○北川智章総務部長 それでは、外部動線計画、内部動線計画、平面計画1から3階の概略についてお答えいたします。

まず、外部動線についてですが、市民の皆様の来庁動線として、庁舎南側の来庁者駐車場及び西側の国道339号線並びに東側の市道西部53号線からも来庁が可能なように3カ所の出入り口を配置しております。

お車でお越しの方につきましては、来庁者駐車場南側の駐車場出入り口から入庫の上駐車していただきまして、自転車及び自動二輪車につきましては、東西に計2カ所配置しました駐輪場を御利用の上、庁舎へ出入りしていただくこととなります。

庁舎建設とあわせまして計画しました庁舎南側のアクセス道路新設と東側の市道西部53号線の拡幅工事により、一部一方通行を解除し、双方向通行としたことから、五所川原駅方向から庁舎へ、また国道339号線間のアクセスが向上したものと認識しております。

次に、内部動線及び平面計画でございますが、2階、3階への市民の動線として、市民の土間に面しエレベーター1基、階段2カ所を設置したことから、1階窓口前の待合ホールと異なる動線となり、混雑緩和が図られております。市民利用が多い窓口も1階

に集約され、外部からも段差なしに窓口までお越しいただくことが可能となり、また待合スペースを囲むように各窓口カウンターを配置していることから、市民目線に立ったわかりやすい配置となっていることとなっております。これで計画どおり施工されております。

続きまして、防災拠点に関しましてです。平面計画2階の概略についてお答えいたします。庁舎2階には災害時の指揮系統の中心となる市長室等を災害対策本部とする庁議室に隣接して配置しております。庁議室の隣には会議室を3室配置しまして、災害対策本部設置時には事務局員も迅速に対応できるように計画しております。

また、会議室、相談室、談話コーナー等も配置し、待合ホールの打ち合わせテーブルとあわせ、来庁者の応対や面談場所として有効に活用されております。配置された部署やトイレなどの設備も含め、実施設計説明書でお示したとおり、計画どおりに施工されております。

続きまして、市民の土間の関係でございます。新庁舎の空調は、地中熱利用設備を整備したことにより、夏は冷房、冬は暖房に地中の熱を利用します。来庁者駐車場や公用車駐車場も同様の設備を整備しまして、冬季は駐車場の無散水融雪を行います。

また、新庁舎の屋上には太陽光パネルを設置し、発電した電力は敷地内の外灯等の照明に利用しております。

この地中熱利用システムや太陽光発電システムの解説や運転状況、発電状況等が詳細にわかるように、来庁された方々は新庁舎1階の市民の土間に設置されたモニターで確認することができますし、市のホームページにも可能な限り掲載してまいりたいと考えております。新庁舎でのこのような再生可能エネルギーの利活用は、環境に配慮した建物であることの宣伝にもなりますし、地中熱利用システムについてはパンフレットも作成しまして市民に啓発してまいりたいと思っております。

以上です。

○磯辺勇司議長 財政部長。

○櫛引和雄財政部長 公会計制度の当市における取り組み状況についてお答えいたします。

行政の会計制度であります官公庁会計は、現金主義会計、単式簿記による処理が行われてきましたが、国、地方を通じた厳しい財政状況におきまして財政の透明性を高め、また財政の効率化、適正化が図られ、現金主義会計を補完するものとして、総務省では企業会計の手法であります発生主義会計、複式簿記による財務書類の作成並びに公表を推進してきた経緯がございます。

平成26年4月には固定資産台帳の整備を前提といたしました発生主義会計、複式簿記の統一的な基準による地方公会計の整備の方針にも示されており、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体におきまして当該基準による財務書類等を作成するよう要請されてきたところでございます。

これに対応するため、当市におきましては平成27年度から固定資産台帳の整備を開始いたしまして、平成28年度には地方公会計標準ソフトウェアを導入するなど庁内での作成作業を進め、平成27年度決算から統一基準に基づく財務書類を作成してございます。

また、平成29年度末には平成28年度決算に基づきまして、貸借対照表、行政コスト計算書及び純資産変動計算書、資金収支計算書、以上3つの財務書類を作成いたしまして市ホームページに掲載してございます。

以上でございます。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 私の方から、固定資産台帳とは固定資産をその取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有する全ての固定資産、例えば市庁舎、道路、橋梁、公園、学校、公民館、集会施設、その他市有地について、取得価格、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものでございます。

市では、地方自治法第238条に規定する公有財産を管理するための公有財産台帳や個別法に基づく道路台帳等の各種台帳を備えておりますが、これらの台帳は主に数量面を中心とした財産の運用管理や現状把握を目的として備えることとされており、資産価値に係る情報の把握が前提とされていない点で固定資産台帳とは異なっております。

また、これらの台帳を個々に備えることとなっているものの、全ての固定資産を網羅する台帳は整備することとなっていない状況でございました。

固定資産台帳の整備により、国から要請され行っている統一基準による地方公会計の整備に資することとなることはもちろん、市有財産全体の極めて大きな割合を占める固定資産の状況を把握することが可能となり、中長期的な経費の見込みも大枠で把握することができるものであります。

また、固定資産台帳の情報を今後より精緻化していくことにより、予算編成や公共施設の老朽化対策等の資産管理にも活用できるものと考えております。

さらに、固定資産台帳の情報を公表することにより、内部利用のみならず外部利用についても期待できるところであり、例えば民間事業者によるPPPによるPFI、プライベート・ファイナンス・イニシアチブの略なんですけども、それに関する積極的な提案を促進できることや資産の売却可能区分等もあわせて公表することにより、民間事業

者における買収等の検討を促進し、公有資産の有効活用が図られるといった効果も期待できるものと考えており、同台帳の整備は大変重要であると捉えております。

固定資産台帳の整備状況や今後の更新への対応でございますが、現在は平成28年度末までの現況をあらわす台帳が完成しており、今年7月を目途に平成29年度末までの情報の更新作業を終え、今後も毎年継続して更新していく予定としております。

以上です。

○磯辺勇司議長 財政部長。

○櫛引和雄財政部長 市民がわかる公会計制度の活用における今後の課題についてお答えいたします。

統一的な基準による地方公会計の整備導入は、財政の透明性向上並びに効率化、適正化をその目的としておりまして、財政運営と公会計の情報を結びつけて検討することが目的を達成する活用方法となるものですが、現状は固定資産台帳のほか、必要情報の収集と財務書類等が作成された段階で、その内容も統一的な基準による必要最小限のものにとどまっております。

活用方法につきましては、その検討に着手した段階でございますが、検討項目も多岐にわたるものでございますが、施設、事業単位への細分化による財務書類等の整備や、こうした情報を生かすことができる市職員の利活用能力向上と職員間の情報共有などが今後取り組むべき課題であると考えてございます。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 会計年度任用職員制度の導入についてでございます。会計年度任用職員制度は、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件等の確保を目的に、地方公務員法及び地方自治法が一部改正されたことにより平成32年4月1日から開始される制度であり、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規程等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件を厳格化し、要件に合致しない職員については会計年度任用職員へ移行するものとなっております。

総務省の調査は、平成29年度中に任用した臨時・非常勤職員の現状及び法改正への準備状況等に関するもので、現在集計中であり、確定値ではございませんが、会計年度任用職員の対象となる臨時・非常勤職員は、除排雪業務職員、延べ126名、事務補助担当職員、延べ41名、放課後児童クラブ支援員39名等、延べ人数で410名程度を見込んでおります。

続きまして、総務省の調査では平成29年度中に任用した特別職非常勤職員、一般職非常勤職員、臨時的任用職員について、法改正後に会計年度任用職員に何人移行するかと

いう項目があり、先ほど述べました対象職員約410名が会計年度任用職員へ移行する見込みとなっております。

また、給与等は、類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎とすることを考えております。

休暇等の調査につきましては、国の非常勤職員に整備されている休暇と、それ以外の休暇についての現状と、会計年度任用職員制度における検討状況を回答することとなっております。国の非常勤職員の休暇19種類のうち、当市にないものが妊産婦疾病休暇の1種類、また国にない休暇で当市が整備している休暇は、結婚、男性の育児参加、父母の追悼、夏季休暇の4種類でございます。会計年度任用職員制度導入後も現在の休暇制度は引き継ぐものとしまして、当市にない休暇についても整備を検討していくと回答する予定です。

なお、育児休暇につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき整備済みでございます。

最後に、任用ルールでございますが、市独自のものではなく、新地方公務員法に基づき適正に適用していくこととなります。

続きまして、自治体で解決できる事項についてでございます。当市では、臨時・非常勤職員の任用回数や年数について上限は設けておりません。

続いて、4点に関することです。臨時、一般職非常勤職員を任用する際には、任用通知書にて勤務条件を明示しております。また、地域の実情、当市の財政状況等を踏まえた上で、今年度9職種において賃金単価を引き上げております。

休暇制度につきましては、労働基準法に基づき整備しております。直近では、昨年度育児・介護休業法の改正に伴う整備をしたところであります。

なお、現在は採用時、または更新時の職務経験を考慮した格付や昇給制度は実施しておりません。格付や昇給制度につきましては、会計年度任用職員制度の導入に合わせまして検討しているところであります。

国に意見するべき事項についてであります。会計年度任用職員制度導入の課題としましては、財政負担の増が挙げられます。制度導入の趣旨を踏まえた財政措置について、機会を捉え要請していきたいと考えております。

次に、市長会を通じて国に要請するべきではないかということに関しまして、まずは適正に会計年度任用職員制度を導入した上で、今後検討してまいりたいと考えております。

続きまして、パートタイムの会計年度任用職員に勤勉手当や退職手当の支給を認めて

いない改正法についてに関することですが、先ほどの答弁と同様となりますが、まずは適正に会計年度任用職員制度を導入した上で、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○磯辺勇司議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 それでは、新庁舎機能と改善について再質問をいたします。

その1としてですが、まず立派な新庁舎が稼働して私も大変喜んでおります。しかしながら、問題は今後市民と新庁舎をどう使いこなすかだと私はまた考えているわけです。先ほど建物外の動線について詳しい説明があったんですけども、私は空間の動線、視点は重要な設計要素の一つであると考えていますし、花田さんとの議論の中でもあったんですけども、発注者の視点として市職員による業務動線と市民動線の2つを切り離れた仕様とされたわけですが、そのことの是非もあるんですけども、私は設計の実施段階で計画されました、先ほど述べた課題を実現するためには、人が動く「動線」ではなくて、市民の心を導く「導線」計画が必要であると、重要であると考えているわけです。だから、外部、外から、駐車場、道路、そういうことも大事ですけども、玄関入って以降の導線、そこについての考え方。これは、市民の心を導くためには市民の意識や心情を考慮しながら、さまざま考えねばならないと思っています。

市民の土間の演出や今後の物語性のある道筋づくりとしてでございますけども、先ほども若干答弁ありましたけども、市から市民に、積極的にこちらから働きかけるという視点での導線の考え方についてお尋ねします。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 新庁舎の市民の土間及び土間ホールにつきましては、通常時は待合ホールとして活用するほか、市民交流の場、市民活動の拠点として多くの市民の利用を期待し、整備しております。このたび市民の土間及び土間ホールの活用を促し、市民の交流や活動を活性化させるため、市民の土間を活用した市民提案型事業を募集したところであります。

このように市から市民へ市民の土間及び土間ホールの活用を働きかけ、利用していただくことによって、新庁舎が市民にとって愛着の湧く施設、憩いの場となり、市民と行政の情報交換の場となることを期待しております。

以上です。

○磯辺勇司議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 大変結構にやっただいていただいていると認識をしております。

ただ、今時点さまざまな議員からも指摘がありましたけども、これから徐々にやりながら改善していく点が多々あると思います。予定どおりつくられたというさっきの答弁でしたけども、ちょっと気になったのは、予定の図面を見ますと、情報、行政資料スペースのゾーンなんですけども、本会議場でも取り上げたわけなんですけども、情報発信スペースというのは、私は非常に高い重要性を持っていると思っているわけなんですけども、行政資料スペースは最初の図面を見ますと、玄関入るとすぐ脇がそういう場所だというふうに大体やわらかにあったんですけども、私初めて入ったとき探したんです。見つけれませんでした。それで聞きましたけども、案内もどこだっけという感じでございました。というのは、調べたら階段の下にあったんですよ。ここら辺、ちょっとこういう感じで移動した理由というのは何なんですか。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 市民に市政をより深く理解していただくことを目的に、新庁舎では1階の市民の土間の南西角に行政資料スペースを開設しております。

行政資料スペースでは、市が作成した各種行政資料を自由に閲覧することができますし、複写に必要な場合は近くにコピー機も備えておりますので、利用しやすいものと考えております。

また、1階の窓口を利用する来庁者と動線を分けたことにより、落ちついて閲覧できるものと考えておりますし、階段の脇といいましても窓に沿った部分のところになっております。1階の玄関入ってすぐのところに、旧庁舎にもありました案内板のほうを設置しておりましたので、それである程度玉突きという状況になったと思いますけども、外のほうが見えて、ある程度遮断されていて、それでいながら光も入ってくるということで、階段の下ではございますけども、その場所が適当ではないかと思ひまして設置いたしましたところでございます。

○磯辺勇司議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 これは、私たち、私も含めて市民に啓発といいますか、アピールして必要だということを広めていくことによって整備も進んでいくと思います。旧庁舎に比べれば、各課で努力していただいて整備が進んでいるとも感じておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、平和都市宣言の関係は、先ほど花田議員の答弁にありましたので、大変立派な構造物をつくっていただいて感謝しております。ただ、私も花田議員と同様にもうちょっと、五所川原市役所ってあそこが一番メインですから、あの近くにどうして置けなかったのかなというのはちょっと不満に思っていますので、一言述べておきます。

それから、再質問、この件の最後になりますけども、防災拠点についてです。防災拠点として安心と安全を確保した庁舎というのは大変重要なことでありまして、災害対策本部を、庁議室を市長室等として集約をすると、そういう配置をしたことは計画段階から理解できますけども、実際、私初めて2階の市長室に向かった、庁舎全体としても、2階のレイアウトといたしましても、市長室に、市長室ですよ、市長がいらっしゃる空間に行くまでに余りにも華美な印象を市民に与えているんじゃないかと危惧をしています。

そこで、市長室機能と災害対策本部機能は、私は空間的に再整理したほうがいいと考えておりますので、質問をいたします。2階の通路から市長室に入るために通る待合ロビー、市長室に入る前に待合ロビーのような空間を通過するわけで、その待合ロビーへ入るための入り口ドアが床から天井までの、下から上までの6枚ずらっと並んでいます。これを常時開放、あるいは先ほども指摘ありましたけども、庁舎全体の入り口がよくわからない。この際、1階の庁舎玄関と取りかえたほうがいいんじゃないかと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 秘書課の待合ロビー入り口のドアの開放あるいは撤去についてでございますが、現在秘書課待合ロビー入り口は自動ドアとなっておりますが、設計当初は常時閉じたまま使用しなければならず、開放したまま使用できない両開きドアでございました。

ドアの設置が必要となった理由につきましては、当該場所が建築基準法上、遮音、耐火区画となっているためでございます。設計時点での両開きのドアのままでは、秘書課待合ロビー出入りの際にあけ閉めが必要でしたが、自動ドアへの設計見直しを行いまして、来庁者の出入り方法の改善を図ったものと認識してございます。

また、市民に開かれた市長室とすべきとの議員御提言でございますが、どのような方策があるのか、関係課と協議、検討してまいります。開かれた市長室の実現へ向けて改善してまいりますので、御理解のほうをお願いいたします。あくまでも構造的な問題で自動ドアになったということで御理解願いたいと思います。

○磯辺勇司議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 そうすると、確認ですけども、市長室等機能と防災本部的な機能とを切り離すということは無理という理解でいいんですか。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 先ほども少しお話ししたことあると思うんですけども、市長室があ



りまして、その隣に庁議室、そこが災害時の本部になります。そことまたつながっているのが会議室A、B、Cであります。そちらのほうで事務担当の者とかが控えていたり、情報のやりとりという形をとっておりますので、市長室、庁議室、会議室と、こういう形で連携していくということで考えております。

○磯辺勇司議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 選挙も今月あることですから、新市長の意向もあると思いますので、最後要望だけしておきます。やはり私は、もう既に市当局でやっておられますけども、今後の改善は大事だと思っています。

広く世界を見ますと、イタリアのフィレンツェの市庁舎は、13世紀後半に建築家のアルノルフォ・ディ・カンピオという建築家によって建てられたヴェッキオ宮殿が1550年から1565年にかけて改築されたものですし、ドイツのブレーメン市庁舎は世界遺産になっています。当市の庁舎にそこまでは求めませんが、環境保護ですとかコスト削減の観点から、極力私は将来世代含めて長期間使用するべきだと考えています。

そのためには新庁舎を小まめに改修をして、公会計制度も入って資産に対する考え方が徹底しておるといいますので、小まめに改修をして、常に最新の設備として長期間使用するべきだと考えています。

例えば市民の土間の利用についても、その維持及び改善に市民にも積極的にかかわっていただくように持って行ってほしいと思います。新庁舎は、一人一人の市民にとっての財産と考えられるように、引き続き努力を続けていただきたいをお願いをしておきます。

次に、市民がわかる公会計制度導入について再質問をいたします。既に始まっておりますので、その始まっている中身もそうですけども、私が一番大事なのは、大変重要なことですので、市民の方にどう理解をしてもらえかがポイントだと思っています。それで何点かお聞きします。

まず第1に、複式簿記が入ってきているわけですけども、仕訳の方法なんですけども、確認の意味で聞きますけども、どのような仕訳方法を今とっていて、今後の改善の方向も含めてお知らせください。

○磯辺勇司議長 財政部長。

○榎引和雄財政部長 当市の仕訳方法についてお答えいたします。

複式簿記では、取引の都度、いわゆる借り方、貸し方に伝票を整理する必要があり、その手法といたしまして取引の都度、伝票単位ごとに仕訳を行う日々仕訳と、期末に一括して行う期末一括仕訳がございますが、総務省が示した統一的な基準による地方公会

計の整備では日々仕訳が望ましいとされているものの、期末一括仕訳でも問題がないとされてございます。

日々仕訳は、複式簿記における公会計の状況をその都度、年度途中でも確認できる等の利点はございますが、導入に際しましては職員への研修と日常業務の増加、加えて日々仕訳に対応する財務会計システムの導入経費等の課題もあることから、当市におきましては、現状では期末一括仕訳の方法を採用してございます。

○磯辺勇司議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 おっしゃるのはよく理解できるんですけども、現実的に期末の一括仕訳であれば、最終的なデータだけの判断で対応できるわけですけども、ここ大事なんですけども、日々仕訳に私は向かうべきだと思っています。というのは、財政課、会計部門だけじゃなくて、全庁的に未収、未払いの管理を、これ日々仕訳になったら常にやらなくちゃいけないというのが職員に求められるわけで、ここは大変重要であり、またそれだけに困難が伴うので、期末でいいよと今なっているんですけども、現状は固定資産台帳を見てもわかりますので、やっていることはわかるんですけども、方向性としてやっぱり改善する方向に持って行ってほしいとお願いをしておきます。

それから次、2点目ですけども、先ほどセグメント、分割して、より市民の皆さんにわかりやすく紹介するということについて触れられましたので、これからだということを受けとめました。質問はしませんけども、例えば複式簿記導入によってセグメント分析を広げていきますと、今も家庭の家計簿で大まかなのはやっていますけども、利用者1人当たりコストはどうなのかという評価、それから受益者負担割合による施設使用料の見直し、それから施設のコストの分析による統廃合の検討。プール廃止というのは、ぼんと出てきて、ぼんとなくなったわけですけど、もっと緻密に会計論上の必然性が指摘できるわけで、そういうこともできると。また、予算編成への活用もライフサイクルコストを踏まえた施設建設の検討ができますので、これから多岐の課題に取り組むということですので、要望をしておきます。

それから、公会計制度活用によって、今後の課題について質問をします。さらにわかりやすく財政状況などを示していくとすれば、どういうことを考えられているのか、ちょっと手法とか具体的な方法についてお考えがあったらお尋ねしておきます。

○磯辺勇司議長 財政部長。

○榎引和雄財政部長 市民に対するさらなる行政サービスの向上の効果についてお答えいたします。

統一的な基準による地方公会計の財務書類等は、現在固定資産台帳のほか、一般会計

及び高等看護学院特別会計の一般会計等、一般会計ほか市全体の特別会計、公営企業会計を含めた全体並びに関係する一部事務組合、広域連合及び第三セクター等を合算した連結の3区分でそれぞれ平成28年度決算の貸借対照表、行政コスト計算書及び純資産変動計算書、資金収支計算書を作成し、先ほどお答えしましたとおりホームページに公表してございます。

しかし、これら財務書類は複式簿記によるものでありまして、かつ行政用語も多いなど、市民の皆様には余りなじみがない内容となっていることも考えられることから、記載内容をよりわかりやすいものとするのが課題となっているものと考えてございます。

加えて、公会計の位置づけは、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握するため、発生主義会計の考え方をもって補完するものでありまして、公会計のみで市財政の本当の姿をあらわしているものではないと考えてございます。

統一的な基準による地方公会計の財務書類を整備いたしまして公開していくことは、市民の皆様が市財政をより深く理解し、チェックしていく上で有用な資料となるものではあります。その内容を正しく理解していただくことが大前提となりますので、まずは表記を平易、簡略化するほか、これまでの財政指標と組み合わせた資料を作成することでより多角的な情報を提供いたしまして、市財政の全体像を把握していただけるよう工夫することで行政サービスの向上に努めてまいりたいと考えてございます。

○磯辺勇司議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 ありがとうございます。かなり話が抽象的になっていますので、少し具体的に質問したいと思うんですけども、ホームページに出ていますから、一覧表で固定資産台帳207ページ。1ページがこれぐらいですから、すごい数で出ています、207ページ。今ここに1ページ目と100ページ目と207ページ目を持っているわけで、先ほど総務部長から、非常にこれは業者の皆さんにとっても役に立つものだから活用したいと、そのとおりで、これをまでいに読んでわからないところを担当部署に聞けば、五所川原がどうなっているかは相当わかるわけですね。だから、そのこと。ただ、業者で、スペシャリストにはわかるんですけども、なかなか一般的にはわかりづらい。

ちょっと私考えてみて、旧五所川原市の中心部に堰がさまざま走っていますよね。これはさまざまありまして、国、県の所管から地方分権一括法の関係で移管して、今市に移っています。このことが固定資産台帳にどう反映されるか、非常にわかりやすい一つの大きな事例でないかと思っていますので、時間もあれですから簡単にお尋ねをします。旧市街地に張りめぐらせている堰は市の財産として、財産管理、機能管理とも市の事務

として行っているものでしょうか。

○磯辺勇司議長 建設部長。

○佐々木秀文建設部長 お答えいたします。

市内に存在する道路及び水路等としての機能を有する法定外公共物は、平成12年4月1日に施行された地方分権一括法により、平成17年3月までに市に無償譲与されております。財産管理は、市の事務として行っております。また、機能管理についても主に市が行っておりますが、一部土地改良区等が行っているところもございます。

以上です。

○磯辺勇司議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 そうしますと、既に法定外公共物管理条例を当市は持っております。その管理条例に基づきますと、用途廃止を申請した者に売り払うということは可能なんですけども、そういう事例はあるんでしょうか。もしあれば、簡単に概要をお知らせください。

○磯辺勇司議長 建設部長。

○佐々木秀文建設部長 お答えいたします。

法定外公共物は、道路及び水路等としての機能を確保するため、基本的には用途廃止は認めておりません。その機能を既に失っている場合、または機能をつけかえることによって影響を及ぼさないと認められる場合においては、用途廃止の申請を受け付けております。

なお、用途廃止された財産は、普通財産として用途廃止申請者に売却することができます。

直近3カ年では、平成27年度に売却した土地は4件で、金額は1,178万6,986円、平成28年度は5件で、金額は85万5,657円、平成29年度は15件で、金額は1,104万6,724円となっております。

以上です。

○磯辺勇司議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 今答弁にありましたとおり、ちょっと青線、赤線と専門の方はみんなわかっているわけですけども、ひよろ長いやつで、誰も買えないわけで、そのそばの人しか買わないし、そういうことでしか転換ないわけですけども、宙ぶらりんになっている状態は、私非常に市内では多いと思っています。だから、ここを改善するためには市独自で、旧中心市街地の堰は固定資産台帳に入れて検討課題にすべきだと思っているんですけども、どういう取り扱いだったんでしょうか。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 堰の固定資産台帳に関してですけれども、総務省が発出している統一的な基準による地方公会計マニュアルの中では、固定資産台帳の記載対象範囲について明記されている部分がございます。それによりますと、表示登記が行われていない法定外公共物については、「原則として資産として記載しないこととします」となっております。これに該当する堰、水路でありますけれども、今回整備した当市の固定資産台帳には記載されておられません。

以上です。

○磯辺勇司議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 確かに私も調べたら、マニュアルの追加の2番目に入れなくてもいいとなっているんですけれども、それは国のあくまでもモデルであって、当市は、堰というのは非常に歴史的に大きな意味があった、現在も売り払いはこうある、そういうことに対する市独自としての判断は、検討なりなかったんでしょうか。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 堰といいましても、要は公共用地でございます。そこには地番等がついておりません。水路敷と道とか、そういう状況であります。そこで表示登記されていない部分に関して測量等、それらの作業が相当出てきます。隣接の境界立ち会いとか。国土調査をやってしましても復元をしていかないといけないという状況があります。それらの経費は相当かかるものと考えておりますので、今回の総務省のマニュアルの形を私どもでは踏襲しております。

以上です。

○磯辺勇司議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 わかりました。ちょっと時間たっちゃったので、今の時点でやるのは経費と、それから財産として認められているのかというのは、その関係は理解しましたけれども、そもそも移管したというのは、地方分権一括法で、国でなくて自治体が独自にみずから考え、みずから行う地域づくりを推進すると。そういう意味で、法定外公共物を市に移管して、市がどういうふうに取り扱うかというのは、地方分権の一つの標識といいますか、どれだけ頑張るかの指標にもなったものだと私は理解しています。

残念ながら時間たっちゃったので、今現在は農業利用が終わった段階で処理できませんでしたので、国の新地方公会計モデルの考えは妥当だと思いますけれども、こうした市の特殊性も考慮して、さっき言いました207ページありますけれども、まだ詳細全部見ていませんけれども、ほとんどぎりぎり簡略で、最低これは出せよというところ以上にどれだ

け市の独自の判断と検討をやったかというのは、この207ページを見る限りでは余り見えてこないの、今後さらなる精査をやるということですので、お願いをしたいと思います。

それでは最後に、人の問題で締めます。国の法律にかかわる問題ですので、ちょっと私の認識、実際上のことで聞いて、継続雇用については制限かけていないという、なしという答弁もありましたので、改めてお伺いしますけども、臨時・非常勤職員の配置状況について、任用根拠とか業務内容などについて統一的な詳細な把握はできているんですか。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 任用根拠、業務内容につきましては、現在の調査を集計した時点で詳細な把握ができるものと考えておりますので、現在はまだ把握の作業に努めているという状況でございます。

○磯辺勇司議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 把握できるということですので、把握した結果は速やかに明らかにしてほしいと思います。

それで、その結果を、私は当市で働いている人たち、その塊であります職員団体、残念ながらたばこでちょっと出ましたけども、当市の車庫の2階の資料室の倉庫ナンバー7と8に何だか部屋移ったみたいですけども、職員団体とは共有化できているんでしょうか。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 過去にも臨時・非常勤職員の調査が実施されておりますが、その結果について職員団体とは共有しておりません。

以上です。

○磯辺勇司議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 そうすると、職種、職域別に臨時・非常勤職員が何人いらっしゃって、正規職員との配置割合が適正と言えるかなどの価値判断、今集計中だと言いますけども、具体的な検討を行う中身になっているんでしょうか。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 正確な配置割合は、調査結果から算出することとなりますが、その配置割合とかに関しましては、例えば放課後児童クラブ支援員は全員非常勤職員であるなど、配置割合は一律に設定できないものと考えております。そこで、現段階では適切であると私どもでは認識しております。

以上です。

○磯辺勇司議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 2番目ですけれども、会計年度任用職員制度導入そのものについてですけれども、1つは、今回の法改正というのは劣悪な労働環境に置かれてきた自治体の臨時・非常勤職員の皆さんの処遇改善がその趣旨だと考えているんですけれども、当市の経緯とはそぐわなければそぐわないということで、処遇改善に結びつけていくという、そういう意思はあるんでしょうか。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 任用に当たっては、総務省の会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルに基づきまして、勤務条件等について処遇改善を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○磯辺勇司議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 先ほど答弁ありましたので、会計年度任用職員の給料、報酬の水準、期末手当、休暇制度について、常勤職員との均衡はこれからだということですので、これから待ちたいと思います。

それから、実際稼働する段階、2020年4月からの発足に向けて、その関係者との協議や条例化のタイミングも含めて、具体的なスケジュールというのはもうあるんでしょうか。

○磯辺勇司議長 総務部長。時間もありませんので、簡単をお願いします。

○北川智章総務部長 当市における会計年度任用職員制度導入のスケジュールにつきましては、平成30年度中に任用や勤務条件の案を決定し、職員団体と協議を経て、平成31年9月議会を目途に関係条例案を議会にお諮りするとともに関係規則を制定し、平成32年1月ごろに会計年度任用職員の募集を開始、平成32年4月1日から任用する予定としております。

以上です。

○磯辺勇司議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 最後ですけれども、会計年度任用職員というのは法律名称で、私も使っていたんですけれども、非常に耳ざわりがよろしくない。当市は当市の判断で名称を設定できることになっていますので、会計年度任用職員、何か働きたくなくなるような、こんな名称は変えたほうがいいと思うんですけれども、どうですか。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 任用される方がその点を理解する上でわかりやすい名称であることから、その名称を使用していきたいと思っております。

以上です。

○磯辺勇司議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 ありがとうございます。

以上で終わります。

○磯辺勇司議長 以上をもって井上浩議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時54分 休憩

---

午後 1時04分 再開

○秋元洋子副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

25番、平山秀直議員の質問を許可いたします。25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 至誠公明会の平山秀直でございます。通告に従って一般質問をさせていただきますが、その前にこのすばらしい本庁舎におきまして、初めて一般質問させていただきますけれども、大変緊張しておりました。こんなにすばらしい庁舎で一般質問できることを、きょうは市長在席しておりませんが、副市長を初め、議員の皆様方に大変感謝申し上げ、また過去にはこの場所に庁舎が建つかどうか危ぶまれた経緯もございましたけれども、このような場所にまた新しい庁舎ができたことに大変感動しております。

それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。通告の第1点目は、雇用対策の推進についてでありまして、その第1点はU I Jターン若者就職奨励推進についてであります。当市では、県外からのU I Jターン就職者に対して就職奨励金を支給しております。その要件は、転入前後6カ月以内に県内の事業所に常用雇用として雇用されている方、また市内への転入後6カ月以内に市内において新たに起業した方に、転入住所から通勤できる範囲であること、また起業した年の年齢が40歳以下であること、また過去にU I Jターンの若者就職奨励金の給付を受けていないこと、こうした要件で奨励金の額は20万円というふうにしてあります。

そこで、第1点は当市の利用状況はどのようになっているか、第2点は今後の見通しについてお伺いいたします。

次に、第2点は創業・起業支援制度についてであります。創業・起業支援制度の説明



会や関係機関からまとめて話を聞くといった御意見にお応えして、関係機関による創業・起業支援制度に関する説明会を開催したり、あわせて創業、起業の専門家や先輩起業家から起業についての考え方、創業体験談が聞ける起業家座談会も開催したようであり、5月22日、五所川原商工会館2階ホールにおいて、参加料は無料で実施されておりましたようですけれども、その状況はいかがであったか。

また、第2点として創業資金として、本市ではその融資の保証料の補助金を行っています。そこで、これらの状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

次に、第3点として空き店舗・空き工場家賃補助制度についてでありますけれども、第1点は、本市では中心商店街の空き店舗に新規出店する方への家賃の一部を補助しております。その対象となる店舗の月額賃料の2分の1相当額、または3万円のいずれか低いほうを2年間支給するということになっております。

また、第2点として空き工場、倉庫、事務所などを活用して事業を行う事業者に対して、月額賃料の一部を補助しております。月額賃料の2分の1、もしくは10万円のいずれか低い額を2年間補助しております。そこで、これらの状況と今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

次に、第4点、地域おこし協力隊の活動状況についてお伺いいたします。本市では、この地域おこし協力隊2名の隊員を最終的には、当初3名の予定だったのが、残念ながら2名になりましたようですけれども、2名の隊員、これを任用しております。ただ、現在のところ、さまざまなホームページ、SNSで情報を発信するというようなことになっているそうですけれども、どうもその姿、形がいまだ見えておりません。そこで、その活動の状況と今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

次に、通告の第2点目、子育て支援策についてお伺いいたします。第1点の子育て家族家賃補助制度についてでございますけれども、市では子育て世帯の移住を応援しております。子育て世帯の移住を応援するために、市外在住の子育て世帯で、一定の要件を満たして本市に移住された方に対して家賃の補助を行っております。補助金の月額2分の1の額で、上限は2万円、2年間を限度としております。そこで、現在の状況、そして今後の見通しについてお伺いいたします。

第2点、乳幼児の医療費の拡充についてでありますけれども、現在本市では未就学児童まで無料となっております。今後の拡充についてお伺いいたします。詳しくは再質問をさせていただきたいと。

また、学校給食費についてでありますけれども、現在の納付状況と今後の無料化について、その見通しについてお伺いいたします。また詳しくは再質問をさせていただきた

いと思います。

次に、通告の第3点目、健康の推進向上についてお伺いいたします。健康診断受診率向上のため、市民の健康づくりを後押ししようと、さまざまな自治体で健康ポイント事業というのを始めている自治体が増えております。特定健診の受診やスポーツイベントへの参加でポイントを付与し、温泉や物産など市施設の利用券を提供する仕組みなどをつくったりしております。健康への関心を高め、医療費の抑制にもつながるとして、対象は40歳以上とか、特定健診やがん検診の受診、市の健康講座の受診、マラソン大会などへの参加などでポイントを得るなどなど、さまざまな工夫された制度を実施しております。例えば3,000ポイントをためると、市の温泉施設や物産施設、乗り合いタクシーなど、利用券3,000円が交付されるなどございます。そこで、当市でもポイント制度導入に関する考え方はないかどうかお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わりますが、理事者側の御誠意ある答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○秋元洋子副議長 答弁を求めます。

経済部長。

○三橋大輔経済部長 U I J ターン雇用促進奨励事業の現状と今後の見通しについてお答えをいたします。

本事業は、若者の地元定着や県外に流出した人材を確保するため、平成28年度から、県外から当市に転入し、県内の事業所に正規雇用されたU I J ターン就職者や、また転入後6カ月以内に当市において起業した40歳以下の者を対象に奨励金を支給するものであります。

平成28年度交付実績は5名で、対象者の就業先事業所は、五所川原市、弘前市、つがる市の民間企業及び社会福祉法人、平成29年度につきましては8名で、五所川原市、青森市、弘前市、中泊町の民間企業となっております。

電話による事前の相談や交付決定者の数も徐々に増加しておりますことから、今後市内においては広報ごしよがわら、FMごしよがわら等のメディアを活用するとともに、庁舎内及び関連施設にはリーフレットを用意し、周知を図ってまいります。

一方、市外、県外におきましては、今年度からの新規事業であります、ごしよぐらし仕事情報まるわかり事業といたしまして、当市への移住希望者が移住後の生活を具体的にイメージできるよう、市内企業を例とした働き方を記載いたしましたパンフレットを製作し、移住フェア等で周知、配布するほか、市公式ホームページ、市公式フェイスブックなど、ウェブを活用するといった積極的な広報活動を実施してまいります。

また、市内高校生にも周知、配布することで、地元で仕事をする自分自身をイメージしていただき、移住と地元定着の促進を図ってまいりたいと考えております。

それから、2点目の御質問、創業・起業支援制度及び融資制度の状況と今後の見通しについてお答えいたします。市では、平成27年6月から創業や新事業展開の意欲を促進させ、地域の活性化を図るために、青森県と協働で五所川原市創業相談ルームを開設しております。

相談ルームでは、創業、起業の専門家でありますインキュベーションマネジャー、こちらは公益財団法人21あおもり産業総合支援センターのほうから派遣を受けておりますけれども、インキュベーションマネジャーが事業構想の段階から創業、起業に至るまでの伴走型個別支援を行っており、平成28年度には地域における創業のさらなる促進を目的といたしました五所川原市創業支援事業計画を策定し、商工会議所等の支援機関との連携体制を整備するとともに、創業希望者に対しまして相談窓口、創業セミナー、創業融資への保証料、利子補給等を行っているものであります。

実績といたしましては、平成27年度から平成29年度までの相談総件数は延べで153件に上り、うち創業者は平成27年度に2人、28年度に5人、29年度に9人と少しずつではありますが、徐々に数を伸ばしてきている状況でございます。

また、融資制度では創業者支援利子補給事業として、平成29年度に2件、未来を変える挑戦資金に対する信用保証料の補助が平成28年度で6件、平成29年度で9件となっております。

今年度からは、創業相談ルームにおける相談回数をこれまでの月2回から毎週、月4回に増やすとともに、五所川原圏域2市4町による広域連携を実施しつつ、今後この連携に市内金融機関を含め、さらなる強化を図ることにより、相談件数並びに創業実現者の増加を図るものでございます。

質問の中にございました5月25日の創業セミナーの参加人数につきましては、参加人数が12名、うち地域おこし協力隊が2名と伺っております。

続いて、最後に空き店舗・空き工場家賃補助の状況についてお答えいたします。空き店舗対策家賃補助事業は、平成27年4月から活力と魅力ある商店街づくりを促進するため、中心商店街等にある空き店舗等を利用して営業を開始した事業主に対し、その店舗の賃料を補助するものであり、平成29年度からは五所川原地区に加え、対象地区を金木地区の朝日山、市浦地区の相内まで拡充して実施しているものでございます。

実績でございますけれども、平成27年度の交付実績は飲食業5件、サービス業1件の計6件、平成28年度は飲食業3件、サービス業1件の計4件、平成29年度は飲食業2件、

小売業1件、サービス業1件の計4件となっております。

続きまして、空き工場等賃借料補助事業でございます。平成28年4月から当市への企業立地を推進するとともに、起業家の育成及び雇用機会の創出を図るため、製造業、運送業、倉庫業等の事業を行う事業者に対しまして、市内の空き工場等の賃借料を補助するものでございます。実績といたしましては、平成28年度交付実績はゼロ件、平成29年度はサービス業1件、運輸業1件の計2件となっております。

空き工場につきましては、電話等での問い合わせがあるものの、その事業者が求める立地条件や建物面積にかなう物件が多くないのが現状でございます。本制度の活用に至ったのは2年間で、ただいま申し上げたとおり2件という状況でございます。

これを踏まえまして、現在市ホームページにて空き店舗、空き工場に加え、空き地、遊休地の情報も広く収集し、発信をしておりますけれども、今後それらの物件情報の充実を図りながら、県外イベントや、先ほどの答弁でも申し上げました、ごしょぐらし仕事情報まるわかり事業の中で、空き店舗対策家賃補助事業、空き工場等賃借料補助事業について引き続き周知するとともに、県の企業誘致担当部門を初めとしました関係機関との連携、情報共有を密にすることで、当該事業にとどまらず、当市への企業進出を促進してまいりたいと考えております。

○秋元洋子副議長 財政部長。

○榎引和雄財政部長 地域おこし協力隊の現在の状況と今後の見通しについてお答えいたします。

御案内のとおり、本年4月から2名の地域おこし協力隊員を任用いたしまして、ごしょがわら移住・交流サポーターとして、移住・交流施策の推進やまちの魅力の掘り起こし、情報発信等に取り組んでいただいております。

現在の活動状況ですが、まずは地域おこし協力隊員としての初任者研修を行いながら、地域を十分に知っていただくことが必要であるため、各種研修会への参加を初め、市内で開催されるさまざまなイベントの体験取材や地域づくり団体等とのネットワークづくりを進めており、その中で日々の活動状況や自身の生活体験も含めた五所川原で暮らすことの楽しさについて、写真や動画を活用いたしまして、ホームページやSNSを通じて情報発信しているところでございます。

今後につきましても、引き続き各種研修会に参加し、隊員のそれぞれのスキルを高めながら、地域とともに外部の視点を生かした情報発信、移住・交流施策の推進に従事していただくこととなりますが、同時に市として各隊員が行う地域協力活動が円滑に実施されるようコーディネートを行うことはもちろんでございますが、隊員が任期期間終了

後もこの地域に定住、定着することも大事なことでございますので、最長3年間をそのための準備期間として位置づけ、個々の隊員の特性やニーズに応じた総合的な定住支援に努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、UIJターン子育て家族家賃助成制度の現在の状況と今後の見通しについてお答えいたします。子育て世帯移住促進事業の家賃助成制度は、子育て世帯等の当市への移住促進を図るため、住まいに関する助成制度として平成27年度に事業を開始いたしまして、今年度で4年目を迎えております。

これまでの実績といたしましては、平成27年度は5世帯、15名、平成28年度は8世帯、27名、平成29年度は9世帯、32名、合わせて3年間で22世帯、74名が本制度を活用しております。うち7割に当たる15世帯、52名が五所川原圏域の外からの移住となっておりまして、移住の動機は個人のさまざまな事情が関係するとは思われますが、そのきっかけづくりとしての一定の成果はあるものと認識してございます。

今後につきましても、家賃助成制度やマイホーム新築助成制度によりまして、当市へ移住してくる子育て世帯等に対しまして、住まいの面での支援をしてまいりたいと考えてございます。

○秋元洋子副議長 民生部長。

○秋元建一民生部長 子供の医療費助成の県内他市の状況について、まずお答えいたします。

県が取りまとめました平成30年4月1日現在の乳幼児等医療費給付制度の実施状況によりますと、給付対象につきましては、青森市、弘前市、十和田市、三沢市、つがる市及び平川市の6市は中学生までの入院及び通院を対象としており、加えて弘前市は高校生の入院についても対象としております。

また、八戸市、黒石市、むつ市につきましては、当市と同様に未就学児の入院及び通院を対象としておりますが、これに加えて八戸市は高校生までの入院、むつ市は中学生までの入院、黒石市は小学生までの入院を対象としております。

子供の保護者の所得制限につきましては、青森市、弘前市、八戸市、十和田市及びむつ市の5市が所得制限を設けておりますが、当市を含め、このほかの5市は所得制限を設けていないといったような状況となっております。

○秋元洋子副議長 教育部長。

○小林耕正教育部長 それでは、給食費の関係についてお答えいたします。

午前中の花田議員の答弁でも述べましたとおり、要保護及び準要保護の他制度から充当される分を除いた平成29年度給食費の調定額1億5,107万5,538円に対しまして、納付

額が1億5,064万3,557円で、納付率は99.7%となっております。ちなみに、滞納額は43万1,981円となっております。

そして、もう一つ、無料化の見通しについてということでございますけれども、こちらでも花田議員の答弁と同様に、総額で約1億7,700万円となっております。これから要保護及び準要保護の分を除くと約1億5,000万円ということで、現時点では給食費の完全無料化については困難であると考えておりますので、今後必要性が生じた場合には関係部局と検討を重ね、慎重に対応してまいりたいと考えております。

○秋元洋子副議長 民生部長。

○秋元建一民生部長 健康診断受診率向上のためのポイント制導入について、県内他市におけるポイント制の導入状況について、まずお答えしたいと思います。

当市を除く9市の導入状況でございますが、現在全ての市でポイント制の導入が行われております。内容といたしましては、先ほど議員御提言のとおり、各種健康診断を受診した際や健康増進を目的とした各種イベントに参加した際にポイントを獲得し、その獲得したポイントに応じて商品を受けられる仕組みとなっております。

商品の内容につきましても、地域で使用できる商品券、公共施設利用券、健康器具、ホテル宿泊券などがあり、参加者全員が受け取れる市や抽せんにより高価な商品が当たる市など、各市においてさまざまな事例があるようでございます。

○秋元洋子副議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 答弁ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

第1点のUIJターンの若者就職奨励金制度、この制度は当初企業に出していたものを実績がゼロであったということで、直接雇用される方に給付していったほうがいいんじゃないかという提案させていただいて、それがいろいろと考えられて、その結果、27年から29年にかけて、毎年少しずつだけれども、給付を受けられる方が増えているという状況であるようでございます、今の答弁をお聞きすると。

今後の見通しについて、この制度をこのような形で続けられていくお考えなのかどうかお尋ねします。

○秋元洋子副議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 お答えします。

今後についてということでございますけれども、一応これらの事業につきましては、市の総合計画の下位に位置づけられます、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の一つというふうに受けとめております。これも一応5年間の期間があるものですので、一旦

5年間の区切りを見て、その事業の成果なりそういうものを検証いたしまして、必要であれば拡充、あるいは内容について見直しを行うなどのことを考えていきたいと思っております。

○秋元洋子副議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 それじゃ、5年間行われるということで、実績を楽しみにしていきたいなと思っております。

第2点の創業・起業支援制度、このことについてですけれども、今後の見通し、この創業・起業支援制度、実績を聞くと、いろいろと新しく企業を興されている、毎年少しずつですけれども、あると。やっぱり今考えられているのは、人口減少、いろいろと言われておまして、いろいろと政策の呼び水をして、各自治体が競ってやっているわけですけれども、五所川原市は五所川原市の使命があって、若者が安心して働く場所もあって、安心して子育てしてやっていくという、やはり働く場所の確保というのも、この西北五圏域において五所川原市には大きく使命があるという点があって、このような制度が行われているんだろうなというふうにして認識しておりますので、今後の見通しですけれども、この制度を活用して新しく起業家が増えていくことを望むわけですが、今後の見通し、お尋ねしたいと思います。

○秋元洋子副議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 現在のところ創業、起業の支援という形に特化して支援を行っているような状況にあります。議員お尋ねのような雇用全般のことってなりますと、やはり裾野も相当広うございまして、まずはこの五所川原の地で新しく起業をしてみよう、あるいは事業を起こしてみようという方に、とりあえず数ある資源の中から支援の制度として応援している状況ということでございます。これが現在予算の額といたしますと、信用保証料の補助金という形で930万円、創業者の支援利子補給金で99万6,000円といった形で、決して大きい金額ではないかもしれませんが、これらの活用によりまして予算の補正が必要になるというぐらい、この制度を活用して起業、創業が盛んになっていただきたいものだと考えております。

○秋元洋子副議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 今後五所川原市にも新しい企業がどんどん増えていただいて、働く場所の受け皿というのを、やっぱりパイが多くなないと、U I Jターンで戻ってきても働く場所がないというような、悲しい現実を乗り越えられない当市というのが続くことのないように頑張りたいと思います。

次に、地域おこし協力隊のことについてです。まだ研修期間だということで、いろい

ろと頑張っているようですけども、私もこの地域おこし協力隊のフェイスブックとかツイッターとか見ていますけども、余り出していません、はっきり言って。もう少し頻繁に出してもいいんじゃないのかなというふうにして思っておりますし、大変優秀な方々を採用されているというふうにして私は認識しております、この方々がひとつ新しく五所川原市の発見の起爆剤になってもらえばなという思いがあって、以前にも提案させていただいたんですけども、この点について財政部長、どのような期待を寄せられて、ちょっと財政部長に聞くのは酷なのかもしれないですけども、この地域おこし協力隊の活動状況、今後の活動状況について、目新しいものがもしございましたらばお知らせ願いたいと思います。

○秋元洋子副議長 財政部長。

○榎引和雄財政部長 地域おこし協力隊でございますが、議員まだまだ情報が足りないのではないかという御意見でございました。研修を受けながらも、いろんなイベント、取材体験してございます。その中で、ごらんになっているかと思いますが、五所川原市のホームページの中の移住支援サイトごしょぐらしの中で、毎週4回程度情報を更新してございます。市内のグルメ情報とかも掲載してございます。

今後につきましても、さまざまなお祭りや地域での活動がありますので、そちらのほうに参加していただいて、自分自身ごしょぐらしを楽しみながら情報発信をしていただくとともに、協力隊として充実した生活を送っていただければと思います。結果的に五所川原市の定住につながっていけばいいなと考えてございます。

○秋元洋子副議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 今後のことですので、地域おこし協力隊、見守っていきたいなというふうにして期待しておりますので、よろしく願いいたします。

通告の第2点目の子育て支援策についてですけども、乳幼児の医療費の拡充について、午前中いろいろと答弁ございました。この乳幼児の医療費のことについての拡充については、国のほうで市町村が国を超える助成の拡充をしているときには、以前はペナルティーがあったわけですけども、このペナルティーをなくしたほうがいいんじゃないかということで公明党のほうでも要望を出しまして、そのペナルティーが撤廃されました。そういう点では、よかったなというふうにして思っておりますけれども、この拡充のことについて、結果的に大切なのは子供の医療費無料化について、住民に定住してもらって、将来お返ししたいと思ってもらうことが非常に大事だということで、助けられた人が今度は税金を納めて別の人を助けてくれればという思いをしております。この点で、財政的な部分での答弁が、これ以上のものは出てこないんでしょうから、財政部長



のほうから今後の見通しについて、乳幼児の医療費の拡充について、県内の青森、弘前、八戸でも、これは当市よりも拡充がされているという状況もありますので、この点も含めて財政部長のほうに今後の見通しをどう考えているかお尋ねしたいと思います。

○秋元洋子副議長 財政部長。

○櫛引和雄財政部長 医療費の無料化に伴う市の財政の影響額につきましては、いずれの学齢まで対象範囲とするかによって異なりますが、前にも答弁しているかと思えます。仮に中学生、15歳までを対象とする場合は、一般財源で約8,600万円の増加になるかと考えてございます。当市の財政状況でございますが、財政調整基金の残高等に示されておりますとおり、決して余裕のあるものではございません。

加えて、平成31年度では合併算定がえの縮減によりまして、普通交付税で1億円程度の減額が見込まれるなど、財政といたしましては引き続き財政規律を堅持していかなければならないところではございますが、時代とともに変化する行政需要に対応いたしまして、時には未来を見据えることも必要ではないかと考えてはございます。

限られた財源におきまして、子育て支援に向けた取り組みを今後どのように展開し、財源を振り分けていくべきか、各担当部局と検討を続けてまいりたいと考えてございます。

○秋元洋子副議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 今市長選挙、各候補者、公明党が推薦している候補者もこの子育ての支援策について、大分手厚いことを公約として掲げておりますので、また時を改めてこの点については詳しく質問していきたいなというふうにして、このことに関してはこのくらいにとどめておきたいと思えます。

次に、学校給食費についても通告しておりますのでお尋ねしますけれども、学校給食費、午前中の答弁では小学校が月額幾ら、中学校が月額幾らというのは答弁になかったもので、この点まずお尋ねします。

○秋元洋子副議長 教育部長。

○小林耕正教育部長 月額の御質問でございますけれども、年平均、小学校で4万8,211円ということで、12で単純に割り返しますと月額4,017円と。中学校につきましては、年間5万566円ですので、月割りしますと月額4,213円ということになります。

○秋元洋子副議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 今の月額を聞きますと、全国平均に比べれば低い額になっているので、私もほっとしております。

この学校給食費の無料化についても、全国で260自治体がこの学校給食費の無料化につ

いて実施していると。800以上の自治体がある中で、260というのは決して少なくない状況でございます。

ただ、先ほども、教育部長も財政的には大変な負担が伴うという答弁がございました。その点では、なぜこの学校給食費の無料化が叫ばれているのかということ、子育てとかそういう点もあるのかもしれないですけども、大きくは子供の貧困の問題がございまして。この子供の貧困のことについて、しっかりと考えていかなきゃいけないということです。

昨年文科省のほうで、全国一斉調査をすべきであるということで、我が党で提案させていただいて、今全国一斉調査の取りまとめを3月いっぱい、たしかでき上がっていると。その結果は、まだ発表されていませんので、それを受けて今後とも前向きにこの給食費の無料化というのを当市でもやはり検討していかなきゃいけないんじゃないかなというふうにして思っております。

段階的に無料化にする手も一つの考え方だと思います。一遍にはなかなか無理ではないかなというふうにして思っております。給食費を払うときに、非常に低所得者の方にとってはつらい場面があるというのもある教育者の方から聞いたこともございました。なので、ぜひともこれは議論していただいて、この給食費の無料化について、当市でも段階的には検討してもらえないものかなというふうにして思っておりますので、この点1点お尋ねします。

○秋元洋子副議長 教育部長。

○小林耕正教育部長 検討を進めてほしいということでございますけど、基本的には午前中の花田議員への答弁と同様に、その意義とアプローチということで御質問ございましたが、何分にも大きな財政負担を伴うということが前提でございます。

今般の質問につきましても子育て支援という質問事項の中で、医療費とともにこの給食費について御質問いただいておりますけども、教育委員会の立ち位置としましては、基本的には教育振興に資する事業の実施が目的ということで、殊に子育て支援、または人口減少対策ということになりますと、また違った視点で関係部局と調整を重ねる、図っていく必要があるかと思っております。

ちなみに、段階的にというお話もございました。午前中の答弁でも申し上げました県内完全無料化、当方でちょっと確認している分につきましては、具体的に申しますと七戸町、六ヶ所村、南部町、新郷村の4町村です。部分無料化というのも実際行われておりまして、県内でいきますと5自治体、こちらも町村部になります。平内町、こちらのほうは1食当たり10円、自治体のほうからの補助と。今別町は半額補助。蓬田村は、おかずのみの給食となっているようで、1食当たり20円の補助と。外ヶ浜町は、1食当た

り140円、同じく西目屋村も1食当たり25円というふうな部分無料化を進めているところもございますけれども、あくまでも大きくは子育て支援なり人口減少対策というふうな、ちょっと大きなくくりでの協議を重ねていく必要があると考えております。

○秋元洋子副議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 今後の議論を何とぞよろしくお願いしたいなと思います。

通告の第3点目の健康の推進向上について、特に健康ポイント事業、この点についてちょっと事例を述べさせてもらおうと、静岡県の三島市、人口約10万人、ここで何やっているかという、30回のスタンプカードをつくりまして、30回たまと地元特産の野菜とか運動施設の利用券とかを上げるというような特典を見出して、大変市民に好評で、一生懸命、健康診断もそうですし、いろんなスポーツのイベントに参加して、あるいは健康教室、それにも参加してそのポイントをためて、こういうのを励みにしているということがございました。出ております。

それから、新潟県の「ミツケシ」と読むんですけども、見附市だそうです。人口4万人の自治体で、ここでは最新のトレーニング機器の運動施設を設けたり、それから温泉の銭湯、こういうのにも行って、そのポイントをためるというようなことで、今現在2年間たっているけども、こんなに多く、みんな一生懸命、この健幸ポイント制度を活用していこうという意気込みが出ているとは思わなかったという市長のコメントがございました。

当市でもこの健康ポイント制度、全体的な予算に比べて、この医療費の抑制というのがもう既にシミュレーションで出ております、全国平均。ですから、当市でもこの健康ポイント制度というのは、健康診断の受診率向上だけじゃなくて、医療費の抑制にもつながるといふ点も、さまざまな形でメリットがありますので、ぜひこれ検討すべきじゃないかなというふうにして今取り上げさせていただきました。市長いないので、ちょっと残念ですけれども、民生部長のほうから御答弁をいただきたいと思います。

○秋元洋子副議長 民生部長。

○秋元建一民生部長 これまで当市でポイント制導入していなかったわけでございます。

これまでは、保健協力員による健診申込書の毎戸配布とか、未受診者への受診勧奨通知、あるいは健診結果の提供依頼等、いわゆるソフトの部分、啓蒙、啓発活動、これを重点的に行ってきたところでございます。

現在県内各市のポイント制導入の実績、あるいは状況、その評価の把握に努めているところでございます。導入に向けて関係部局と調整を図ってまいりたいというふうにご考えてございます。

○秋元洋子副議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 市長の答弁でその言葉を聞きたかったんですけども、9月に新市長誕生されて、この点もあわせてまた質問していきたいなと思っております。

いずれにしても当市の一番の最重要課題は、この人口減少の問題であると。その点で、働く場の確保、そして若い方々が安心して子育てをして過ごしていける雇用対策の環境づくり、そして子育てしやすいような環境整備、医療費、それからさまざまな家賃の補助制度やらこういうことも含めて、この最重要課題である五所川原市の問題を、この立派な庁舎を拠点にして、これから五所川原の未来を切り開くために、この若い方々が過ごしやすい環境づくりをこれからもつくっていきたいなと思いますので、よろしく願いしたいなと思います。

私からの質問は以上で終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○秋元洋子副議長 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

次に、20番、福士寛美議員の質問を許可いたします。20番、福士寛美議員。

○20番 福士寛美議員 平成30年第2回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、昨日朝、急に体調がすぐれないということで本会議を欠席されました平山市長が少しでも早く体調を回復され、公務に復帰されることを願いつつ、質問をさせていただきます。

今回は1点だけ取り上げさせていただきました。児童生徒が巻き込まれる、遭遇する事件の対応についてであります。当市の教育振興計画の中で、地域と連携した取り組みの推進については、地域住民や関係機関と連携し、見守り活動や不審者情報の提供などを推進し、登下校時の児童生徒の安全確保に努めるとうたっております。

いつの時代でも子供たちは無条件で不安のない環境のもとで育まれていくべきで、そこには地域や関係機関の協力は欠くことができないというよりも、それは地域、大人の役割、義務であろうと思っております。にもかかわらず、先月初旬、新潟市で将来ある小学校2年生の女の子が1人で下校途中、行方がわからなくなり、遺体で発見されるという痛ましい事件がありました。また、昨年も千葉県柏市で、1人で登校中の小学校3年生の女の子が最悪の事態に至るといふ事件も記憶に新しいところであります。過去にもこのように最悪の事態にならないまでも、不審者に声をかけられたり、車で連れ去られたりなどという事件、事故が発生してまいりました。

そこで質問ですが、このたび新潟市で女の子が遭遇した最悪の事態、事件が発生したことに対し、学校や生徒に対してどのように指導、対応されたのかお伺いいたします。

また、今回の事件とは別に、日ごろ子供たちが事件、事故に巻き込まれないようにす

るため、どのような取り組みをされてこられたのかお伺いいたします。

あわせて児童の登下校時の見守り体制はどのようになっているのか、実態をお知らせいただきたいと思えます。

さらに、過去も含めて管内で不審者情報の提供などはあったのか、あったとすればその内容と件数をお伺いして1回目の質問とさせていただきます。

○秋元洋子副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○長尾孝紀教育長 今回の福士議員の質問にお答えします。

まず最初に、今の新潟県の小学校2年女児の殺害事案に対して、委員会のほうからいろいろな指導があったのかということをございますけども、これに関して県のほうも、教育委員会のほうも各学校に対しての通知とかはしてございません。今までもこういうふうな事例がありますと、各学校では新聞報道、それからテレビ等でいろんな情報を知り得ていますので、必ず職員朝会などでは校長のほうから、そういうふうなことを事例に取り上げながら対応するということがまず普通に行われております。

ただ、一般にこういうふうな児童が遭遇する事件に関しては、年間を通してどのような指導しているかについてお答え申し上げます。教育委員会では、児童生徒の登下校時の安全確保の徹底を初め、祭り等の地域行事への参加や休日及び長期休業中の安全な過ごし方への注意喚起などについて、市内全ての小中学校に対し、文書または口頭で継続的に指導しております。

また、警察、西北教育事務所及び学校から寄せられた不審者目撃情報は、随時市内全ての小中学校にメールとファクスにより通知し、各校において児童生徒の安全確保の徹底に努めるように指導しております。

小中学校では、教育委員会からの通知を受けて、不審者の声かけ事案等による被害防止策を講じることはもとより、日ごろから児童生徒に対する安全指導及び安全管理を徹底しております。

それから、未然防止に向けて小中学校ではどのような取り組みをしているかについてお答えします。小中学校では、通学路点検、安全マップの作成と指導、警察職員等を講師に招いての防犯訓練や防犯教室の実施など、児童生徒の安全確保と防犯意識の向上に努める指導を行っております。

加えて、各校の学校安全計画に基づいて、学級活動や全校集会などで児童生徒が遭遇するおそれのある事故や事件などの未然防止について考えさせる活動なども行われております。

また、市内小学校の新入学児童には、青森テレビから防犯ブザーが、マクドナルドからは防犯笛が寄贈され、事件の未然防止に役立てられております。

それから、不審者情報の現状ということですね。29年度及び30年度、今年度の5月までの不審者目撃情報とその内容についてお答えします。平成29年度に西北管内で不審者等に関して、警察署を通じて西北教育事務所から教育委員会に情報提供があった事案は28件でした。具体的には車の中から写真を撮られたと思われる事案が5件、下半身を露出したと思われる事案が4件、熊や離れ犬など動物に関する事案が3件、その他自転車や車の中から、また公園や路上で声がけされたと思われる事案などが16件でした。この中で、市内児童生徒に関係したと思われる不審者等の事案は、動物に関係した事案を除くと7件でございました。この7件の中には昨年10月末に金木町のホームセンターで強盗事件がありましたけども、その事案も含まれております。

今年度は、5月末までで5件発生しておりますが、市内の児童への声がけ事案が3件、他の2件はつがる市内での事案でございました。このほか直接は関係ありませんけど、熊やカモシカの出没事案についてもありますけども、この中には含んでございません。

今のところ以上でございます。

○秋元洋子副議長 教育部長、ありますか。

教育部長。

○小林耕正教育部長 地域を含めた取り組みについてということでお答えさせていただきたいと思います。

市内の小学校それぞれの学区におきましては、PTA、それから防犯協会、あと地域住民のボランティアなどによりまして、通学時の見守り支援や挨拶運動が実施されております。そのほかにもPTAが地域のお祭りや宵宮の巡回指導、当然教員のほうも行ってありますけども、巡回指導を行ったり、あと学校と住民協議会、民生委員、児童委員とコミュニケーションをとりながら情報共有を図りつつ、各学区において児童の安全確保に取り組んでいる状況にあります。

○秋元洋子副議長 20番、福士寛美議員。

○20番 福士寛美議員 今教育長のほうからも日ごろの子供たちへの指導について、るるお話をいただきましたけれども、私今回の事件が発生して、これは子供たち、学校に直接指導、対応されたのかということをお願いしたのは、不審者からいかに身を守るかと、子供たちが。子供たちって1回や2回聞いても、なかなか自分の意識の中に入っていないということが多々あると思うんです。これは、しょっちゅう事件、事故が起これば大変なわけですけども、ずっとなかったり、特別なことなかったりすると、なか

なか忘れたままの状態になっていることが多いかと。それで、子供の中に危険だという、その意識を醸成するためには、やっぱり今回のような大きな事件の場合には学校の校長先生から、もしかしたらこれはいろいろ注意やら危険に対する喚起やら、それらはやってこられたと思いますけれども、この辺都度都度、子供たちに危険だというようなことを教えていく、喚起していくためにはやっぱり必要なのではないのかなと思って、今回はどうだったのかということを確認したところでございますので、どうか今後とも子供たちに対して今まで以上に回数を増やして、例えばひとり歩きしないようにと。今回と、そしてまた千葉県での場合も、1人で歩いていた登下校の途中での事件だったわけです。ですから、その辺の子供たちへの指導やらについて、もう一度確認したいと思いますので、部長でも教育長からでもいいですから、ひとつお願いしたいと思います。

○秋元洋子副議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 先ほども未然防止に向けた取り組みなんかもお話ししましたけども、基本的には子供たち、学年によって、やっぱり指導の仕方が違うわけで、低学年は低学年。春先には必ず防犯というか、各学校で実際の現場、道路とかそういうふうなところに赴いて、例えば交通安全に関しても同じように低学年、中学年、特に高学年になると小学校あたりでは自転車等のそういうふうなものもありますし、いろいろな形で、子供たちの年齢に合わせた形でいろいろなことを指導しています。

特に危険、この不審者等に関しては、いつどこで何あるかわからないわけで、先ほど不審者の情報をお話ししましたけども、これは警察のほうに実際訴えた事例だけであって、それ以外の事案もいっぱいあるわけで、その地域、地域によっては環境が非常に違います。例えば都会、五所川原でいけば町なかの学校と、ずっと離れたところでは誰もいないところとか、ずっと長く続くとか、そういうふうなことに關しては、それぞれの学校の実情に合わせた形で指導していかなきゃならないので、実際、もう一回言いますが、警察のほうから情報が入ってくる場合は、これは子供が、親が、きちんと警察のほうに各学校、地域に情報を伝えてもいいですよということだけしか、親がうちの子供、もしかしたらちょっと不安がっているからという形で、聞き取りしたときに「いいですよ」という場合は、警察のほうには情報は行きません。ただ、それがもしかすると本当かもしれないというようなことで、そういう場合はそれぞれの地域の学校では、子供たちにはこういうふうなあれがありますよというふうなことで、それぞれの学校の実情に合わせた形でまた情報も提供する形になっています。基本的にはそれぞれの学校の中で、いろんな機会を通して学級指導とか、全校でとか、校長先生の講話とか、それからもっと警察、防犯教室をやるとか、ふだんからそういうふうなことをやっていなきゃ

だめで、特に長期休業中の前には必ず保護者の参観日等もありますので、そこで保護者にも危険を訴えて、休み中の遊びのこととかそういうふうなものにも、いろんな機会を捉えて実施しているのが現状でございます。

○秋元洋子副議長 20番、福士寛美議員。

○20番 福士寛美議員 先ほど部長のほうから見守りの状況について説明、答弁いただきましたけれども、教育振興計画の中に見守りを継続していくと、やっていかなきゃいけない、推進していくということがうたわれているわけですし、地域、学区によって温度差があるかもしれないなど、その実態の状況。その辺について、部長が答弁したことは、例えば何校かがそういうことをやっているからということなのか、それともそれぞれの学区でそれなりの見守り体制を、組織をつくって実施されているのか、その辺についてひとつお伺いしたいと思います。

○秋元洋子副議長 教育部長。

○小林耕正教育部長 先ほど見守り隊のお話しさせていただきました。具体的な内容、ちょっと薄かったのかなと思っております。前振りとしまして、本来自分の住む地域で不安がなく安心して過ごせる、生活できる、学校に行ける環境が一番望ましいと思います。その中で、先ほど御答弁いただきました、危険意識を持って自分の地域で生活するというのも、これはいささか悲しい部分もあろうかと思っております。

そういう中で、各学校において当然地域差があります。といいますのが、今具体的に申しますと、小学校の学区の中で、実際にそういう活動を形として行っているのが小学校11校中5校になります。南小学校、中央小学校、栄小学校、いずみ小学校、三輪小学校といずれも五所川原地区の5校になります。多分この5校で行われている内容については、地域の特性、当然あると思います。こちらのほうで見守り支援が実施されておりますけれども、学校教育の中では当然PTAと地域が一体になって支援、応援活動をしておりますけれども、おのずと限界もあります。地域の方々の支えがあってこそ、そういうふうな見守り体制が構築できると考えておりますが、昨今の社会情勢等を考えますと非常に共働き世帯が多く、日中不在の家庭も多数ございます。そういう中で、地域も一生懸命頑張っているんですが、すべからくその中で全部網羅するというのも、これもまたいささか難しいものがあるかと思いますので、その辺は地域を挙げた支援なりの体制をさらに構築していく必要があると考えております。

○秋元洋子副議長 20番、福士寛美議員。

○20番 福士寛美議員 ありがとうございます。今回の事件、去年のやつと2つの事件、これもそれぞれの地域で見守りの体制ができ上がっていた地域なんですけど、その見守り



のほんのちょっとのすき間にこういう事件が起きたというふうに報道されています。ですから、まだ金木、市浦も含めて、そしてまた私どもの東峰、二中の学区のほうについても、まだまだその辺については徹底していない部分もあるようでございますし、ですから委員会のほうからも、やはりいつ何時、どういう状況の中で事件、事故が発生するか、事件、事故に遭遇するかわからないわけなので、その辺についてもひとつ要望として、委員会のほうから各学区に対して、まだ体制が整っていない学区に対して、ひとつ御指導いただければ大変ありがたいなというふうに思います。

そして、未然防止について教育長のほうからも一部報告がありました。この未然防止につながる通学路の安全確保について、今回当市では今年度生活道路等に設置している防犯灯を、LED灯への切りかえ工事を今月からスタートさせるというふうに伺っています。

そこで、この機会に関係者が、PTAも含めて一緒になって、夜道が暗いとか、そしてまた不備な箇所、あわせて子供たちが遊んでいる公園とか、そういうところも含めて増設するための点検とか、そういうことを少し徹底していただきたいなというふうに思いますので、その辺について建設部のほうからひとつお答えをいただきたいと思います。

○秋元洋子副議長 建設部長。

○佐々木秀文建設部長 お答えいたします。

現在市では、市内の全ての防犯灯をLEDに交換する工事を今進めております。12月中旬までに完了するというような予定となっております。通学路を含めまして生活道路において防犯上設置が必要な箇所については、当市で現場を確認しながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○秋元洋子副議長 20番、福士寛美議員。

○20番 福士寛美議員 私たちも自分の子供が小学校、中学校に入っているときに、学区内の暗いところがないかとかいろいろ回ったこともありました。増設してもらったり。ですから、PTAの方たちは、ともかく自分の子供たちが通学しているわけなので、やっぱりPTAとかを含めて協力いただいて、そして都度都度、町内やら学区やらを車でとか何かで走って歩いている時間が多いわけですので、危険箇所やら暗いところは一番わかっているかと思っておりますので、呼びかけして対応していただければ大変ありがたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、防犯灯の整備と同様に防犯カメラの設置の必要性について、これをひとつお答えいただきたいと思ひます。どのように考えているか、お願ひします。

○秋元洋子副議長 民生部長。

○秋元建一民生部長 防犯カメラの必要性和設置状況についてお答えいたします。

防犯カメラの必要性につきましては、その設置により犯罪を未然に予防する防犯効果とともに、犯罪が発生した際にはその録画映像の解析等により、犯人の早期検挙及び被害拡大の防止に大きな効果を発揮しているところであります。

近年全国的に児童誘拐殺人事件を初め、通り魔事件の増加や高齢者等の特殊詐欺被害も依然として発生しており、予断を許さない状況下にあることから、防犯カメラの設置の必要性がさらに高まるものと考えております。

当市での設置状況でございますが、五所川原地区防犯協会が主体となり、安全、安心を実感できるまちづくりのため、防犯カメラ設置による犯罪抑止対策の推進に御賛同いただいたさまざまな団体から贈呈された支援金により、これまで6台の防犯カメラが設置されております。

このうち3台は、平成28年11月に五所川原ライオンズクラブ、五所川原ロータリークラブ、五所川原中央ロータリークラブ、青森県遊技業防犯協力会西北支部及び青森県料理飲食業生活衛生同業組合西北五支部の5団体からの支援金によりまして、新生大橋下の駐車場、それから大町のトカトントンスクエア付近及び本町のラ・セラー館付近に設置されております。

また、残りの3台のうち2台は、平成30年1月と2月に五所川原街づくり株式会社から贈呈された支援金により、エルムの街に隣接したツルハドラッグ付近、同じく隣接したアース美容院付近に設置され、残りの1台は平成30年2月に青森県遊技業防犯協力会西北支部から贈呈されました支援金により、本町のフォトスタジオくしびき付近に設置されております。

防犯カメラの設置後は、自転車盗難の減少、犯罪捜査への有効利用などの実績があり、今後も犯罪抑止効果が期待されるものと考えております。ただ、これまで防犯カメラが設置されている場所は、いわゆる繁華街を中心としていることなどから、今後繁華街以外の通学路、そういったところへの設置も視野に入れ、より安全、安心なまちづくりの実現に向けて五所川原地区防犯協会と連携して取り組んでまいりたいと考えてございます。

○秋元洋子副議長 20番、福士寛美議員。

○20番 福士寛美議員 ありがとうございます。防犯カメラの必要性というのは、これは十分認識しているし、犯罪の抑止効果もあると、そしてまた事件、事故が起きたときには早期解明、解決につながるということは十分理解して、そしてまた今後も増設できれ

ばというような御答弁でございました。

昨年だったと思いますけども、私どもの会派で国交省のほうに研修に行ったときに担当職員たち、そしてまた津島先生とも懇談する機会がありまして、今頻繁というか、いろんなところで、それこそ想定外のところで、繁華街だけでなく田舎でも大変な事件、事故が起きているというようなことで、防犯カメラは増設できないものかと、増設してほしいという意見は申し上げてきたんですが、今部長のほうからの答弁ですと、なかなか行政でもってとか、そういうケースはなかったように受けとめたわけです。寄附する団体があって初めてつくつと、つけられてきたと。何かもう少し、そこに歯がゆいものがありまして、何かこれ県、国にも働きかけ、そしてまたこれは当市だけでなく、広範囲でもってこの運動を進めていくということが大切でないかなというふうにも思います。その辺について、もう一度部長のほうから御意見を伺いたいと思います。

○秋元洋子副議長 民生部長。

○秋元建一民生部長 今議員御提言の国へ要望していくということは、もちろんだというふうに考えてございます。

これまで補助事業があったかということも、その点で言うと、ちょっと御説明しなければいけないところかなと思います。防犯カメラの設置にかかわる補助事業といたしましては、平成28年度に厚生労働省において、保育施設や社会福祉施設、高齢者施設などの整備とあわせた防犯カメラの設置に要する費用への補助が行われたというふうに伺っております。ほかの都道府県や市区町村にあっては、防犯カメラの設置や防犯事業に対して補助金を交付する自治体もございますが、青森県、県内においては、そういった補助金の交付というのはなかなか行っておらず、県においても各自治体や各企業などに対して情報提供、あるいは助言、設置の働きかけを行っているところだというふうに伺っております。

当市における現在の防犯カメラの設置数は、近年の地域の安全を見守ると、そういった観点においてまだまだ十分な数ではございません。また、現在のところ国、県の補助制度もないことから、当市の安全、安心なまちづくりのため、先ほども申し上げましたとおり、五所川原地区防犯協会と協力、連携していくとともに、今後市として市所有の施設、こういったものに防犯カメラを設置していく必要があるのではないかというふうに考えてございます。

○秋元洋子副議長 20番、福士寛美議員。

○20番 福士寛美議員 防犯カメラ、何年前でしたっけ、田舎館のほうでしたか、放火の事件がありまして、なかなか犯人を特定することができないで、その後防犯カメラ、そ

こにはなかったのが、後で設置したのかな、それによって犯人を特定でき、そして逮捕という結果を出したわけなんで、ですから先ほども申し上げましたように、やっぱり事件、事故の早期解決、そして解明につながるわけですので、どうかひとつこれから今まで以上に強力的に、力強く防犯カメラ設置にお力添えをいただければ大変うれしく思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもって質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○秋元洋子副議長 以上をもって福士寛美議員の質問を終了いたします。

次に、18番、松野武司議員の質問を許可いたします。18番、松野武司議員。

○18番 松野武司議員 平成30年第2回定例会で最後の質問者になりました至誠公明会の松野武司でございます。新議場では、これまでの議場と違い、デジタル化した議会施設が導入されており、県内10市でも先行しております。各市から注目されている議場だと思っております。先日の議会開会日の議会においても採決の案件がありました。電子表決システムにより採決されました。これまでの議会では起立採決でありましたが、このたび議会システムを使い表決されたのは、翌日の新聞等で報道されておりました。

議会では、アイパッドを導入されてから約2年ぐらいになります。我々議員の活動も今までとは違い、幅広く情報等が得られる状況下であり、議会システム等を活用して取り組んでおります。

今回の私の一般質問では、新議場に設備された新しい議会システムを活用した質問方法を試みたいと思いますが、初めての経験ですので、質問の流れがうまく進められるか、説明ができるか不安もありますが、これからの議会での一般質問のあり方だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従い質問いたします。まず1点目の経済活性化についてですが、これまでに何度かこの課題については取り上げてきましたが、再度取り上げさせていただきます。どこの自治体も地域経済活性化を目指すことは重要だと認識し、取り組んでいますが、なかなか決定的な政策が見出せない状況下に置かれております。当市でも経済活性化対策にこれまでさまざまな取り組みをなされてきたと思っておりますが、少子高齢化の中で人口の流れをとめるために早急な地域経済活性化対策が求められているのが現状であります。現在までに取り組んできた産業振興促進計画などの成果や今後の地域活性化に向けた対策などの構想があると思っておりますので、答弁をお願いいたします。

次に、第2点目の行政改革実施計画について伺います。平成27年3月に第2次行政改革大綱前期が作成され進められて、今3年が経過しているところでございます。行政改革推進本部では、副市長を本部長に構成され、改革に取り組んできたと思われま

政改革実施計画には持続可能な財政基盤の確立と効率的、効果的な行政運営と、市民協働によるまちづくりの推進と組織機構の見直し及び職員の資質向上の3つの基本方針を策定して進めている計画だと示されていますが、その後実施方針に取り組んできた成果や今後の課題について御答弁をよろしく願いしまして1回目の質問とさせていただきます。

○秋元洋子副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副市長。

○三上裕行副市長 ただいまの松野議員の人口減少社会における市の産業振興に向けた取り組みについてお答えをいたします。

地方においては、人口減少と少子高齢化の急速な進行に伴い、地域経済の縮小、税収の減少、扶助費等の義務的経費の増加など解決すべき課題が山積している状況にあります。

そのような中、市では喫緊の課題である人口減少対策として、人口ビジョンに基づく将来の人口推計等を踏まえた、計画期間を5年間とするまち・ひと・しごと創生総合戦略を平成27年度に策定し、若者の定住促進、交流倍増、元気・健康づくりの3つの政策を柱に、官民連携を強化しながら分野横断的な取り組みを進めてきたところであります。

事業の推進に当たっては、事業担当課による事業評価はもちろんでありますが、市の若手職員で構成される人口減少対策庁内プロジェクトチーム並びに産官学金労言の外部有識者で構成されます有識者会議の意見を求めまして、改善等の見直しを図っていくPDCAサイクルにより運用しております。

特に人口減少対策として重要案件である地域産業の振興、仕事づくりについては、若者の定住促進政策としてUIJターン雇用促進奨励金制度の創設や各種創業支援事業、新規就農者に対する支援や複合経営・六次産業化支援事業等を展開するとともに、交流倍増政策として観光振興による誘客が当地域の活性化に直結することから、立佞武多を核に国内外において機会を捉えた効果的な情報発信もあわせて行ってきたところであります。

また、単独の市町では解決することが難しい課題を解決するために、五所川原圏域定住自立圏の形成によりまして2市4町の相互連携と協力を強化し、その中の一つの取り組みとして圏域における産業及び経済の活性化を図るため、創業支援事業者との連携による起業支援体制の整備や振興策に取り組むこととしております。

人口減少対策という困難な課題ではありますが、このようなさまざまな取り組みを通じまして、当市のみならず圏域全体の産業の活性化と当圏域への若者の定住促進を図っ

てまいりたいと考えております。

○秋元洋子副議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 五所川原市産業振興促進計画についてのお尋ねでありました。

同計画は、農業を初めといたします既存産業の発展と新たな産業の創出、育成を推進するための指針として平成27年4月に策定したものであります。計画の目標として、農業、水産業、製造業、農林水産物等販売業、それから旅館業、情報サービス業における新規設備投資件数10件と新規雇用者数40名を掲げております。

当該計画の成果につきましては、現時点で市が把握しております平成27年度から平成29年度までの3カ年の実績でお答えしたいと思います。まず、農業につきましては、農業従事者の高齢化や担い手不足などから、集落営農や複合経営の推進と新規就農者の育成によりまして経営力強化を図ってきたところでございますけれども、設備投資を伴う成果といたしましては、経営体育成支援事業費補助金によりまして、トラクターやコンバインなどの農業生産機械を導入した件数が14件、野菜等産地強化総合対策事業費補助金によって耐雪型パイプハウスを導入した件数が5件、合わせて設備投資件数19件となっております。また、農業次世代人材投資資金によりまして、3年間で17名以上の新規就農者が創出されております。

次に、水産業であります。青森県の十三漁港整備や十三漁協の荷さばき施設整備、市のシジミ冷凍施設整備によりまして事業環境が整い、今後は漁家による本格的な利用が始まるところでございますけれども、現時点では直接の生産に係る設備投資を確認はできておりません。

続いて、製造業でございます。製造業全体では、長期的な生産見通しが立たない状況が続いておりましたが、スマートフォンや自動車関連部品については好調であったこと、既存の誘致企業については立地から相当の年数を経過したこともあり、設備投資を伴う成果といたしましては、国のものづくり・商業・サービス新展開支援補助金等により生産設備等を導入したものが8件、既存の誘致企業による大型設備投資が4件、合わせて12件となっております。これらの設備投資に伴う新規雇用は8名でございましたけれども、企業訪問での聞き取りでは新規雇用を検討する事業者も増えてきている状況となっております。

最後に、農林水産物の販売業、旅館業、情報サービス業ですが、現時点では市で把握している設備投資がございません。

以上が産業振興促進計画の目標に対する成果の一部でございまして、設備投資件数は合計31件、設備投資に伴う新規雇用者は8名となっております。

なお、設備投資に伴う新規雇用者数につきましては、製造業を除き個々の業種ごとの正確な数値を確認はできませんでしたが、農業における17名以上の新規就農者の創出、それから2件の誘致企業の新規立地に伴います100名超の雇用の場の創出もあり、五所川原地域の有効求人倍率は、計画策定前後で0.46倍から0.79倍へと改善した一因をつくったものだと考えております。

また、設備投資を伴わない活動といたしまして、20年の節目を迎えました立佞武多の東京ドーム出陣、津軽半島サイクルツーリズムの推進による交流人口の拡大は、観光振興の成果として挙げることができようかと考えております。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 それでは、行政改革実施計画の成果についてお答えいたします。

行政改革実施計画は、行政改革の推進をより実効性のあるものとするため、第2次五所川原市行政改革大綱の下位に置かれ、平成27年度から平成31年度の期間内で実行するものとして、毎年度五所川原市行政改革推進本部において実施状況を確認しております。

本計画の成果についてでございますが、まずは公共施設等総合管理計画の策定が挙げられます。人口減少時代を見据え、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現するために策定され、現在は各担当部署で具体的な個別施設計画の策定が進められているところです。

ほかに新地方公会計基準による財務諸表整備の一環として、中長期的な財政運営にも活用できる固定資産台帳の整備を行い、現金主義では見えにくいコストやストック、固定資産残高等でございますけれども、把握いたしました。

継続事業としまして、市民提案型事業の実施により、開かれた市政と市民協働、参画を推進していくとともに、地域の活性化や地域課題の解決に向けた市民団体などの自主的、自発的な活動につながっております。

また、新庁舎開庁に当たり組織体制を検討してまいりましたが、市民の生活に直結する窓口部署を1階に集約して利便性の向上を図ったほか、総合案内を置くことにより、これまで以上に市民の皆様が親しまれ、便利さを実感していただいているものと感じております。

本計画は、まだ期間半ばということでありまして、成果についてはこれからという項目もございますが、今後も行政改革を進めていくということで考えております。

以上です。

○秋元洋子副議長 18番、松野武司議員。

○18番 松野武司議員 経済活性化については、副市長を初め、みんながこれにはいろいろ

ろ取り組んできてやっていますけども、これといった大きくクローズアップされる部分というのはなかなか見えないわけで、まずはこの地域の人口の減少ですよ。ちょっと画像出してもらえれば。先日新聞等でも報道されていますけども、これは国立社会保障・人口問題研究所が公表しました2045年までのデータなんですけども、5年ごとに約4,000人ぐらい人口が減っていったというデータです。これは、どういう観点からこういうデータを出したのか、我々はちょっと把握できませんけども、自治体としては、このデータあたりはなぜ減っていくのかということはどう把握しているのか、その辺ちょっと最初に聞きたいと思えますけども。

○秋元洋子副議長 答弁。

財政部長。

○榎引和雄財政部長 大変申しわけありません。資料を持っておりませんで……

(「いやいや、資料というよりも、このデータは何がもとでこういうデータが出ているのか。行政の場合は、こういうデータがどういう考えのもとから出ているのかという想定をどうしていますかということをお聞きしている。想定のものはお答え、できませんか。まあ、いいです。なかなかお答えが出ないようですので」と呼ぶ者あり)

○18番 松野武司議員 このように減少しているということは、まずこの地域の経済も下がっていくということにつながるとお思いますので、こうならないためには今現在我々がどうすべきかということが大事なことです。このまま、ただずるずる計画を立てる、そしてやるとしてもなかなかできない、こういう状態が続いていくと、多分こういう人口の減少となるのかなと私は想定しますが、そうならないためには、じゃ今現状どこに視点を置きながら、どう対処していくのか、その辺が大事だと思いますので、人口の減少を食い止めるためには、少子化が原因でこうなっているのであれば、なぜ少子化になるのか、その辺を分析しながら少子化対策を進めなきゃだめだし、雇用の場がないというのであれば、じゃどうやって雇用の場をつくっていくのか、この辺にどうやって力を入れていくのか、民間を交えた、自治体と民間が協力して、官民一体となってどう取り組んでいくのかということをお聞きしたいので、ぜひお答えをお願いします。

それは、皆さんも認識していると思えますけども、それをどうやって実行するかが大事なことです。ペーパーに書いたり、そういうのであれば、誰でも机上でできますけれども、それをどうやって実行に移していくのか、これは民間だけではなかなかし得ないところがありますので、やはり自治体も絡みながら進める必要があるかと思いま



す。雇用の場がなければ、やはりこの地域は発展しないというか、そういう状況になると思いますんで。

次に、この表は、青森県に事業所が、じゃ幾らあるんだと。今5万8,156の事業所があります。5万8,156の事業所、全体です、農業も含めた全体の産業がそれだけあるということです。この中に働いている人は、じゃ幾らいるんだということになれば、約50万991人、50万人ほどの従業員がこの青森県内で働いていると。その中で、じゃ当市、五所川原はどうなのと。28年度の事業所の数というのは、役所でも押さえていると思いますけども、3,036の事業所が今五所川原市にあります。その中で、じゃ五所川原市には従業員者数がどれだけいるのかというと、この五所川原市、まず5万5,000人ぐらいの中で、約2万872人が勤めをしていると、こういう状況です。その中でもどこの産業が一番、まずあるのかなという。この表は、今青森県の都道府県で、4人以上の事業所がどれだけあるのかと。4人以上の事業所というのは、今青森県では1,547件、まず4人以上となつて一千何ぼというのであれば、いかに二、三人でやっている事業所が多いかということがわかると思います。

そして、当市の五所川原市の製造業あたりもこれ62しかないんです。4人以上の製造業が62。その中で、30人から299人までの事業所となると6事業所、300人以上の事業所というのは1社があります。まず、これ見ても働く場というのは、全体としては私は少ないと見ています。こういう状況を打破するには、やはり産業をつくっていくのが大事かなと。

鶏が先か、卵が先かということになろうかと思いますが、やはり雇用の場をつくれればいいのか、雇用の場をつくることによってそういう少子化も解消されていくのか、その辺の分析を自治体がどう考えて進めていくのかによって変わっていくと思いますので。

さっき答弁の中でも庁内での会議等々でいろいろ提案してやっているという話ですので、それは頼もしいことで、いいことだと思いますけども、具体的にこういうことをやっていくという、そういう案が出てこなければ、それに向かってみんな集中して取り組んでいくという姿勢がなければ、広く薄くであれば、なかなかこれは物にならないと思いますので、その辺のことで答弁できればよろしくお願いします。

申し添えますけども、今このタブレットの配信は、我々議員は全部この画面が見れます。だから、なぜ理事者側がタブレットを持たないのか、その辺本当に残念です。理事者側も持てば、この画面は全部理事者側のタブレットにも配信できる仕組みになります。そうすると、答弁もこういう表で、表を出しながら答弁をすることによって、我々も目

と言葉で吸収する部分が出てきますので、ぜひ早目に理事者側もタブレットを導入して、こういう新しい議会で、新しいシステムで一般質問なりいろんな会議を実行することを望みたいと思います。

ちょっと脱線してしまったな。はい、よろしく。

○秋元洋子副議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 松野議員のお話の中で、民間だけに頼るといいますか、民間に任せただけでは限りがあるというようなお話がございました。質問の中で、産業振興促進計画ということで御質問されておりますけども、これも結局は役所が、行政側が民間に対してどういう応援の仕方があるかということにつきましては、積極的に補助金を交付するというやり方、それから義務を免除させるというやり方と2種類、大きくあると思います。この産業振興促進計画につきましては、義務を免除するほうの計画のためのたたき台といえますか、前提になっているものでございます。御存じで御質問されていると思うんですけども、半島振興地域といまして、青森県の中で大きい半島が2つありますけども、津軽半島、下北半島あります。津軽半島のほうで、五所川原地域はその半島振興地域というところに指定をされていると。当地域もそうです。なぜそういうところに特別な制度があるかという、やっぱり条件が不利な場所であるということが特別な法律で認められているということです。

この産業振興促進計画、これを立てることによりまして、全ての業種ではございませんけれども、この中では先ほど申し上げましたように業種が、この計画に位置づけてあるのは農業、水産業、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業となっておりますけれども、このうち農林水産物等の販売業、旅館業、情報サービス業、これらにつきましては計画に位置づけて一定の投資を行いますと、3年間、初年度目は固定資産税が10分の1に、2年度目は半分に、それから3年度目は……失礼しました。1年目は10分の1に、2年目は4分の1に、そして3年目は半分になると、4年目からは普通になるわけですけれども、投資の大きい最初の年度に大きい固定資産税の優遇を受けることができるような形でなっているわけでございます。

そういうことで、直接補助金を交付して応援するということは難しくても、そういう制度に乗って減免した分の税金も地方交付税上、基準財政収入額から控除されて、収入としては入ってこないけれども、後で交付税として実質的に補填されるような仕組みを使って上手に企業の誘致なり産業興しをやろうということになっているわけでございます。

それで、非常に幅広の話になってしまいましたので、答弁になっているか、ちょっと

自信はありませんけれども、人口減少や少子高齢化にとりましては、本市にとって喫緊の課題であるということは、もちろん議論をまたないわけでありますけれども、産業振興の障害という形では、既に人材の不足や後継者不足という形になってあらわれつつありますし、議員がお示しになりました、恐らく工業統計によるデータだと思いますけども、事業所の数も減っていくというような形で顕在化している状況であります。

また、一部の企業収益が、雇用が改善しつつあるとはいいましても、地域全体では好循環や波及効果が実感できない状況が続いているということも事実であります。こういった状況を踏まえまして、市といたしましては地域経済における好循環の創出と産業を担う人材不足の克服を基本方針に各種の政策を進めていきたいと考えております。

地域経済における好循環の創出につきましては、今年度のフランス・パリにおける立佞武多の出展や2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催などに向けた観光インバウンド対策、あるいはこれまでも取り組んでまいりました農業の1次産業を高度化する、6次産業化する取り組みへの支援、それから地域の特性や強みを生かした事業を生み出す経済的波及効果に着目して、その効果が地域経済に広く、よい影響を与えるような取り組みを支援していきたいと考えております。

また、産業人材の不足の克服につきましては、これまでU I J ターン雇用促進奨励金制度など、直接的な産業人材の確保を主眼に対策を講じてきたところでありますけれども、これに加えまして少ない人材をより効果的に機能させるために、労働生産性の向上につながる取り組みを支援したいと考えております。

具体的な労働生産性の向上につきましては、現在開会中の国会におきまして生産性向上特別措置法が成立したところをございまして、本市におきましても同法に基づいて中小企業の設備投資を税制面で優遇する市税条例の専決承認議案を本定例会に上程しております。先ほどの半島振興法に基づきました税の優遇とかわりまして、こちらのほうは要件を満たした償却資産を取得した場合、3年間その機材に関して税金はゼロにするという、より踏み込んだ内容の制度となっております。

以上、これら2つの基本方針のもとで、もちろん基幹産業であります農業を初めとする既存産業の振興を図るとともに、引き続き外発的な企業人材の誘致と内発的な起業、創業を促進することで地域産業全体の振興と新たな働く場の創出を図ってまいりたいと考えております。

○秋元洋子副議長 18番、松野武司議員。

○18番 松野武司議員 これまで市では、批判されているというのかどうか、箱物が多いとか、いろいろ言われていますけども、これからはこういう、今役所の大きい施設等が

ほとんど改善されていますので、私、前にもこの議場で何回か言っていますけども、例えば道の駅を創設するとかそういう、これは民間だけではできない施設でありまして、やはり自治体と一緒に、民間も一緒になって取り組んでいく施設ですので、こういうのを想定して、そういうのを作りながら、またそれに張りつく産業が生まれるような仕組み、こういうのをやっていかなければ、なかなか地域の経済はうまく回っていかないと思いますので、やはりそういうのを考えるのが大事かと思っておりますので、いっぱいそういうのはあります。

道の駅に関しては、今まで何回もこの議場で私言っていますけども、一向に理事者側はやろうともしないし、聞く耳も持たないような感じでこれまで来ていまして、財政が伴うからそういうことを余り考えたくない、もちろんこの庁舎の建設とかいろいろこれまでありましたんで、なかなか目を向けてくれなかったのかなとは思っていますけども、これからはそういうのに目をつけていくと。

財政が負担であるならば、私も議員やって22年目に入ります。前市長、成田守市長の時代から、私はP F Iをやって、ここに産業を興せということで、この議場でやってきましたけども、P F Iを私が言ってからもう15年もたっています。ほかの自治体では、こういうP F Iでいろんな産業を興しながらやっていますので、なかなか五所川原市ではP F I、今はP P Pという名前を使っていますけども、そういうのには取り組んでいかない。民間の資金をうまく使って、住民にサービスなり地域に産業を興すなり、そういう方法をもっと積極的に庁舎内で会議を開きながら進めていくとかは大事だと思いますので、民間はいろいろアイデア持っていますけども、民間はそれだけ、この地域であればそんなに資本力あるわけでないの、そういう中央からの資金も導入しながら、もちろん国の補助金も100%活用しながら、とにかくここに産業を興すことが大事かと思っておりますので、道の駅の場合であれば農業の関係者も潤う施設できる、商業関係やる人も潤う可能性ある、そしてまたその中に防災とかいろんなものを組み込んだ施設になりますので、ぜひそういうのを再度検討してもらえないのか、ちょっと答弁いただきたいと思っております。

○秋元洋子副議長 財政部長。

○櫛引和雄財政部長 道の駅の建設の御要望でございますが、現時点の財政状況を申し上げますと、今年度から金木庁舎の建設、あと一般廃棄物処理場の建設、あと環境整備事務組合の長寿命化の事業に着手してございます。なかなか同時進行でというのは難しい問題なのかなと考えてございます。

○秋元洋子副議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 道の駅のことに关してでありますけれども、その効果の検証とかあり方、先進地を昨年度来視察に行ったり、研究を続けているところでございます。現在のところ調査をしているというところですが、道の駅の形がいいのか、あるいは産直がいいのかというような議論もございます。議論の方向性を見定めるために、道の駅のイメージは結局産直施設つきの道の駅ということをお皆さんイメージされていると思いますけれども、そういった場合に出品される生産者の方、出店者の方がどれくらいいらっしゃるのか、あるいは製品を出すほうの側の調査でもありますけれども、今後どれだけの需要があるのか、お客様がどれくらいいらっしゃるのかといった調査もあわせて総合的に判断していきたいと考えております。

○秋元洋子副議長 18番、松野武司議員。

○18番 松野武司議員 そういう答弁は、前からいただいていますんでわかっていますけれども、いかに我々の質問なり要望したとき、何かの形でどうやって動くかなんです。前の財政部長、経済部長の答弁も「検討します」と、そういう答弁だけでまず終わったようなものですから、だから今経済部長が言ったとおり、そういういろんな調査する、それをどんどん、どんどん進めていかなければ、それを後回しにしてしまって、財政部長、財源がないからとか、そうでなくして、それは、今現状はなくても進めていかなければ、そのときになってやろうとしても、そこからだったらまたおくれてしまうという形で、だからそういうしっかりした計画を持って、やるのであれば3年計画なりで考えながら、じゃ今何をやらなきゃだめだばということで考えて進めていかなければだめだと思いません。

我々至誠公明会の中でも、この道の駅構想ということで勉強会を開いて、いろんな道の駅の視察、これもう既にやっています。そして、何回か勉強会開いて、議員たちはみんなこの道の駅をつくるのは、やはりやるべきだという認識のもとで今動いていますんで、仲間の議員から、「松野さん、まだ道の駅、どうもなんねんだな」という意見とかいろいろ私もらうわけですけども、やはり行政側がその気にならなければ、我々民間だけでやれるわけでないもので、その辺もって真剣に理事者側のほうで考えて、前向きに進めてほしいと。この事業だけでなく、いろんな事業がありますので、そういうのにはやはり真剣にやって、我々も情報を出しますんで、皆さんも真剣にやって取り組んでほしいなと思います。これについては、経済活性化についてはこのぐらいにしておきます。

行政改革について、ちょっと質問いたします。画像をお願いします。これもちょっと見にくいですけども、これは大綱の中にある体系図ですけども、これが……あら、違うじゃ。どこさ行ったか。ちょっと待て。こういうふぐあいが出ますんで、済みません。

さっき冒頭にも言ったとおり、この基本方針というのは掲げてやっています。この実施方針に基づいて聞こうと思ったんですけども、これについての成果は、今のところまだ道半ばということで成果は出ていないような話をされていますので、詳しくは聞きませんけども、この実施方針の中で取り組んでいくと。これは、やはりこうやって掲げた以上は、何かの結果を出さなければだめだと思いますので、ぜひ、これ5年計画ですけども、今3年目、この途中で、じゃどこまでこれが進んでいるのか、ちょっと詳しく聞きたい。

こういう計画が出ていますので、これに基づいて。一番あれなのは、行政改革の中でまだまだ改革を進められるものがあるんじゃないかということなんです。今新しい庁舎ができて、庁舎の中を見れば、1階あたりはワンフロアで、ばっと見渡しができるという形で出て、総合窓口等が設けられて改善されています。今の新しい庁舎で、まだそんなに使っていないからわからないんでしょうけども、我々も今使ってみて、あら、こここうせばいいしたでねなというのが幾らかあります。行革の中でも新しい議場の中で、これからここは変えるべきだなという想定しているものがありましたら御報告願います。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 ただいま庁舎のことをポイントで言われておりましたけども、私のほうでもそちらのほうで、ポイントでお話ししていくと、今アンケート、来庁された方にアンケートをお願いしております。それと、窓口案内をやっている、日がわりでやっていますけども、そこで気がついたことをメモして、メモというか、日報、日誌を書いています。それと、各課、各係の人、皆さんが、各部、各課で事務改善という形のことを自由に書いていただくという、この3つの方法でいろんな意見を集約していこうと思っております。

そこで、先日アンケートのほうは100件超えていまして、それを庁内LANのほうで出しております。あとは、各部長のほうに日誌の関係、窓口の日誌の関係と個別の皆さんの窓口とか、業務やられている方たちで庁内の事務改善、あとは施設改善といういろんな、ちょっとした分類をつけながら分けておまして、それをこれから各庁議とかのメンバーとか、部長等会議のメンバーの皆さんと、どういう形でそれを反映させていくか、対応していくかということ今検討しているところであります。

そういう形で、ここの庁舎に関しては、まずは皆さんの意見も吸い上げていかないといけないし、人一人でいろんなことを見ていっても、見る角度が違うとなかなか出てくる意見も違ってきているものですので、そういうような多様性の意見を拾い上げていこ

うかなと思っております。

以上です。

○秋元洋子副議長 18番、松野武司議員。

○18番 松野武司議員 使ってみて、利便性がよくなるよう改善する必要がありますので、これからいろんな人の意見を聞きながら、そういう前向きな改正をしていただければと思います。

それと、職員の研修とかいろいろやりながら改善していくと。これは、庁舎内で若手のグループの会議をやっているような話も聞いていますので、そういうのは大事にしながら、やはり職員の声が、若い職員の声が上に届くような仕組み、これも絶対やってほしいなどは思っていますので、そのことを。

それと、いろいろ職員の方々も話を聞くと、遅刻とか無断欠勤とかそういうのが少なくなるような形で、今どれだけあるのか、把握は私はしていませんけども、そういうのもあるという話も聞いていますので。

それと、目につくのは、先ほど来問われていました喫煙、これも今車庫の中でやっているけども、それは休み時間とかはいいけども、勤務時間に喫煙するとか、そういうのも目につく場合がありますので、その辺も十分指導しながら、市民に何だかんだ言われないような形をとってほしいなどは思っています。

いずれにせよ、こういう状況の中ですので、我々議員もいろいろ勉強しながら前に進みますし、我々がそういういろんな意見を出すことによって職員たちも本気になって動くと思いますので、これからもいろんな形で提案していきたいなと思っていますので、答弁はよろしいので、これで終わります。

どうもありがとうございます。

○秋元洋子副議長 以上をもって松野武司議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

---

◎散会宣告

○秋元洋子副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3時07分 散会

平成30年五所川原市議会第2回定例会会議録（第4号）

---

◎議事日程

平成30年6月6日（水）午前10時開議

- 第 1 議案第66号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について）から議案第74号 工事請負契約の締結についてまで並びに議案第76号 財産の取得について及び議案第77号 市道路線の認定について
- 第 2 請願第 1号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定について国への意見書の提出に関する請願
- 

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（24名）

1番 井上 浩 議員	2番 花田 進 議員
3番 鳴海 初男 議員	4番 木村 博 議員
5番 磯辺 勇司 議員	6番 松本 和春 議員
7番 山田 和宗 議員	8番 木村 慶憲 議員
9番 成田 和美 議員	10番 吉岡 良浩 議員
11番 山田 善治 議員	12番 秋元 洋子 議員
13番 山口 孝夫 議員	14番 伊藤 永慈 議員
15番 加藤 磐 議員	16番 木村 清一 議員
17番 稲葉 好彦 議員	18番 松野 武司 議員
20番 福士 寛美 議員	21番 川浪 茂浩 議員
22番 桑田 茂 議員	23番 三瀨 春樹 議員
24番 工藤 武則 議員	25番 平山 秀直 議員

---

◎欠席議員（2名）

19番 寺田 武造 議員	26番 葛西 収三 議員
--------------	--------------

---



◎説明のため出席した者（24名）

副市長	三上裕行
総務部長	北川智章
財政部長	櫛引和雄
民生部長	秋元建一
福祉部長	岩崎孝幸
経済部長	三橋大輔
建設部長	佐々木秀文
上下水道部長	岩川和雄
会計管理者	岩川静子
教育長	長尾孝紀
教育部長	小林耕正
選挙管理委員会 委員長	白川昭磨
選挙管理委員会 事務局局長	長谷川 哲
監査委員	小田桐宏之
監査委員 事務局局長	宮崎昌子
農業委員会会長	斎藤靖裕
農業委員会 事務局局長	葛西達也
財政課長	須藤淳也
市民課長	福士 豊
保護福祉課長	伊藤一二三
農林水産課長	今 重彦
土木課長	小田桐繁寿
経営管理課長	三和不二義
教育総務課長	川浪生郎

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長 浅利 寿夫

次 長 山 本 弘 隆

◎開議宣告

○磯辺勇司議長 ただいまの出席議員24名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により進めます。

◎市長欠席の報告

磯辺勇司議長 副市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

副市長。

○三上裕行副市長 皆さん、おはようございます。

平山市長でありますけれども、体調不良によりまして一昨日から本会議を欠席しておりますが、いまだ体調が回復せず、本日の本会議も出席がかなわないということでありまして、けさ議長にその旨の届け出をいたしました。おわびを申し上げますとともに、何とぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 16番、木村清一議員。

○16番 木村 清一議員 副市長さんにお伺いします。

12月も欠席と、今回も欠席と。入院されるほどぐあい悪いのであれば、それはしょうがないと。でも、自宅療養になっていると。中身がどういうものか私たちは聞いていないし、見てもいないと。あなたに職務権限もないと。辞表の意向を示しているのか、示していないのか、その辺をお尋ねします。

○磯辺勇司議長 副市長。

○三上裕行副市長 お答えしますけれども、その辺の事情は平山市長本人が考えてのことです。体調につきましても、本人の出席がかなわないということでもありますので、その電話をいただいて、こうして報告しているところでございます。それ以上のことは、私からは申し上げられません。

○磯辺勇司議長 16番、木村清一議員。

○16番 木村 清一議員 自分の立場というのも全然示されず、あなたに対して職務権限もされていないということで、議会を切り抜けていきたいというぐあいなように思うんですけれども、どうなんですか。

○磯辺勇司議長 副市長。

○三上裕行副市長 私は、そういうふうには捉えておりませんが、決裁に関しては、不在のときは代決はしておりますけれども。あと権限に関しては、市長からいろんな報告は受けていないし、この先のことも伺っておりません。

○磯辺勇司議長 16番、木村清一議員。

○16番 木村 清一議員 12月議会もそうでしたけども、本人が提案して、我々はその提案者に聞くこともできないで、また職務権限もあなたに置いていないで、責任ある方は一体どなたさんで、どういうぐあいにもこの議会で説明できるのか。誰もできないでしょう。提案したいときは提案して、さっとぐあい悪いから出ないと。ぐあい悪いなら悪いなりに、そういう確たるものを提示していくのが筋だと思っただけども、議会軽視も甚だしいと、私はそう思うと。

○磯辺勇司議長 答弁は要らないでしょう。

(「うん」と呼ぶ者あり)

---

◎日程第1 議案第66号から議案第74号まで並びに議案第76号及び議案第77号

○磯辺勇司議長 日程第1、議案第66号 専決処分の承認を求めることについてから議案第74号 工事請負契約の締結について並びに議案第76号 財産の取得について及び議案第77号 市道路線の認定についての11件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第70号 平成30年度五所川原市一般会計補正予算(第1号)については、13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、議長において指名いたします。

予算特別委員会の委員には、

1番 井上 浩 議員	4番 木村 博 議員
6番 松本和春 議員	7番 山田和宗 議員
8番 木村慶憲 議員	9番 成田和美 議員

10番 吉岡良浩議員      11番 山田善治議員  
12番 秋元洋子議員      13番 山口孝夫議員  
15番 加藤 馨議員      17番 稲葉好彦議員  
25番 平山秀直議員

の13名を指名いたします。

予算特別委員会は、本日の会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう、口頭をもって通知いたします。

次に、ただいま付託いたしました1件を除く10件については、お手元のタブレット端末に配信しております議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

◎日程第2 請願第1号

○磯辺勇司議長 日程第2、請願第1号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定について国への意見書の提出に関する請願を議題といたします。

本請願については、今定例会の締め切り日までに受理した請願であります。お手元のタブレット端末に配信しております請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

◎休会の件

○磯辺勇司議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、明7日から13日までの7日間は休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、7日間は休会とすることに決しました。

次回は14日定刻より会議を開きます。

---

◎散会宣告

○磯辺勇司議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時26分 散会

平成30年五所川原市議会第2回定例会会議録（第5号）

---

◎議事日程

平成30年6月14日（木）午前10時開議

- 第 1 議案第67号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 第 2 議案第68号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 3 議案第69号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 4 請願第 1号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定について国への意見書の提出に関する請願  
（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第 5 議案第66号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 第 6 議案第71号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第72号 五所川原市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第73号 五所川原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第74号 工事請負契約の締結について  
（民生常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第10 議案第76号 財産の取得について
- 第11 議案第77号 市道路線の認定について  
（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第12 議案第70号 平成30年度五所川原市一般会計補正予算（第1号）  
（予算特別委員長報告・質疑・討論・採決）
- 

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（26名）

1番	井上	浩	議員	2番	花田	進	議員
3番	鳴海	初男	議員	4番	木村	博	議員
5番	磯辺	勇司	議員	6番	松本	和春	議員
7番	山田	和宗	議員	8番	木村	慶憲	議員
9番	成田	和美	議員	10番	吉岡	良浩	議員
11番	山田	善治	議員	12番	秋元	洋子	議員
13番	山口	孝夫	議員	14番	伊藤	永慈	議員
15番	加藤	磐	議員	16番	木村	清一	議員
17番	稲葉	好彦	議員	18番	松野	武司	議員
19番	寺田	武造	議員	20番	福士	寛美	議員
21番	川浪	茂浩	議員	22番	桑田	茂	議員
23番	三淵	春樹	議員	24番	工藤	武則	議員
25番	平山	秀直	議員	26番	葛西	収三	議員

---

◎欠席議員（なし）

---

◎説明のため出席した者（25名）

市	長	平山	誠敏
副市	長	三上	裕行
総務部	長	北川	智章
財政部	長	櫛引	和雄
民生部	長	秋元	建一
福祉部	長	岩崎	孝幸
経済部	長	三橋	大輔
建設部	長	佐々木	秀文
上下水道部	長	岩川	和雄
会計管理者		岩川	静子
教育	長	長尾	孝紀
教育部	長	小林	耕正

選挙管理委員会 委員長	白川 昭 磨
選挙管理委員会 事務局 局長	長谷川 哲
監査委員 監査委員 事務局 局長	小田桐 宏 之 宮崎 昌 子
農業委員会 農業委員会 事務局 局長	斎藤 靖 裕 葛西 達 也
財政課 長	須藤 淳 也
市民課 長	福士 豊
保護福祉課 長	伊藤 一二三
農林水産課 長	今 重 彦
土木課 長	小田桐 繁 寿
経営管理課 長	三和 不二義
教育総務課 長	川浪 生 郎

---

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長	浅利 寿 夫
次 長	山本 弘 隆



◎開議宣告

○磯辺勇司議長 ただいまの出席議員26名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により進めます。

◎日程第1 議案第67号から

日程第4 請願第1号まで

○磯辺勇司議長 日程第1、議案第67号 専決処分の承認を求めることについてから日程第4、請願第1号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定について国への意見書の提出に関する請願までの4件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○成田和美総務常任委員長 一登壇一

おはようございます。本定例会で総務常任委員会に付託されました議案3件及び請願1件について、去る6日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第67号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は五所川原市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるものであり、主な改正内容は、個人市民税にあっては基礎控除額及び非課税範囲の見直し、固定資産税にあっては中小企業の設備投資にかかわる特例措置の創設、固定資産税等の負担調整措置の継続及び住宅にかかわる税額の減額措置の延長、市たばこ税にあっては税率の引き上げ及び加熱式たばこの課税方式の見直しをするものであるとの説明があり、質疑はなく、採決の結果、承認すべきものと決しました。

次に、議案第68号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めらるものであり、主な改正内容は国民健康保険税にかかわる基礎課税額の上限額を54万円から58万円に引き上げるとともに、同税の軽減判定について軽減算定基準にかかわる被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき加算すべき金額を、5割軽減判定にあっては27万円から27万5,000円に、2割軽減判定にあっては49万円から50万円にそれぞれ引き上げるものであるとの説明があり、質疑はなく、採決の結果、承認すべきものと決しま

した。

次に、議案第69号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるものであり、主な改正内容は都市計画税等の負担調整措置の継続及び住宅にかかわる税額の減額措置の延長をするものであるとの説明に対し、農地等に対する都市計画税の賦課についてなどの質疑があり、採決の結果、承認すべきものと決しました。

次に、請願第1号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定について国への意見書の提出に関する請願についてであります。本件は国に対し、治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること、治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと、治安維持法による犠牲者の実態を調査し、その内容を公表することを求める意見書を国へ提出することを求める請願であり、審査の過程において、これまで本市議会において不採択とされてきた請願と同趣旨の本請願には賛同しかねるとの意見があり、採決の結果、不採択とすべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○磯辺勇司議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。請願第1号に対する賛成討論の通告がありますので、これを許可いたします。

2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 一登壇一

日本共産党の花田進です。請願第1号 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定について国への意見書の提出に関する請願に賛成の討論を行います。

この請願の趣旨は、治安維持法によって拷問など人道上許されない行為が行われたことに対して、国に謝罪と補償を求めるもので、昨年が続いて7回目の請願であります。この請願の趣旨では、これまでの否決理由に応え、請願者の思いを込め、理路整然と述べており、大いに賛意を述べるものであります。日本の民主主義、平和を求める議員の皆さんにはよく理解できるものと思います。当市の嘉瀬出身の小学校教師、土岐兼房氏は、生活に根差したつづり方教育が治安維持法に問われ投獄され、浪岡出身で、25歳で命を奪われた相沢良を偲ぶ会が毎年5月に開催され、若き女性の思いを引き継いでいます。議員の皆さん、治安維持法によって政府が行った拷問を許すのですか。虐殺を許すのですか。アジアの諸国民を含め、多くの犠牲者を出したあの戦争に命をかけて反対し

た人たちがいたことは、今を生きる私たちに勇気を与えるものであります。全国では、406を超える自治体がこの請願を採択しています。当市でも戦争に反対した先人たちの勇気に応える意味でも採択することを希望します。

犠牲者は、高齢で時間が残されていません。今生きている間に政府が謝罪をして名誉を回復させ、賠償を行うべきです。議員の皆さんの御理解により賛同していただくことを壇上より心よりお願い申し上げ、討論を終わります。

○磯辺勇司議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第67号から議案第69号までの3件は承認、請願第1号は不採択であります。

ただいまの委員長報告のうち請願第1号に対する賛成討論がありましたので、会議規則第74条の2第1項の規定に基づき、電子表決システムによる投票により採決いたします。

ただいまの出席議員は25名であります。

念のため申し上げます。

請願第1号について採択することを可とする議員は賛成のボタンを、否とする議員は反対のボタンを押して投票してください。

なお、会議規則第74条の2第3項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみなします。

それでは、投票を開始します。

(投票)

○磯辺勇司議長 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 投票漏れなしと認めます。それでは、投票を終了いたします。

投票の結果を報告いたします。

賛成7票

反対18票

白票0票

以上のおり賛成が少数であります。

よって、本件は不採択と決しました。投票状況をディスプレイにて表示いたします。

---

請願第1号の採択を可とする議員の氏名

1 番 井 上 浩 議員	2 番 花 田 進 議員
3 番 鳴 海 初 男 議員	4 番 木 村 博 議員
1 4 番 伊 藤 永 慈 議員	1 5 番 加 藤 磐 議員
1 6 番 木 村 清 一 議員	

否とする議員の氏名

6 番 松 本 和 春 議員	7 番 山 田 和 宗 議員
8 番 木 村 慶 憲 議員	9 番 成 田 和 美 議員
1 0 番 吉 岡 良 浩 議員	1 1 番 山 田 善 治 議員
1 2 番 秋 元 洋 子 議員	1 3 番 山 口 孝 夫 議員
1 7 番 稲 葉 好 彦 議員	1 8 番 松 野 武 司 議員
1 9 番 寺 田 武 造 議員	2 0 番 福 士 寛 美 議員
2 1 番 川 浪 茂 浩 議員	2 2 番 桑 田 茂 議員
2 3 番 三 瀨 春 樹 議員	2 4 番 工 藤 武 則 議員
2 5 番 平 山 秀 直 議員	2 6 番 葛 西 収 三 議員

○磯辺勇司議長 次に、ただいまの1件を除く3件については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、請願第1号を除く3件については委員長報告のとおり決しました。

◎日程第5 議案第66号から

日程第9 議案第74号まで

○磯辺勇司議長 日程第5、議案第66号 専決処分の承認を求めることについてから日程第9、議案第74号 工事請負契約の締結についてまでの5件を一括議題といたします。

本件に関し、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○木村慶憲民生常任委員長 一登壇一

本定例会で民生常任委員会に付託されました議案5件について、去る6日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第66号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は五

所川原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について専決処分したので、その承認を求めるものであり、厚生労働省令に基づき市の条例を改正したほか、市独自の基準として五所川原市暴力団排除条例の規定を追加したものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第71号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は児童福祉法の改正に伴い、五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会の名称及び担当する事務のほか、所要の事項を改めるものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号 五所川原市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、後期高齢者医療制度加入時の住所地特例の取り扱いが改められたことに伴い、条例の対象者を改めるほか、字句等の修正を行うものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号 五所川原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は放課後児童支援員の基礎資格について対象を拡大するほか、教員免許の更新を受けていない者も対象となることを明確にするものであるとの説明があり、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号 工事請負契約の締結についてであります。本件は新一般廃棄物最終処分場の建設工事請負契約を締結するものであり、工事概要は埋め立て面積1万4,900平方メートル、埋め立て容量8万2,000立方メートルの処分場本体工事及び浸出水処理施設工事であるとの説明に対し、埋め立て処分を行う期間について、既存の浸出水処理施設の活用について、搬入道路の拡幅についてなどの質疑があり、埋め立て処分を行う期間は15年程度である、既存の浸出水処理施設は浄化処理のため、引き続き稼働させる必要がある、搬入道路の拡幅予定はないが、昨年までに待避所を4カ所設置しているとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○磯辺勇司議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

今委員長報告におきまして委員会での議論の内容がわかりました。私は、この議案を

見まして何点かの質問を持ったところであります。3点ほどございますけれども、工事発注方式とその選定理由及び落札までの経過について。

大きい2点目は、共同企業体構成員であります水道機工株式会社について3つほど、出資の割合ですとか、浸出水の処理施設工事の実績と評価ですとか、処理におけるノウハウの本施設への活用などがございます。

大きい3点目としては、類似自治体、類似規模施設との比較について2つありますけれども、類似規模施設の建設単価の平均を立方メートル当たりいかほどと評価されているのか、あるいは建設費から計算される処理単価の評価などがございます。

これらの疑問を持ちまして、さらには先ほどの委員長報告にもありました、考えるに当たっての前提となっていることは、議案の工事概要で説明をされています。2番目ですけれども、工事概要の処分場本体工事と浸出水処理施設工事に大きく分かれておりますので、この2つの項目が議案であります契約金額との関係でどのような中身になっているかは、委員長報告の中身の前提でもありますので、教えていただきたいと思っております。

以上です。

○磯辺勇司議長 民生常任委員長。

○木村慶憲民生常任委員長 民生常任委員会においては、契約金額25億7,040万円に占めるそれぞれの割合についての質問はありませんが、特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書によると、土木工事及び建築工事が18億3,600万円、浸出水処理施設整備が7億3,440万円となっております。

○磯辺勇司議長 井上議員、いいですか。

○1番 井上 浩議員 はい。

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。議案第74号に対する反対討論の通告がありますので、これを許可いたします。

1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 一登壇一

社会民主党の井上浩です。議案第74号に反対し、意見を述べます。

本議案は、新しく喜良市での一般廃棄物最終処分場建設準備が大詰めを迎えた中で、市と齋勝・水道特定建設工事共同企業体における仮契約を事業契約締結とするために議決を求められたものです。

旧五所川原市におきましては、野里に建設された最終処分場が竣工をいたしました1997年3月27日以来、20年以上たつての新たな建設です。この入札は、5月2日に旧

庁舎の北棟5階の第3会議室で行われました。参加したのは、ほかにつがる市木造の株式会社伊藤鋳業によります住友特定建設工事共同企業体と深浦町の株式会社脇川建設工業所によるツシマ・フソウ特定建設工事共同企業体であり、これらの3企業体が税込み予定価格26億243万2,800円に対して、それぞれ25億7,040万円、25億8,120万円、25億8,660万円で応札し、最低価格の25億7,040万円で齋勝・水道特定建設工事共同企業体が落札したというものです。

さて、皆さん、廃棄物処理施設建設工事の入札契約の適正化が社会問題化してから10年を超える歳月が過ぎ去りましたが、相も変わらず談合問題が社会の話題から消えることはありません。それどころか、深まる政治や行政に対する不信から、より一層公正で公明な入札契約を求めるニーズは高まる一方だと私は感じています。無論今回の当市での事例で談合があったのか否かは、当該の3企業体にしかわかりません。3企業体といいますが、地元の実質、齋勝、伊藤鋳業、脇川建設の3社です。

そこで、議会としてチェックせねばならないのは、発注者である市が価格に見合ったよりよい質の調達をしているのか。その前提として、費用対効果の高い廃棄物処理施設建設工事を実施できるよう、ここ10年間ほどの間に入札契約方法を見直し、改善に取り組んできたのか否かだと私は考えています。残念ながら、市に対しては一層の努力を求めざるを得ません。その理由を述べます。

2005年に公共工事の品質確保の促進に関する法律が施行され、公共工事の品質については、経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的にすぐれた内容の契約がなされることにより確保されなければならないと定められました。

続いて、2006年には環境省により廃棄物処理施設建設工事などの入札契約の手引きが示され、その後はこの手引きを指針として、自治体による廃棄物処理施設事業が進められています。この手引きが求めたのは、市が発注する廃棄物処理施設建設整備事業について、1つとして設計・施工一括発注方式、性能発注方式と呼ばれますが、これを基本とし、大きい2つ目として受注者選定方式は、技術力と価格を総合的に評価して契約相手方、受注者のことですが、これを選定する総合評価落札方式を基本とするべきというものでした。

ところが、当市におきましては、この2つの指摘について、性能発注方式については取り組まれているものの、受注者選定方式は低入札価格調査制度対象工事としての条件つき一般競争入札にとどまっています。10年以上前に手引きで指摘されました発注方法についての改善ステップ表で言うと、随意契約から条件つき一般競争入札に変わったも

の、改善の考え方として示されました現状維持ではなく、改善ステップを踏み出すべきであるとのスタートラインにとどまったままだと判断せざるを得ません。これではだめだと思います。といいますのは、求められている総合評価落札方式とは、従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、価格と価格以外の要素を総合的に評価する落札方式であり、具体的には入札者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価し、落札者を決定する落札方式のことです。価格のほかに工事全体の質の向上を追求できると私は考えています。市民、納税者でございますけども、市民の代表としての発注者の意思がメリットの選択や、そのメリットの評価といった落札者決定に至るプロセスに反映することができます。したがって、何よりも納得されやすい客観的な指標に基づく、公正で公明な運用を可能とします。このことにより、周辺住民や利用者に評価項目の選定や技術提案の最終判断の基準などに関して的確に説明することを可能とします。

それでは次に、市はどのように改善すべきだったのかについて、3点私の意見を述べます。

まず第1に、契約に当たっては価格ばかりではなく、技術の優劣についても市はプラントメーカーと交渉せねばなりません。市の取り組みについて不足があると私は考えています。そもそも廃棄物処理施設建設工事などの入札契約の適正化が社会問題化したのは談合事件によるものです。適正な価格を妨げる要因を市は積極的に排除せねばなりません。

処分場の建設工事は、処分場本体工事と浸出水処理施設工事に大別されます。土木構造物については、去る3月、昨年度末に仕上がった実施設計に基づく仕様発注方式です。一方、浸出水処理施設に関しては、設計・施工一括発注、先ほど出ました性能発注方式が採用されています。両者の工事契約金額は、先ほどの答弁で示されましたように土木工事及び建築工事合わせて18億3,600万円、浸出水処理施設工事が7億3,440万円となっています。当市での契約ではこうなっていますが、建設費において埋立地工事と浸出水処理施設工事は、おおむね同枠レベルというのが一般的とされていることをここで指摘しておきます。

このうちの浸出水処理施設は、技術的に複雑、高度であり、プラントメーカーが市場において強い影響力を持ち、発注者である市は、設計が困難であるために性能発注方式がとられています。そこで発生するのが談合疑惑なわけです。プラントメーカーだけでなく、コンサルタントも介在をされますと競争が十分に働かず、適正な価格での契約がされなくなります。よって、市としては入札契約において不正行為を防止するルールづくりが必要となるわけです。条件つき一般競争入札に付されました条件について、談合



防止との兼ね合いでその内容が問われます。

ここで、当市の取り組みにおける問題点を1点指摘をしておきます。建設コンサルタントの発注選定の適正化について取り組まれていません。環境省の手引きでは、建設コンサルタントは業務の中で一般に契約金額が最も多くなる施工管理業務を獲得しようとして、計画基本設計段階の業務を安価、低価格で入札するインセンティブが働く構造になっているとして、計画基本設計業務と発注者支援業務と施工管理業務はそれぞれ別々に発注し、競争的に選定し、契約することを基本とすべきとされておりますが、当市の取り組みでは不足です。

次に、第2として類似実施団体、類似規模施設の既存契約事例の情報への向き合い方が不足と言わざるを得ません。入札執行書には税抜き建設工事予定価格24億966万円が記されています。しかし、この予定価格積算において、さきの手引き中の廃棄物処理施設建設工事の予定価格積算手法において、基本的考え方として、廃棄物処理施設建設プロジェクトを行う市町村などは、プラントメーカーの見積書のみを頼って予定価格を作成するのではなく、積極的に他市町村の既存契約事例の情報を収集、分析し、より適正な予定価格の作成に取り組むことが必要である。

こういった取り組みにより価格の透明性が確保されるとともに、新しい技術の導入によるものを含め、コスト縮減効果も期待できるとの指摘について、市当局では熟慮されていないと私は思います。私は、類似実施団体、類似規模施設との比較において、類似規模施設の建設単価の平均、立方当たりの価格にも市は目を配り、評価をした上で積算すべきと考えていますので、これは不足だと思っています。

最後に第3として、私は環境省が指摘するように、廃棄物処理施設建設工事においては、環境保全設備の整備費用と環境保全効果の説明を納税者である住民に対して積極的に情報提供していく必要がある。こうした住民との対話を通じ、費用対効果のより高い施設建設、運営や廃棄物の排出抑制を促し、資源循環を高める処理方式を地域において選択できるように取り組むことが重要であると環境省の指摘同様に考えています。

かつて北海道のニセコ町で一般廃棄物最終処分場建設反対運動が起きたとき、町長はこれでもかというくらい情報公開をしました。メモ用紙を含めて、とにかく全部公開した。そうしたら最後は、賛成はしない、けどやむを得ないとして、どうせつくるならばよい処分場をつくろうと反対派の人たちと握手した、全部公開していけば住民の信頼を失うことはないと述べています。

一方、当市では2015年3月16日開催の市議会一般質問答弁で、当時の民生部長が「新処分場建設用地に金木一般廃棄物最終処分場の未利用地を想定いたしまして、環境影響

評価方法書を作成しているところであり、これをもとに市民の皆様に御説明いたしまして、御理解を得たいと考えてございます」と答弁してから3年余の年月が過ぎ去りました。この間に議会本会議場での一般質問において議論されることもなく、最後の環境影響評価書の縦覧が本年、今月の6月4日から環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲、五所川原市として始められています。ここに至るまでの間、取り組みの節目節目における市民への情報提供が薄いと感じるのは私ばかりでしょうか。

以上、私のこれらの指摘に対する市民への説明責任を果たした後に、業者との仮契約から本契約に進むべきと考えます。市の発注担当者は、市民の代理人として低廉な価格で良質の工事を発注し、万人に納得される公正で透明な選定をする責務を負っています。間近にはごみ焼却施設の更新の課題も本市は抱えています。よって、新市長のもとでの再考を促す意味を含めまして現段階での提案に反対をいたします。議員各位の御賛同をお願いしまして反対討論といたします。

御清聴ありがとうございました。

○磯辺勇司議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第66号は承認、議案第71号から議案第74号までの4件は原案可決であります。

ただいまの委員長報告のうち議案第74号に対する反対討論がありますので、会議規則第74条の2第1項の規定に基づき、電子表決システムによる投票により採決いたします。

ただいまの出席議員は25名であります。

念のため申し上げます。

議案第74号について原案のとおり可決することを可とする議員は賛成のボタンを、否とする議員は反対のボタンを押して投票してください。

なお、会議規則第74条の2第3項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみなします。

それでは、投票を開始いたします。

(投票)

○磯辺勇司議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

投票の結果を報告いたします。

賛成18票

反対7票

白票0票

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。投票状況をディスプレイにて表示いたします。

---

議案第74号を可とする議員の氏名

6番	松本和春	議員	7番	山田和宗	議員
8番	木村慶憲	議員	9番	成田和美	議員
10番	吉岡良浩	議員	11番	山田善治	議員
12番	秋元洋子	議員	13番	山口孝夫	議員
17番	稲葉好彦	議員	18番	松野武司	議員
19番	寺田武造	議員	20番	福士寛美	議員
21番	川浪茂浩	議員	22番	桑田茂	議員
23番	三潟春樹	議員	24番	工藤武則	議員
25番	平山秀直	議員	26番	葛西収三	議員

否とする議員の氏名

1番	井上浩	議員	2番	花田進	議員
3番	鳴海初男	議員	4番	木村博	議員
14番	伊藤永慈	議員	15番	加藤磐	議員
16番	木村清一	議員			

---

○磯辺勇司議長 次に、ただいまの1件を除く4件については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第74号を除く4件については委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第10 議案第76号及び

日程第11 議案第77号

○磯辺勇司議長 次に、日程第10、議案第76号 財産の取得について及び日程第11、議案第77号 市道路線の認定についての2件を一括議題といたします。

本件に関し、建設常任委員長の報告を求めます。

建設常任委員長。

○福士寛美建設常任委員長 一登壇一

本定例会で建設常任委員会に付託されました議案2件について、去る6日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第76号 財産の取得についてであります。本件は老朽化した3.7メートル級グレーダー除雪車の買いかえに当たり、議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、買いかえ前の除雪車の処分についての質疑があり、540万円で下取りされるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号 市道路線の認定についてであります。本件は一野坪字麻ノ葉地内の道路用地としての寄附採納に伴い、市道認定するものであるとの説明に対し、除雪についての質疑があり、緑地が確保されているので問題はないとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○磯辺勇司議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

16番、木村清一議員。

○16番 木村 清一議員 議案第77号 市道路線の認定について。この道路の、五所川原市が受けて認定ということになるわけですが、この市道、規格として五所川原市に合う、要するに舗装の厚さとかいろいろな基準があると思うんですけども、どのような基準で市道の認定に当たっているのかお聞きします。

○磯辺勇司議長 建設常任委員長。

○福士寛美建設常任委員長 まず、その辺については、理事者側の建設部長のほうからひとつ答弁をしていただきたいと思います。

○磯辺勇司議長 建設部長。

○佐々木秀文建設部長 お答えいたします。

市道路線の認定につきましては、五所川原市市道認定基準規則がございます。要件といたしましては、延長が25メートル以上であること、縦断勾配が10%以下であること、また道路用地、または道路と一体となってその効用を全うする施設、もしくは工作物は所有者から市に無償で所有権移転ができるものなどがあります。実際ですが、土木課のほうで道路築造途中に市道の要件に合うような幅員、また道路の舗装構成等を現場で確認して、指導しながら完成しているというところでございます。

以上です。

○磯辺勇司議長 16番、木村清一議員。

○16番 木村 清一議員 要するに要件が備わってればいいということらしいんですけども、冬の土盛りの工事と、また期間を置いて土盛りした工事と差はあるんだか、ないんだか。

○磯辺勇司議長 建設部長。

○佐々木秀文建設部長 市の発注する工事であれば、できるだけ夏場といいますか、冬季を避けた形での道路の工事が望ましいということですが、このような宅地造成の場合は民間業者が行いまして、業者さんのほうの都合によって施工するわけですので、必ずしも夏場に施工するということがばかりではありませんが、当市としましては冬場においても現場に立ち会い、適正な道路ができるような形で現場を指導しているところがございます。

○磯辺勇司議長 16番、木村清一議員。

○16番 木村 清一議員 以前は、波打った市道の認定ありまして、そのときの建設常任委員会が大分批判されたこともありました。要するに冬場の工事ということになれば、圧縮もスムーズにされていない、そしてまた、まだ凍結しているということで、その場合に舗装すれば、必ず夏場を過ぎればそういう問題が、要するにひびが入って穴があいてくると。

それで、私、今回いろいろ小路を歩いて、要するに分譲地の道路を見たんですけども、大型事業はどんどん、どんどん進めて入札しているんですけども、道路の穴がすごいんです。わかっているでしょう、相当苦情来ているというの。どんどん、どんどんと本当に車壊れるようで、要するに相当な苦情来て、訴訟もあるみたいですけども、年間のうち、かなり当市が補償されている例もあります。まず、かなりのものです。これあなたたち、何も補修もしないで、特におたくさんでやったのは別にいいんです。このもらい受けた道路が余りにも傷んでいるから今回こういうぐあいと言うんですけども、あなたたち、役所の職員、大きい道路ばかり歩いて小路歩いてねえんだかわかんねえけども、おらだち、今選挙で小路歩いていけば相当な穴があいているということ。いつ補修されるんだか、補修の見通しはどういうぐあいになっているのか。

○磯辺勇司議長 建設部長。

○佐々木秀文建設部長 議員御指摘のとおり、現在市道、国道、県道にかかわらず、穴ぼこが見受けられております。今年は、特に冬期間といいますか、気温が下がった時期がございまして、凍結といいますか、道路のほうで凍結による亀裂とか非常に多く発生して

おりまして、車両の走行性において安全性とか、また快適性に影響を与えているということをお私達認識しているところでございます。

3月に雪解け開始からパトロールいたしまして、穴を埋めるということで業者のほうに発注をして随時やっているところでございますが、なかなか追いついていないということが現状でございます。

また、現在も新たに補修工事を追加して、秋までに完全に埋めるような形で今発注をしているところでございますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○磯辺勇司議長 16番、木村清一議員。

○16番 木村 清一議員 秋まで。幹線道路はこの間やっていたんです。幹線道路、感心にやっていたなと思って。でも、ちょっと入ればもう穴ぼこぼこで、幹線道路をやっていけばいいという感じであれだけども、やっぱりあお穴あいでればさ、まず石岡のあの辺もだし、とにかく入ったところが大変です。おめだち、気づいぢゅんだかわかんねえけども、財政で渋っちゃんだかわかんねえけども、やっぱりそれ一番急ぐことでねえか。大型工事だばどどん、どどん発注して、まだ期間もいっぱいあるのに、そういうんだば早目に発注して、選挙期間なんで仕方ないんだがわかんねえけども。でも、やっぱり住民のそれだけは優先してやってください。

要望して終わります。

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第12 議案第70号

○磯辺勇司議長 次に、日程第12、議案第70号 平成30年度五所川原市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○木村 博予算特別委員長 一登壇一

おはようございます。去る6日の本会議において設置されました予算特別委員会は、同日議場において委員会を開催し、委員長に不肖私、木村博が、副委員長に平山秀直委員が選任されました。翌7日に付託されました議案第70号 平成30年度五所川原市一般会計補正予算（第1号）について審査を行いました。質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告いたします。

○磯辺勇司議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

---

◎市長挨拶

○磯辺勇司議長 市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

市長。

○平山誠敏市長 一登壇一

平成30年第2回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、本定例会におきましては、体調不良のため、全日程を出席することができず、議員各位に御心配と御迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。また、磯辺議長を初め、木村博予算特別委員長及び各常任委員長、また議員各位の御協力によりまして、全議案とも御賛同を賜り、厚く御礼申し上げます。審議の過程において賜りました御意見、御提言などにつきましては、十分これを尊重し検討いたしまして、今後の市政運営に反映してまいり所存であります。

さて、待望の新庁舎が開庁して一月ほどが経過しましたが、どなたにも使いやすいユニバーサルデザインを採用し、分散していた教育委員会や上下水道部などを新庁舎へ集約化し、市民にとって利便性が大きく向上しております。窓口部門を集中させた1階に

は、番号発券窓口システム、案内係の設置など、市民サービスの向上のため、さまざまな取り組みを実践しており、今後も市民が利用しやすく、地域の核となる庁舎として、行政サービスの一層の充実に取り組んでまいります。

今定例会は、私にとって最後の議会となりますが、振り返りますと市民の皆様から御信任いただいてから、早いもので12年間、市政運営に全精力を傾けてまいりました。財政再建という厳しいスタートでございましたが、その後も人口減少、少子高齢化対策、地域経済の活性化等、地域社会を取り巻く状況への打開策、特効薬を見つけることはなかなか難しい状況においても、住民のニーズに迅速かつ的確に対応するべく、日々地域課題に真摯に取り組んでまいりました。

一例を挙げれば、医師不足、地域医療の確保という課題に対し、広域的に地域医療を支えていく、つがる西北五広域連合自治体病院機能再編成を推進したことで、一定の成果を残すことができました。これもひとえに市民の皆様を初め、議員各位の御理解と御協力のたまものであり、改めてこの場をおかりして感謝申し上げます。

終わりに、暑さが感じられる季節となってまいりました。議員各位におかれましては、健康に十分留意され、市勢伸展のため、ますます御活躍されますよう祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

○磯辺勇司議長 平山市長には体調不良の折、御出席いただきまして大変ご苦労さまでございました。体調には十分気をつけて今後頑張ってください。

---

◎閉会宣告

○磯辺勇司議長 これにて平成30年五所川原市議会第2回定例会を閉会いたします。

午前11時09分 閉会



署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年6月14日

五所川原市議会議長 磯 辺 勇 司

五所川原市議会副議長 秋 元 洋 子

五所川原市議会議員 平 山 秀 直

五所川原市議会議員 葛 西 収 三

五所川原市議会議員 井 上 浩